

したのである。而して其低落の程度を考ふるに、——税額以下の低落を見たる少數都市は例外として——大多數の都市は税額又はそれ以上の低落を見たのである。勿論此時に於ける商品價格の低落が穀粉税及び屠畜税の廢止以外の事情に基く事も考へ得べきであるから、穀粉税及び屠畜税と關係なき都市に於ける價格の變動、穀粉税及び屠畜税と沒交渉なる商品の價格の變動をも一應は調べたのである。其結果を見るに、穀粉税及び屠畜税の行はれし此等の都市に於て、此等諸税の廢止後に見たる課税物件の價格の低落なるものは、一、穀粉税及び屠畜税の行はれし都市のみに起り、其他の都市に於ては全く見ざる現象であり

二、穀粉税及び屠畜税の課税物件にのみ生じ、他の商品には行はれず

三、穀粉税及び屠畜税の廢止の際のみに起り、其他の時には例を見ないのであつた。此等の諸事情を綜合したる結果、穀粉税及び屠畜税の廢止そのものが課税物件の價格を引下げたりとの結論に到達したのである。⁴⁷⁾

Laspeyresの方法は、相對的研究方法で且つ遊離的研究方法である。彼は研

究方法を重んずる餘り、其結果をまとめる事には充分の努力を拂はなかつたのである。其所に Laspeyresの研究の強味もあり弱味も存してゐる。

四 批評

以上 Conrad, Schulz, Laspeyresの三者につき、經濟的原則を主とする轉嫁の統計的研究を明かにしたのであつた。此種の研究としては、尙 Carl Hager, Josef Dierschke, Leo Petritsch, Hiermann Fitz, Karl A. Lange等の勞作を數へる事が出来る。⁴⁸⁾

本論文は、その研究せんとする所が恰も經濟的原則を主とする酒税轉嫁の統計的研究であるから、Engel, Jassalle, Neumann, Mombert, Gerloff等の研究よりも寧ろ此等 Conrad, Schulz, Laspeyres等の諸研究により教へられる所が少くない。然し「酒税の轉嫁を論ず」の表題の示すが如く、問題の對象が我國財政獨特の現象たる酒税の轉嫁であるから、Conrad以下の研究方法を其儘に應用するを得ないのである。殊に次の二點は最も注意すべき差異である。

一、我國の酒税は國税にして地方税でないから、全國一樣に行はれてゐる。

Petritsch; Zur Lehre von der Ueberwälzung der Steuern 1903. Fitz; Die Weinstener 1908. Lange; Wirkungen des bayerischen Malzaufschlaggesetzes vom 18. März 1910. 1916

47) Laspeyres; a. n. O. S. 279 u. 281

48) Hager; Die Ueberwälzung der Zuckersteuer 1893. Dierschke; Progressive Besteuerung des Grossbetriebes bei einigen Verbrauchssteuern 1903.

従つて植民地及び外國を考慮に加ふれば兎に角、然らざる限りは轉嫁關係を土地的に遊離して考へる事が出來ない。これ Conrad が關稅區域内のみの穀物關稅を捕へ、Schanz が地方麥芽税を研究し、Laspeyres が地方穀粉税及び屠畜税に用ひたるとは異りたる研究方法を採らねばならぬ所以である。

二、我國の酒税は、その根據たる法律が統計材料の完備せざる明治二十九年に定められ、それ以來——大正十一年四月に滓引減量及び貯藏減量の増加のみを行ひたる場合を除き——一回も輕減せられたる事もなければ又廢止せられた事もないのである。従つて新税を起したる影響、廢減税の際の影響よりして轉嫁關係を見んとする方法は共に斷念すべく、問題は増税の際の轉嫁關係のみとなるのである。これ Laspeyres 等の研究方法と異らざるを得ない第二の理由である。

以上の二點に就いては遺憾ながら前掲の研究方法に従ふ事が出來ない。然し其他の點に於ては、材料の蒐集、吟味、分析、綜合等の諸點に關し、ひたすら先

輩の研究の精神を參考にしたのである。以下、章を分ちて、酒税轉嫁の統計的研究を専ら經濟的原則を中心として進めて行くのである。

第二章 我國酒稅の内容

酒稅轉嫁の統計的研究を試みるに當つては、先づ第一に我國の酒稅の内容を明かにする必要がある。現行酒造稅法(大正十五年三月法律第十四號)には次の規定が設けられてゐる。

第四條 酒類を製造する者には其造石數に應じ左の割合を以て造石稅を課す

第一種 酒精分二十三度以下の濁酒 一石に付 三十六圓

第二種 酒精分二十三度以下の清酒、白酒及酒精分三十度以下の味淋、燒酎 一石に付 四十圓

第三種 酒精分三十度を超え四十五度以下の燒酎 一石に付 前號の金額に酒精分三十度を超ゆる一度毎に一圓五十錢を加へたる金額

第四種 酒精分二十三度を超ゆる清酒、濁酒、白酒、酒精分三十度を超ゆる味淋及酒精分四十五度を超ゆる燒酎 一石に付 酒精分一度毎に一

圓八十錢

前項に於て酒精分と稱するは攝氏檢温器十五度の時に於て原容量百分中に含有する〇・七九四七の比重を有する酒精の容量とす

第六條 造石税の納期を分ち左の四期とす

第一期 七月十六日より同三十一日限 前年十月一日より其年四月三十日まで査定石數に係る税額四分の一

第二期 十月十六日より同三十一日限 同上

第三期 翌年二月十六日より同二十八日限 同上及其の年五月一日より九月三十日まで査定石數に係る税額二分の一

第四期 翌年三月十六日より同三十一日限 前納額の殘數

第八條 酒類の造石數は製成の時之を査定す

酒類の造石數を査定するは容器の容量に依る、但し命令の定むる所に依り清酒は査定石數の百分の七以内、味淋は査定石數の百分の三以内、焼酎は査定石數の百分の二以内の滓引減量又は貯藏減量を控除することを

得

現行酒造税法は、其源を明治二十九年法律第二十八號に發してゐるが、其後明治三十一年、同三十四年、同三十八年、同四十一年、大正七年、同九年、同十一年、同十五年の數回の改正をへて現今に至つたのである。第四條は酒税が造石税であり且つ其税率が從量税たる事を規定し、第六條は納期を定め、第八條は滓引減量及び貯藏減量を明かにしてゐる。造石税であり而して四期分納である事が清酒庫出税の問題と關連し、更に單純なる從量税率にして且つ滓引減量及び貯藏減量の規定を設けてゐる事が税率の特色である。

以下、酒税の中軸をなす清酒造石税を捉へて財政學上重要なる諸點を研究する。問題は、「清酒庫出税と租税立替」と「税率の問題」との二つに分れる。

第一節 税率の問題

第一款 税率と滓引減量及び貯藏減量

現行酒造税法は、第四條に於て清酒一石につき四十圓の従量税率を規定し、更に第八條に滓引減量及び貯藏減量百分の七の規定を設けてゐる。清酒は、その製成の後に、製成高の一部が滓として沈澱して不用に歸し更に製成高の一部が貯藏の間に減少し、結局庫出して市場に出し得る石数は製成石數より少いものとなつて来る。従つて清酒一石につき四十圓の従量税を課するにしても、製成石數全體を課税物件とせず、製成石數より滓引減量及び貯藏減量百分の七を差引きたる殘額を査定石數としてこれを標準に課税する事となつてゐる。

通常、清酒造石税の税率と云へば、酒造税法第四條の一石四十圓のみに着眼してゐるが、精密に云へば更に酒造税法第八條の滓引減量及び貯藏減量を顧

慮せねばならぬのである。蓋し滓引減量及び貯藏減量なるものは、年を逐ふて其率を増して來たのであるから、實際上の税率を算定する爲めには此をも併せ考へる必要がある。明治二十九年以來の清酒造石税の従量税率、滓引減量及び貯藏減量、兩者を顧慮したる實際の税率の三者を表示すると次の如くである。⁴⁹⁾

第二十表 清酒造石税の税率表(製成高一石につき)

年次	従量税率	滓引減量及び貯藏減量	實際の税率
明治二十九年十月以降	七・〇〇圓	二%	六・八圓
明治三十二年一月以降	三・〇〇	二	二・六
明治三十四年十月以降	一五・〇〇	二	一四・七〇
明治三十七年四月以降	一五・五〇	二	一五・一九
明治三十八年一月以降	一七・〇〇	二	一六・六
明治四十一年三月以降	二〇・〇〇	二	一九・六〇
大正七年四月以降	三三・〇〇	五	三二・五
大正九年八月以降	三三・〇〇	五	三二・五
大正十一年四月以降	三三・〇〇	七	三〇・六
大正十五年四月以降	四〇・〇〇	七	三七・〇

49) 大藏省臨時調査局；内國税の税率及納期に関する沿革摘要

第二十表の示すが如く、我國の清酒造石税は無等級の従量税である。無等級なる事によつて累進税率との比較の問題が起り、従量税たる事によつて酒價の變動との關係を生ずるのである。

第二款 清酒造石税と累進税率

獨逸帝國の所得税法(一九二〇年三月二十九日)は、最低一〇%より始まり最高六〇%に終る超過額累進税率を規定してゐる。⁵⁰⁾ 同様に我國の所得税法も累進税率を採用してゐる。假に第三種所得に就いて云へば(大正十五年法律第八號)最低〇・八%最高三六%の超過額累進税が行はれてゐるのである。

次に間接消費税の方面を見る。獨逸の麥酒税法(一九一八年七月二十六日)は、再三の修正の後、各釀造所の一年度の造石高に對し——一ヘクトリツター當り——次の如き累進税率を課してゐる。⁵¹⁾

始の	二、〇〇〇 H.L.に對し	五・〇〇	次の	三〇、〇〇〇 H.L.に對し	五・六〇
次の	八、〇〇〇 H.L.に對し	五・一〇	次の	六〇、〇〇〇 H.L.に對し	五・九〇
次の	一〇、〇〇〇 H.L.に對し	五・二五	それ以上		六・一〇
次の	二〇、〇〇〇 H.L.に對し	五・四〇			

之に反し、我國の麥酒税法(大正十五年法律第十七號改正)は、麥酒製造石數一石につき二十五圓、酒造税法(大正十五年法律第十四號改正)は、清酒造石數一石につき四十圓——洋引減量及び貯藏減量を顧慮すれば三十七圓二十錢——といづれも比例税率を規定してゐる。擔税者と納税者とが原則として一致する所得税に於ては、我國にも獨逸にも累進税率が行はれてゐるから問題が無い、然るに、間接消費税の或者にては、獨逸に累進税率が行はれ我國に比例税率が用ひられてゐるのは、果して何に基因してゐるのだらうか。大企業家の釀造したる清酒は大所得者必ず之を消費し、小釀造家の清酒を飲用する人が必ず小所得者なりとせば、而して間接消費税が兩者に同じ様に轉嫁するものとせば、大企業家に高率を課し小企業家に低率を課する事も了解し得るのである。然しこの假定は我等の常識と

50) Eheberg; Grundriss der Finanzwissenschaft. S. 103. Hensel; Steuerrecht.

Anhang. Strutz; Handbuch des Reichssteuerrechts. S. 211

51) Eheberg; S. 145. Hensel; Anhang. Strutz; S. 850

は可なり隔つてゐる様である。間接消費税にも累進税率を採用する必要ありと説ける Josef Dierschke は、其根據を中産階級保護政策に求めてゐる。曰く「大企業が榮え小企業が衰へるのは、生産費の關係よりして抗し難き自然の大勢である。只此趨勢を緩和する一方策として、或種の間接消費税に累進税率を採用する事が最も機宜に適してゐる」と。獨逸の間接消費税にして嘗て累進税率を採用し又現に採用してゐるもののあるのは、一に生産方面に於て中小企業を保護せんとする *Mittelstandspolitik* の趣旨に出てゐるのである。

間接消費税に累進税率を採用する事の是非は暫く措き、Dierschke の主張の前提たる大企業集中の趨勢なるものは、我國にも存在してゐるのだらうか。彼は獨逸の製糖業、火酒醸造業、麥酒醸造業の三者に就き調査したのであるが、私は専ら我國の清酒醸造業に就き研究を進めた。

その研究方法は後に述ぶる事として、私の研究の結果としては

第一 大企業集中の傾向著しき事

第二 大企業集中の原因が生産方面にあらずして寧ろ販賣方面に存す

る事

の二つの事實を實證し得たのである。

第一の事實は、Dierschke が獨逸の製糖業、麥酒醸造業、火酒醸造業に就いて統計的に實證したる所と全く符合してゐる。第二の事實は、獨逸に於ける大企業集中の原因が生産方面に存するのと對し、顯著なる特色を示してゐるのである。

租税に純財政的目的以外の他の要素として *Mittelstandspolitik* を加ふべきか否かが一つの問題である。加ふるに、我國の清酒醸造業に於ける大企業集中の趨勢は、其の原因が獨逸の場合と全く異つてゐるのである。果して然らば中産階級保護政策の目的を以て、獨逸の税法を我國に輸入するに當つても慎重なる研究を積む必要がある。清酒造石税には、複雑極り無き租税轉嫁の問題が常に伴ふのである。従つて清酒造石税の累進税率の問題に就いても此方面に一層深き考察を拂はねばならぬのである。

52) Dierschke; Progressive Besteuerung des Grossbetriebs bei einigen Verbrauchssteuer

53) 本書257-266頁

第三款 酒價の變動と従量税

租税は之を税源より徴收するものである。然し課税技術上の關係からして、税源を直接に捕捉する事を避け、通常次の如き経路を辿る事となつてゐる。

税源—課税物件—課税標準—課税單位—税率—租税額

即ち第一の階段としては、税源に於て結局何より支拂はしむべきかを先づ明かにし、更にこの税源より租税を徴收する爲めに如何なる物體に課税すべきや、即ち課税物件の問題を定めねばならぬ。實質的及び形式的財産税の可否の問題、單一税の得失の議論、租税制度の編成方法等の財政學上重要な凡ての問題は、この第一の階段に含まれてゐるのである。

次に第二の階段に於ては、課税物件に關連して課税の標準となるべきものを定め、この課税標準の一定量たる課税單位に一定の税率を乗じ租税額を算定するのである。この場合に、課税標準従つて課税單位が數量にて示さるる時には、之に對する税率を金額にて示し、又課税單位が金額によつて現はさる

る際には、税率を百分比の形にて示すのである。所謂従量税と従價税との區別は、この點より生ずる。即ち

従價税 \equiv 課税單位(數量) \times 税率(金額)

従量税 \equiv 課税單位(金額) \times 税率(百分比)

なる表式の示すが如く、地價百圓(課税單位)につき百分の四(税率)を徴收する地租は従價税にして、造石高一石(課税單位)につき四十圓(税率)を課する清酒造石税は従量税に屬してゐる。

課税の第一の階段は、この第二の階段をへて始めてその所期の目的を達する事が出来る。第二の階段が好都合に運ばなければ、第一階段に如何なる理想を畫いて置いても、結局は無意味に歸するのである。現に、第二の階段に於て従量税の形式をとれる清酒造石税が、酒價の變動なる大事實に直面したが爲めに、第一段に於て立法者の夢想だにしなかつた結果を齎してゐるのである。以下私は「酒價の變動と従量税」の問題を中心にして、課税の第一階段と第二階段との關係を明かにする。尙、本問題に關しては、已に神戸博士が理論的

に論じ盡してゐられるから、私は専ら、我國に存する現實の數字に立脚して問題を扱ひたいのである。

我國の清酒造石税は、清酒の消費により示さるる所得を税源とし、清酒の醸造と云ふ事實を課税物件とし、清酒の造石高を課税標準に定め、課税單位は造石高一石、而して税率を金額によつて定めてゐる。問題は、第二階段に屬する清酒の従量税率が、第一階段の出發點たる税源即ち清酒の消費により示さるる所得に適合するや否やに存する。

清酒造石税に於て、課税單位の價格に對し従量税率が實質上如何なる割合を占めてゐるかを調べる爲めに、次の手續をとつた。即ち明治三十七年度より大正十四年度に至る主税局統計年報書の物價表より、清酒の石當り卸賣値段(全國平均)を選び出し、問題の性質からすれば、清酒の小賣値段を調べ且つ毎月にわたり算定すべきであるが、適當の材料がないので斷念した、此を清酒の従量税率と比較したのである。此場合この兩者を如何に組み合はすかを考へる必要がある。この組み合はせの問題は、税率の變動の時期及び事情によ

54) 神戸博士；不景氣と租税(經濟論叢第十八卷第四號)

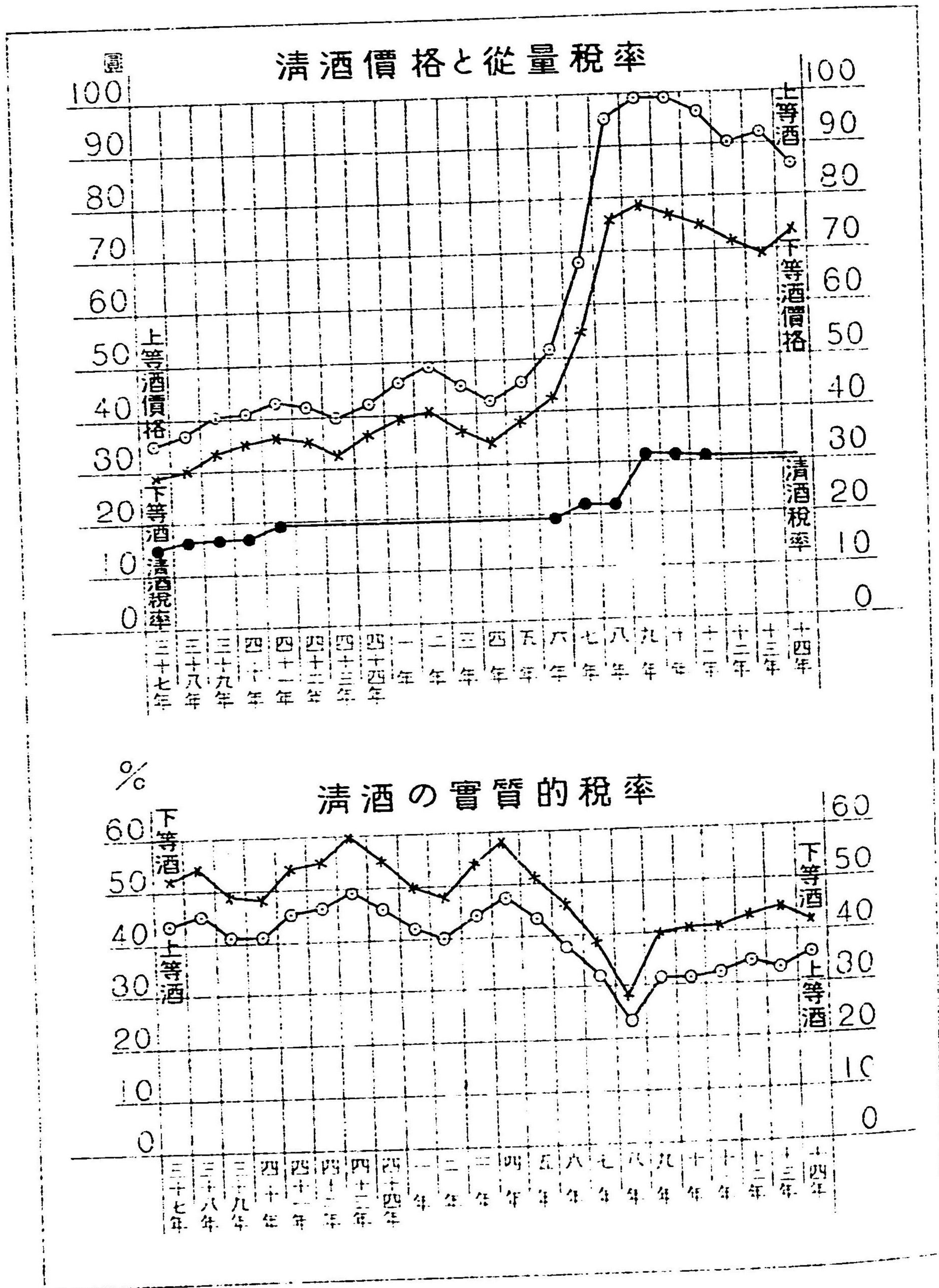
55) 主税局第三十一回——第五十二回統計年報書：物價表

り價格變動の時期に影響が來るから、一應顧慮せねばならぬが、此所では、計算の便宜上、各年度の清酒の石當り價格を分母とし、當該年度の従量税を分子として計算を行つたのである。第二十一表は其結果である。

第二十一表 酒價の變動と従量税との比較對照表

年	清酒の價格(地廻)		清酒の實質的税率	
	上等品	下等品	上等品	下等品
明治三十七年	三・四・六	二・八・三	四・四	五・五
明治三十八年	三・〇・八	三・〇・六	四・九	四・四
明治三十九年	四・〇・五	三・三・六	四・二	四・五
明治四十年	四・〇・〇	三・四・四	四・七	四・九
明治四十一年	三・三・六	三・五	四・一	五・八
明治四十二年	四・〇・五	三・五・四	四・六	五・三
明治四十三年	三・九・七	三・三・五	四・三	六・一
明治四十四年	四・九・四	三・三・七	四・七	四・九
明治四十五年	四・三・三	三・九・〇	四・一	五・二
大正二年	四・八・一	四・〇・三	四・〇	四・六
大正三年	四・九・〇	三・五・三	四・六	四・一
大正四年	四・九・五	三・三・三	四・七	五・九

第一圖表 酒價の變動と清酒税との比較對照表



第二十表にて明かなるが如く、清酒の稅率の引上げは三十八年、四十一年、七年、九年の四回に上つてゐるが、その凡ての場合に於て實質的稅率は形式的の從量稅率よりも上り方の程度少く、特に大正七年の清酒の從量稅の引上げの

第二十一表を一瞥すると、二つの事實を容易に發見する事が出来る。一つは、相等しき從量稅が上等品下等品によつて其實質的の負擔の割合を異にせる事、二は、從量稅の變動と實質的稅率の變動とが別箇の方向を辿つてゐる事である。

大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正
十	十	十	十	十	九	八	七	六	五
四	三	二	一						
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
六・六	九・三	九・〇	九・八	九・〇	九・〇	九・〇	九・〇	九・〇	九・〇
三・六	六・七	七・七	七・七	七・七	七・七	七・七	七・七	七・七	七・七
三・四	三・三	三・一	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇
四・七	四・八	四・三	四・〇	四・〇	四・〇	四・〇	四・〇	四・〇	四・〇

酒稅の轉嫁を論ず

際の如き實質的の税率は返つて前年より低下してゐると云ふ變態を呈してゐる。更に大正十一年には、滓引減量の増加により酒造税率は下つてゐる筈であるのに、實質上の税率は、逆に上昇してゐると云ふ有様である。又清酒の従量税率が變動なき際に實質的税率が單獨に變化してゐる事は、隨所に之を見受ける事が出来る。殊に大正四年及び八年の清酒には其傾向が著しく現はれてゐる。物價騰貴の際には實質的税率減じ、物價下落の時には實質的税率が増加してゐる。立法者の定めた形式的税率を離れて實質的税率が自由に動いてゐるのは、これ全く清酒の價格變動の齎した結果である。

更に上等品と下等品との實質的税率を比較すると、常に下等品が上等品よりも餘計の割合の租税を負擔する結果となつてゐる。思ふに、貧者の使用する下等品に軽く、富者の消費する上等品に重く課税すると云ふのが、近代の租税理論を通貫する精神である。然るに、清酒の課税の中には此精神と全く背弛した逆進税の實例を發見する事が出来るのである。これ亦等級なき従量税の齎せし當然の結果である。

従價税は、課税標準より課税單位をへて税額を算定するに當り、一定した百分比の税率を用ひてゐる。従つて課税標準の算定の難關——例へば地租に於ける地價の評定の如き——を通り抜けさへすれば、税率の定め方一つによつて豫期の効果を收める事が出来る。これに反し、従量税は、課税標準算定の困難をなめる必要はないが、課税單位の價格の變動に應じ絶えず税率を變更せねばならぬ。然らずんば上記の如き不都合を生ずるのである。

従價税主義と云ひ従量税主義と云ひ、要は實質的に適切に税源を捕捉するにある。課税技術の實狀から云へば、或は現行の等級なき従量税主義が清酒の課税に適當してゐるかも知れない。然し、物價の變動せざる時に已に逆進税の結果を來たし、更に物價變動の際には其都度實質的税率を亂調子に動かしむるが如き結果を齎す様であると、果して適確に税源が捕捉せられてゐるかどうか頗る疑問である。而して此種の非難は、程度の差こそあれ、等級なき従量税を採用せる凡ての租税に適用せられるのである。

物價變動なる大事實は、立法者の形式的に定めた従量税率を無視して、單獨

に租税負擔の實質的關係を變革して行くのである。事實の力の前に出ては、従來の租税立法者の豫期は餘りに無力であつた。

第二節 清酒庫出税と租税の立替

第一款 清酒消費税の課税方法

間接消費税には、種々の課税方法がある。大別して、生産に關して課税する方法と流通に際して課税する方法とがこれである。生産の過程を捕ふる場合は、生産原料品に課税する方法、生産の途中に課税する方法（半製品に課税する方法）、容器又は機械に課税する方法、生産の完成即ち製成品に課税する方法の三つを考へる事が出来る。又流通に關して課税する方法は、流通の初期を捕ふる運搬課税法と、流通の途中を課する通關課税法と、その終期即ち其消費物が販賣業者より消費者にうつる時期を捕ふる販賣課税法との三つに分れる。清酒の間接消費税に於ては、原料米に課税する方法、半製品たる麴に課する方法、容器に課税する方法、造石高に課税する方法が生産課税法であつて、庫出税、販賣税が流通課税法に屬するのである。最近我國に問題となつて

大正十五年四月發行の伊藤保平氏；清酒庫出課税の可否には本問題に關する有力なる意見と有益なる材料とが掲載せられてゐる。

ゐる清酒庫出税の提案は、清酒の課税方法を、生産課税の第四種たる造石税より一步を進め、販賣課税の第一種たる庫出税に改めんとするものである。

租税は、なるべく之を擔税者に接近して課税し、擔税者の負擔力に應ずる様にせねばならぬ。この意味からして、清酒税の課税も擔税者たる消費者の附近に於て行ふ必要がある。試みに、清酒の原料課税、造石課税、庫出課税の三者を比較する。原料米に加工して清酒を醸造し、その清酒が庫出せられて酒造家の手を離れ、中間商人の間を轉々して最後に消費者によつて消費せられる迄には、可なり長き且つ複雑なる生産流通の過程を辿るのである。原料米は清酒の醸造に際し重大なる生産要素であるが、清酒の醸造はそれ以外の種々の要素に支配せらるゝが故に、原料米の價額、品質、數量よりして直に清酒の價額、品質、造石高を決定するを得ないのである。従つて原料課税は可なり不公平なる結果を伴ふのである。又造石高に課税するとしても、その清酒が市場に送り出される迄には、貯藏、減割水、變質等の事情を伴ひ、且つ造石完成期より庫出時期迄の金利も計算する必要あるが故に、造石高と庫出高と、造石價額と

庫出價額とは、必ずしも一致しないのである。更に流通の初期たる庫出の時期に課税するとしても、先づ代金回収期の遅速を考へねばならず、割水、混酒、運搬等事情をも參酌すべく、結局、庫出の石數及び價額が、消費者の購入する清酒の數量及び消費者の支拂ふ清酒代金と果して精確に一致するや否やは、頗る疑問である。以上三種の課税方法の中にて消費者に接近する事最も大なる庫出課税にして、已に消費者の擔税力を測定するに不充分である。況んや、消費者を遠ざかる事が庫出税よりも大なる造石税、原料税に至りては、消費者の擔税力に適合するに一層不便なるを免れ得ないのである。これ、消費税はなるべく消費者に接近して之を課すべしと云ふ所以である。

かくの如く、消費税は消費者を遠ざかれば遠ざかる程、種々の要素に支配せられその負擔關係を攪亂せられるのである。故に、消費者の擔税能力を顧慮すると云ふ見地に立てば、租税技術の許す範圍に於て消費者に接近して課税すべきである。我國に問題となつてゐる清酒庫出税論が、消費者の擔税力と云ふ點に専ら重きを置いてゐるならば、此意味に於ては清酒庫出税が現行の

清酒造石税に優る事數等なりと云はねばならぬ。

第二款 清酒庫出税論の重心

然れども所謂清酒庫出税論なるものは、消費者の擔税力に適合すと云ふ事とは異つた點に少くともその重心を置いてゐるから、問題はしかく簡單に解決しないのである。此事は、遠くは税法審査委員會審査報告⁵⁶⁾によつても、近くは庫出税の具體案として示されてゐる所によつても明かである。然らば、所謂庫出税論の目的とする所は果して何であるか。

現行の清酒税は造石期を標準として課税してゐるから、酒造業者が税金を立替へて納付せねばならぬ場合が起り得るのである。造石する、庫出する、而る後に代金を回収する。然るに、酒造業者は造石の時期を標準として清酒税を納付せねばならぬ。結局、造石の時期を標準として納税したる時より其租税が清酒代金に包含せられ再び酒造業者に回収せらるゝ迄の間に或時期が

56) 税法審査委員會審査報告 242頁

介在せば、その期間だけ酒造業者は清酒税の金利を負擔せねばならぬ事となる。これ所謂清酒税の立替納付の場合である。従つて造石税に代ふるに庫出税を以てせば、少くとも造石期と庫出期との間の期間だけ、清酒税の立替納付の期間の幅を短縮し得る譯である。要するに、造石税を庫出税に改むる事によつて、酒造業者が清酒税の立替 (Steuer Voranschuss) の全部又は一部を免れんとするのが、所謂庫出税論の發生せし所以である。

議論は極めて簡單である。もし、現行税法が造石と同時に造石高に對する全部の租税を徴收してゐるならば、造石期に代ふるに庫出税を以てする事により、酒造業者は造石期と庫出期との間の税金立替の負擔を免れるのである。蓋し庫出期は少くとも造石期より後に存在するからである。特に造石の完成の後、半年以上も在庫品を擁する灘地方は、此點に利害關係が深い。然し現行税法は、決して造石と同時に課税する方法を採つてゐないのである。

明治二十九年の酒造税法によると、酒造税の納期は、次の如く、四期に分れてゐるのである。

第一期 七月一日より同十五日限(前年十月一日より其年四月三十日迄)
の査定石數に係る税額の四分の一)

第二期 九月一日より同十五日限(同上)

第三期 翌年一月一日より同十五日限(同上及び其年五月一日より九月三十日迄の査定石數に係る税額二分の一)

第四期 翌年三月一日より同十五日限(前納額の殘數)

然るに、明治三十一年十二月二十八日法律第二十三號による改正の結果、現行酒造税法第六條は、納期を平均一箇月遅らして次の如く規定してゐる。

第一期 七月十六日より同三十一日限(前年十月一日より其年四月三十日迄の査定石數に係る税額の四分の一)

第二期 十月十六日より同三十一日限(同上)

第三期 翌年二月十六日より同二十八日限(同上及び其年五月一日より九月三十日迄の査定石數に係る税額の二分の一)

第四期 翌三月十六日より同三十一日限(前納額の殘數)

この規定によると、査定時期を前年十月一日より其年四月三十日迄と其年五月一日より九月三十日迄との二つに分ち、それを標準として四期分納を規定してゐる。事實上、清酒の大部分は前年十月一日より其年四月三十日迄の間に査定せらるゝが故に、酒造税法第六條を解して、清酒の全造石高に係る税額の四分の一づつが、七月三十一日、十月三十一日、翌年二月二十八日、翌年三月三十一日の四期に分納せられてゐるとする事が出来る。従つて、この分納の事實のある造石税を根據として議論を進めねばならぬ。

次に改めんとする庫出税の内容はどうであるか。庫出税にも造石税と同様な分納方法を許すならば、酒造業者にとり庫出税が有利なる事は云ふ迄もない。然し従來の庫出税論は、凡て庫出期より一定期間内に納税する事を定め、造石税に見るが如き分納は考へられてゐないのである。現に明治三十五年の頃の大藏省の庫出税草案は次の如き内容を有してゐる。

第十三條 消費税は酒類庫出の際酒類製造業者に於て直に之を納付すべし。但し税額に相當する擔保物を提供したる者又は相當保證人を供し

若くは酒類を製造する者の屬する酒造組合に於て納税を保證したる者は、政府は五箇月以内消費税の徴收を猶豫す。

次には大正十年前後に開かれたる財政經濟調査會にては、三ヶ月の納税猶豫期間を許す整理案を基礎として討議を進めたのである。

更に、灘五郷に於ける大醸造家が大正十四年末に決議したる所によれば、

- 一 現行酒造税法を庫出税法に改めること
- 一 納税猶豫期間を庫出の月より五箇月目の十五日限りとすること
- 一 酒造組合の納税保證制度を設け其納税全額の百分の三を交附金として組合に下附を受け組合經費とすること、怠納等の場合は組合に於て責任を持つこと、

となつてゐる。大藏省の草案によるも財政經濟調査會の整理案によるも更に大醸造家の決議によるも、酒造組合の納税保證の下に於て庫出期間を標準とし一定の期間内に——四箇月又は五箇月遅れ——納税する事になつてゐる。

第三款 庫出期と納税との關係

議論の便宜上、假に庫出後直に納税する庫出税を考へ、是を四分の一分納の現行造石税と比較する。税金立替の點より見て、何れが酒造業者に利益なりや。

主税局統計年報書の數字により、全國の清酒庫出高の各月別比較を大正二年度乃至大正十二年度の最近十一箇年の各酒造年度酒に就きて試みる。

第二十二表 月別清酒庫出石数の累年比較表⁵⁷⁾

新	各酒造年度酒											
	本年十月	十一月	十二月	翌年一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月
本年十月	四,二二〇	三,九二〇	六,六六六	一四八,〇六三	一四四,四〇四	一三九,四九七	一三九,四九七	一三九,四九七	一三九,四九七	一三九,四九七	一三九,四九七	一三九,四九七
十一月	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇
十二月	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇
翌年一月	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇
二月	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇
三月	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇
四月	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇
五月	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇
六月	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇
七月	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇
八月	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇
九月	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇

57) 主税局第四十一回——第五十二回統計年報告：酒類蔵出高表（清酒の内新酒及び古酒）

新古酒及古酒合計	各酒造年度酒											
	本年十月	十一月	十二月	翌年一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月
本年十月	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇
十一月	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇
十二月	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇
翌年一月	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇
二月	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇
三月	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇
四月	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇
五月	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇
六月	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇
七月	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇
八月	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇
九月	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇	三,九二〇

第二十二表の酒造年度と曆年との關係につき一應の説明を加ふる必要がある。大正十二酒造年度(大正十二年十月一日に始まり大正十三年九月三十日に終る)に就いて云へば、其年度に醸造せられたる清酒が大正十二年(本年)十月始より大正十四年(翌々年)九月末迄に如何に庫出せられたかを示すのが、第二十二表の目的とする所である。従つて第二十二表の數字は庫出高比較の根本材料であるが、各年度によりその絶對數に増減があつて比較に困難であるから、更に第二十三表を作製したのである。第二十三表は二つの部分から成つてゐる。第一部分は、庫出高の最も大なる月(最高)それに次ぐ月(第二)第三番の月(第三)第四番目の月(第四)を示してゐる。第二部分では、造石高全體の最初の四分の一が庫出せられた月(第一期)第二の四分の一が庫出せられた月(第二期)即ち全部の二分の一が庫出せられた月(第三期)第三の四分の一が庫出せられた月(第四)を示してゐる。第二の四分の一が庫出せられた月(第一期)第二の四分の一が庫出せられた月(第二期)即ち全部の二分の一が庫出せられた月(第三期)即ち全部の四分の三が庫出せられた月(第四)を示してゐる。

第二十三表 清酒庫出石數累年比較表

				各酒造年度	
				大正二年	
				大正三年	
				大正四年	
				大正五年	
				大正六年	
				大正七年	
				大正八年	
				大正九年	
				大正十年	
				大正十一年	
				大正十二年	
類分期四	第一期	五月	五月	五月	五月
	第二期	九月	九月	九月	九月
	第三期	十二月	十二月	十二月	十二月
	第四期	三月	三月	三月	三月
序順の小大	最高	十月	十一月	十一月	十一月
	第二高	十二月	十二月	十二月	十二月
	第三高	十一月	十二月	九月	十二月
	第四高	九月	九月	十二月	九月

第二十三表を見ると、庫出石數には規則的なる或種の季節的變動が存してゐるのである。庫出石數の最高の月は、翌年十月の場合が六回、翌年十二月の場合が三回、翌年十一月の場合が二回である。庫出高の第二番目の月は、翌年十一月が六回、翌年十月が四回、翌年十二月の場合が一回である。第三番目の月は、翌年十二月が四回、翌年九月が三回、翌年十一月が一回である。第四番目の月は、翌年九月が八回、翌年十二月が三回である。即ち、庫出

高の最も大なる月は翌年十月であつて、翌年十一月、翌年十二月、翌年九月の三箇月がこれに續いてゐるのである。更に、造石高の最初の四分の一が庫出せられるのは翌年の五月(七回)又は四月(四回)、次の四分の一は翌年の九月(六回)又は八月(五回)、第三の四分の一が庫出せられるのは翌年の十一月(七回)又は十二月(四回)である。而して、最初の四分の一が庫出せられた第一期より、最後の四分の一が庫出せられんとする第三期に至る期間の幅は、七箇月(八回)又は六箇月(三回)の數字を示してゐる。要するに我國の清酒は、翌年五月迄に最初の四分の一、翌年九月迄に四分の二、翌年十一月迄に四分の三の庫出を完了するのである。故に、或酒造年度に醸造せられし清酒は、翌年九月を中心とし、翌年の五月と十一月との六七箇月間に約半分を庫出しするのである。而して、この六七箇月間で庫出高の最も多い月は、翌年の十月、十一月、十二月、九月の四箇月である。

一方各酒造年度酒の造石税は、翌年の七月末、十月末、翌々年の二月末、三月末の四回に分納せられてゐる。換言せば、翌年十月末から翌々年二月末迄の四

箇月間に全體の半分を納税するのである。達觀的に考へて、五月乃至十一月を中心とする庫出に比し、十月乃至二月の納税の方が、確に遅れてゐるのである。然らば、現行の造石税は、庫出後直に納税する庫出税に比し、酒造業者に如何に利益であらうか。假に大正十酒造年度酒を標準とし、各月につき、兩者の税金立替の金利を調べ、第二十四表を得たのである。尙第二十四表に於ては、庫出は月の半ばに行はれ従つて庫出税は月の半ばに納付せらるべく、又現行造石税は月末に納付せらるべく、二つの假定を設けたのである。

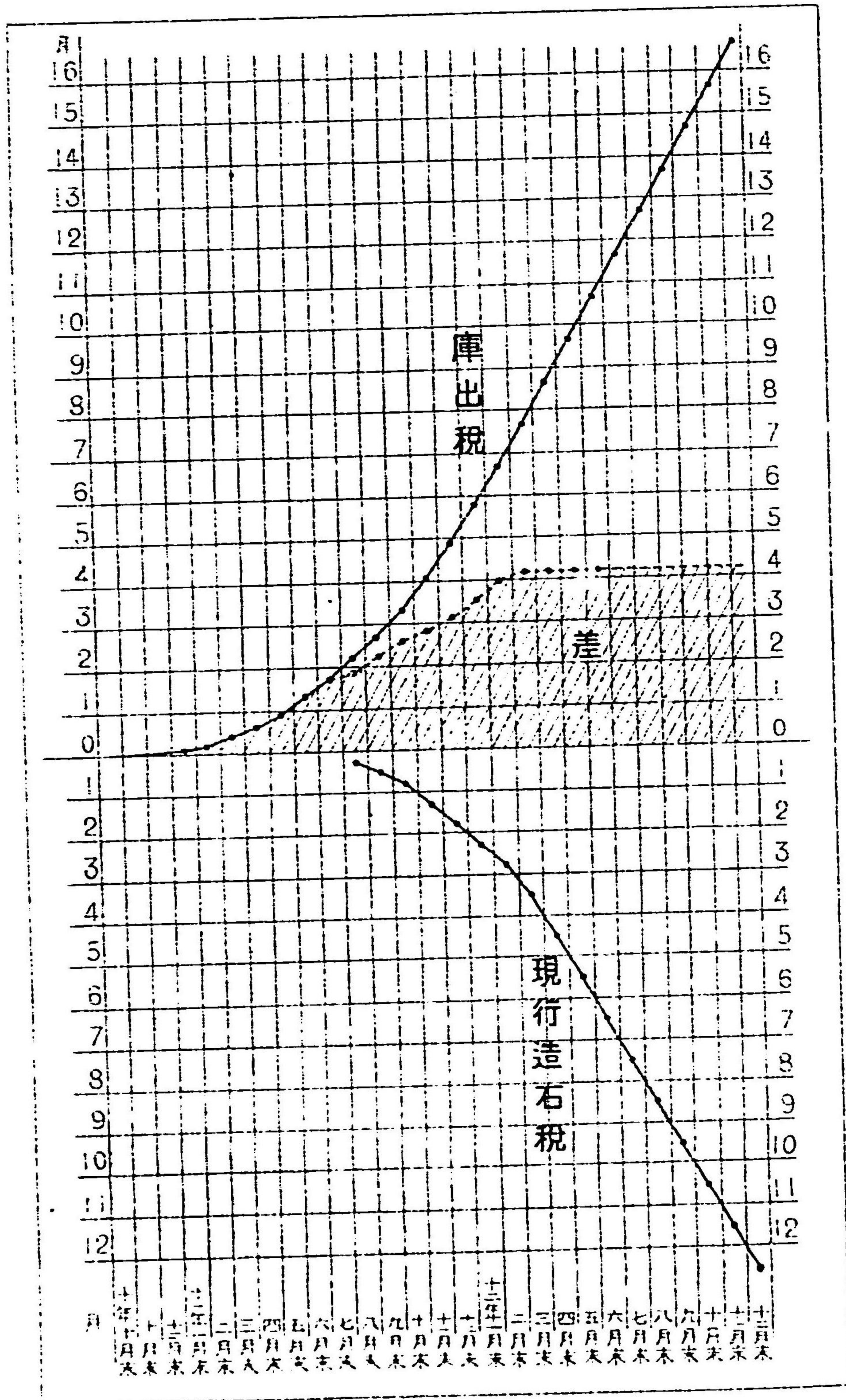
第二十四表 清酒税立替の期間比較表

大正十年十月末 十一月末 十二月末 大正十一年一月末 二月末 三月末 四月末	庫出税		現行造石税		差	五月末 六月末 七月末 八月末 九月末 十月末 十一月末	庫出税		現行造石税		差
	月	日	月	日			月	日	月	日	
十月末	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	五月末	0.919	0.000	0.219	0.219	0.219
十一月末	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	六月末	1.375	0.000	1.187	1.187	1.187
十二月末	0.035	0.035	0.035	0.035	0.000	七月末	1.710	0.000	1.710	1.710	1.710
大正十一年一月末	0.070	0.070	0.070	0.070	0.035	八月末	2.186	0.000	2.186	2.186	2.186
二月末	0.105	0.105	0.105	0.105	0.070	九月末	2.730	0.000	2.730	2.730	2.730
三月末	0.140	0.140	0.140	0.140	0.105	十月末	3.245	0.000	3.245	3.245	3.245
四月末	0.175	0.175	0.175	0.175	0.140	十一月末	4.045	0.000	4.045	4.045	4.045

大正十二年											
十二月末	十一月末	十月末	九月末	八月末	七月末	十二月末	十一月末	十月末	九月末	八月末	七月末
四・九七〇	五・八一五	六・七五七	七・七四八	八・七九二	九・七〇六	一・七五〇	二・二五〇	二・七五〇	三・五〇〇	四・〇〇〇	四・二六二
一・七五〇	二・二五〇	二・七五〇	三・五〇〇	四・〇〇〇	四・二六二	三・一七二	三・五五五	四・〇〇〇	四・二六二	四・六四四	五・〇〇〇
三・一七二	三・五五五	四・〇〇〇	四・二六二	四・六四四	五・〇〇〇	二・七五〇	三・一七二	三・五五五	四・〇〇〇	四・二六二	四・六四四
三・一七二	三・五五五	四・〇〇〇	四・二六二	四・六四四	五・〇〇〇	二・七五〇	三・一七二	三・五五五	四・〇〇〇	四・二六二	四・六四四
三・一七二	三・五五五	四・〇〇〇	四・二六二	四・六四四	五・〇〇〇	二・七五〇	三・一七二	三・五五五	四・〇〇〇	四・二六二	四・六四四
三・一七二	三・五五五	四・〇〇〇	四・二六二	四・六四四	五・〇〇〇	二・七五〇	三・一七二	三・五五五	四・〇〇〇	四・二六二	四・六四四
三・一七二	三・五五五	四・〇〇〇	四・二六二	四・六四四	五・〇〇〇	二・七五〇	三・一七二	三・五五五	四・〇〇〇	四・二六二	四・六四四
三・一七二	三・五五五	四・〇〇〇	四・二六二	四・六四四	五・〇〇〇	二・七五〇	三・一七二	三・五五五	四・〇〇〇	四・二六二	四・六四四
三・一七二	三・五五五	四・〇〇〇	四・二六二	四・六四四	五・〇〇〇	二・七五〇	三・一七二	三・五五五	四・〇〇〇	四・二六二	四・六四四
三・一七二	三・五五五	四・〇〇〇	四・二六二	四・六四四	五・〇〇〇	二・七五〇	三・一七二	三・五五五	四・〇〇〇	四・二六二	四・六四四
三・一七二	三・五五五	四・〇〇〇	四・二六二	四・六四四	五・〇〇〇	二・七五〇	三・一七二	三・五五五	四・〇〇〇	四・二六二	四・六四四

第二十四表の數字は、清酒税全額を元本とし、その幾月分が立替へられてゐるかを、各月につき計算したものである。庫出後直に納税する庫出税の方が現行造石税よりも常に餘計の月數の税金を酒造業者をして立替へせしむる事を數字的に示したのである。兩者の差の最も少きは、最初の月たる大正十年十月末に於ける〇・〇〇〇四箇月分の數字、最も著しきは、大正十二年三月末の四・二二四八箇月分である。大正十二年九月以後は、兩者の開きは常に四・一九四〇箇月分である。蓋し大正十二年九月末を以て、庫出税に於て、造石税に於て、租税の全額が納税了られたるが故に、其後は兩者の差に何等の變化を

第二圖表 清酒税立替の期間比較表



も齎さないからである。

酒造業者の立場よりして、猶豫期間を置かざる庫出税よりも現行造石税の方が租税立替の點に於て利益である事は、第二十四表により明かになつた。税法審査委員會審査報告は、庫出税と現行造石税とを比較して後者を以て前者よりも利益なりとし、其證明として

税金利用に依る利子	八二、五四
税金立替に依る利子	四七、三七
税金利用の利子超過	三四、一七

なる絶対數⁵⁸⁾をあげてゐる。結論に於ては私と同様であるが、果して何年度の材料を用ひ、如何なる方法によつたかが明かでないのは遺憾である。故にも、し庫出後直に代金を回收し得るものとせば、酒造家は現行税法の下に於て税金の立替をなさざるのみか、寧ろ利用してゐるのである。

58) 税法審査委員會審査報告 243頁

第四款 庫出割合の地方別研究

庫出の時は、年により所により遅速がある。庫出の速く終了したる年度及び地方に於ては、現行の造石税は酒造業者にとつて一層利益である。第二十四表の計算、即ち現行の造石税が、租税立替の點に於て、庫出税—庫出後直に納税する庫出税—より幾箇月分有利なりやの算定を、全國、大阪稅務監督局管内（大阪府、京都府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣、滋賀縣、福井縣、石川縣、富山縣、仙臺稅務監督局管内、宮城縣、岩手縣、福島縣、秋田縣、青森縣、山形縣）及び灘の二大酒造家に就いて試み、其間の消息を明かにしたのである。仙臺管内は庫出の速きを以つて名あり、大阪管内殊に灘地方は庫出の遅き代表であるから、此等の地方を特に選定したのである。第二十五表がこれである。

第二十五表 清酒庫出高地方別比較表

(イ) 仙臺稅務監督局管内

古	新												各年度				
	酒																
三月	二月	一月	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	十二月	十一月	本年十月
七、〇九三	八、八二〇	一〇、四六五	一〇、八二九	一〇、四六五	一〇、四六五	一〇、四六五	一〇、四六五	一〇、四六五	一〇、四六五	一〇、四六五	一〇、四六五	一〇、四六五	一〇、四六五	一〇、四六五	一〇、四六五	一〇、四六五	一〇、四六五
五、四四五	八、二二四	一四、〇五六	一四、〇五六	一四、〇五六	一四、〇五六	一四、〇五六	一四、〇五六	一四、〇五六	一四、〇五六	一四、〇五六	一四、〇五六	一四、〇五六	一四、〇五六	一四、〇五六	一四、〇五六	一四、〇五六	一四、〇五六
一、九七四	三、一六七	六、三九四	七、〇九三	七、〇九三	七、〇九三	七、〇九三	七、〇九三	七、〇九三	七、〇九三	七、〇九三	七、〇九三	七、〇九三	七、〇九三	七、〇九三	七、〇九三	七、〇九三	七、〇九三
二、五〇四	四、三三三	六、三九四	六、三九四	六、三九四	六、三九四	六、三九四	六、三九四	六、三九四	六、三九四	六、三九四	六、三九四	六、三九四	六、三九四	六、三九四	六、三九四	六、三九四	六、三九四
三、九〇九	五、七七六	八、二二四	八、二二四	八、二二四	八、二二四	八、二二四	八、二二四	八、二二四	八、二二四	八、二二四	八、二二四	八、二二四	八、二二四	八、二二四	八、二二四	八、二二四	八、二二四
五、一〇七	八、六八八	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三
一、五七三	二、〇四七	三、一六七	三、一六七	三、一六七	三、一六七	三、一六七	三、一六七	三、一六七	三、一六七	三、一六七	三、一六七	三、一六七	三、一六七	三、一六七	三、一六七	三、一六七	三、一六七
三、五三三	五、七七〇	八、二二四	八、二二四	八、二二四	八、二二四	八、二二四	八、二二四	八、二二四	八、二二四	八、二二四	八、二二四	八、二二四	八、二二四	八、二二四	八、二二四	八、二二四	八、二二四
八、二七五	一〇、八二九	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三	一三、二六三
一一、五三六	一三、二六三	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇

酒税の轉嫁を論ず

古新酒酒合及計	酒			
	九月	八月	七月	六月
三、七〇、八一	二、〇八二	二、五九三	三、一九九	四、三三四
三、七六、六五	四、七〇四	四、七〇九	一、四、五九	二、五、六〇
三、九三、六五	一、九六	一、七二	二、五、六	四、九二
四、八、五七	二、四二	二、三〇	二、六二	五、六
五、三、五四	一、八〇	一、二七	一、二七	一、二、七二
六、一、八九	六、〇	五、五	六、八二	八、二七
六、九、七〇	一、九六	二、〇、四八	三、〇、八三	四、三、四
七、〇、七三	三、三六	一、〇、八	二、四、八	四、四、五
七、二、七〇	二、四七	一、〇、八	一、一、八	一、一、八
七、四、六六	四、七	四、七	一、一、七	二、七、五
七、六、六三	二、四九	七、八	一、七、七	三、九、〇〇
七、八、六〇	六、三	一、〇、九	一、七、九	五、九、四七
八、〇、五七	七、四	一、〇、九	二、七、九	九、五、三五

(口) 大阪稅務監督局管内

各酒造年度酒

新	大正二年 大正三年 大正四年 大正五年 大正六年 大正七年 大正八年 大正九年 大正十年 大正十一年 大正十二年				
	五月	四月	三月	二月	一月
六、三、三二	六、五、五三	四、三、五四	二、五、六三	一、五、九四	七、〇、六四
五、六、五三	四、六、六七	四、〇、〇一	三、三、三〇	二、三、三二	六、九、九三
六、二、三二	五、六、六七	四、〇、〇一	三、三、三〇	二、三、三二	六、九、九三
六、三、三二	五、六、六七	四、〇、〇一	三、三、三〇	二、三、三二	六、九、九三
六、三、三二	五、六、六七	四、〇、〇一	三、三、三〇	二、三、三二	六、九、九三
六、三、三二	五、六、六七	四、〇、〇一	三、三、三〇	二、三、三二	六、九、九三
六、三、三二	五、六、六七	四、〇、〇一	三、三、三〇	二、三、三二	六、九、九三
六、三、三二	五、六、六七	四、〇、〇一	三、三、三〇	二、三、三二	六、九、九三
六、三、三二	五、六、六七	四、〇、〇一	三、三、三〇	二、三、三二	六、九、九三
六、三、三二	五、六、六七	四、〇、〇一	三、三、三〇	二、三、三二	六、九、九三

古新酒酒合及計	古											酒				
	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月
一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三
一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三
一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三
一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三
一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三	一、二、七三

新酒 本年十一月 翌年十一月	酒										古酒 本年十一月 翌年十一月									
	九	八	七	六	五	四	三	二	一	十										
大正三年度	三、九〇九・八	二、五七六・五	一、〇三四・〇	四、六七七・七	二、六七〇・〇	三、〇三三・五	九・八	二、〇三三	五・七	八・〇	大正十二年	四、六三三・九	一、五七一・三	七〇三・六	二、九六四	一、九三三・三	一、二五五・五	一、三八八	二、七〇六	八・〇
大正十二年	二、八〇九・八	一、五七六・五	一、〇三四・〇	四、六七七・七	二、六七〇・〇	三、〇三三・五	九・八	二、〇三三	五・七	八・〇	大正三年	四、六三三・九	一、五七一・三	七〇三・六	二、九六四	一、九三三・三	一、二五五・五	一、三八八	二、七〇六	八・〇
大正十二年	二、八〇九・八	一、五七六・五	一、〇三四・〇	四、六七七・七	二、六七〇・〇	三、〇三三・五	九・八	二、〇三三	五・七	八・〇	大正十二年	四、六三三・九	一、五七一・三	七〇三・六	二、九六四	一、九三三・三	一、二五五・五	一、三八八	二、七〇六	八・〇

(二) 灘の大酒造家

本年五月	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年
一、一〇〇・九	一、三三三・八	五八三・〇	七九七・三	八六六・四	七六六・七	一、一六五・〇	

本年 五月 翌年 十一月	酒										計	
	四	三	二	一	十	十	九	八	七	六		
大正八年	一九二・九	四四三・三	四四四・〇	五九一・一	二、〇五三・三	一、八七〇・六	二、七九四・六	一、二二五・六	一、〇七三・三	二、五七〇・四	五八八・八	二、三〇五・三
大正九年	六七三・六	六六三・〇	二八六・九	五八二・一	二、二六六・〇	二、一六九・三	一、六九七・〇	一、五七三・五	九三三・一	四二四・三	五四四・四	二、三、九四三・二
大正十年	三三三・六	三三三・五	五七五・一	六五九・六	一、七四三・三	二、七六一・三	一、五八八・九	二、七三三・三	一、〇〇三・七	三九三・六	九〇七・〇	一、三、六六三・三
大正十一年	七九二・三	八八〇・〇	六二二・九	七四五・九	二、八六〇・七	三、〇三七・五	二、〇七五・八	一、四三三・五	八〇三・三	五九五・二	六八八・五	一、五、一四八・三
大正十二年	一、四〇五・三	五五〇・四	四八七・一	六三〇・三	三、五九八・七	二、六八五・六	二、〇六三・〇	一、七〇九・九	九九四・一	六九二・五	七七七・三	一、六、三六六・〇
大正十三年	一、三九二・四	五三〇・四	四八七・一	六三〇・三	三、五九八・七	二、六八五・六	二、〇六三・〇	一、七〇九・九	九九四・一	六九二・五	七七七・三	一、六、三六六・〇
大正十四年	四六八・四	六八五・一	一、〇一八・九	七四一・〇	三、一〇六・五	二、九七一・〇	二、四三三・七	二、四三三・七	一、〇四四・一	六二七・二	六六四・九	二、七、五五四・四

計	翌年				
	十一月	十二月	一月	二月	三月
一九、四〇・八石	三、八〇・六	二、七六・四	三、八〇・六	三、三三・九	三、四四・五
一八、七四・九石	一、八七・〇	一、八七・〇	二、〇八・一	一、八九・五	二、二七・五
一六、七四・一石	二、〇八・一	八三六・六	一、〇九四・八	二、五八・二	二、三六・三
一六、一八・七石	六三三・四	七七六・七	九〇三・五	一、〇九四・八	一、〇九三・五
一六、一三・六石	七三六・三	七三六・三	七三六・三	一、〇三三・八	一、二五・八
一六、一七・八石	一、三七一・九	七三六・三	七三六・三	一、〇三三・八	一、〇三三・八
一五、五三・〇石	四三二・六	八四一・四	五九〇・七	八七六・〇	一、〇三三・八
				九六六・六	八六六・九
				一、〇〇五・四	一、〇〇五・四
				七三二・一	七三二・一

第二十五表の數字を基礎として、税金立替の期間を全國、西宮、大阪、仙臺に就き累年比較すると、第二十六表を得るのである。

第二十六表 清酒税利用の期間比較累年表

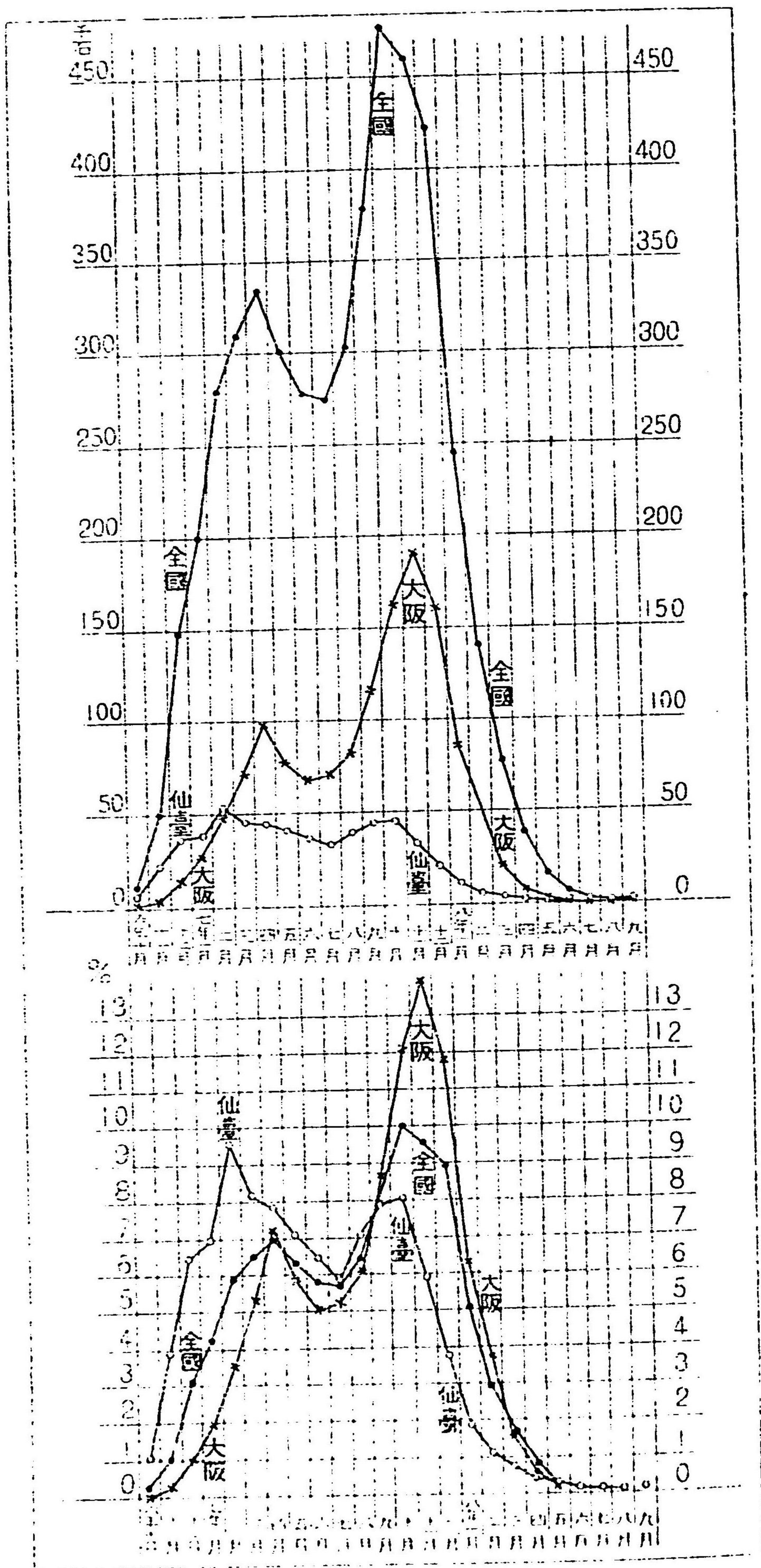
各年度	全 國				西 宮				大 阪				仙 臺											
	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年
大正二年	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六
大正三年	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六
大正四年	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六
大正五年	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六
大正六年	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六
大正七年	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六
大正八年	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六
大正九年	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六
大正十年	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六
大正十一年	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六
大正十二年	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六
大正十三年	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六
大正十三年 秤量平均	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六	三・三三六

大阪管内—特に西宮—の税金利用の程度は全國よりも少く、他方仙臺地方の數字は全國を凌駕してゐるから、大阪、仙臺の兩者が二つの極端の場合を示してゐるのである。大正二酒造年度より大正十二酒造年度までの秤量平均をとると、大阪は三・一九八箇月分、仙臺は五・三七九箇月分であつて、全國の三・八三七箇月分を中心として上下に擴つてゐる。何故、大阪管内は現行税法で利用する所少く、仙臺管内が利用する所が大であるか。兩者の開きの最も極端に達してゐる大正六年度をとり—仙臺六・二八六箇月分、大阪三・三九一箇月分、兩者の開き二・八九五箇月分—比較を試みる。大正六酒造年度酒が、大正六年十月から大正八年九月に至る二十四箇月間に、大阪、仙臺兩管内及び全國に於て如何に庫出せられてゐるかを調べる爲めに、各月庫出高及び庫出累計高を示したのである。

第二十七表 清酒庫出高地方別比較表

大正六年 十一月 十二月 大正七年 一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月 大正八年 一月 二月 三月 大正九年 一月 二月 三月	各月庫出高(石)			庫出累計高(石)			各月庫出割合(%)			庫出累計割合(%)		
	大阪	仙臺	全國	大阪	仙臺	全國	大阪	仙臺	全國	大阪	仙臺	全國
三	20,900	3,909	24,809	1,377,779	55,899	1,433,678	1.55	0.70	1.65	99.30	99.07	99.67
二	20,400	5,776	26,176	1,403,879	115,107	1,518,986	1.57	1.03	1.72	99.37	99.35	99.93
一	8,520	10,255	18,775	1,412,400	115,107	1,527,507	1.60	1.03	1.75	99.40	99.38	99.96
大正八年	1,600	1,800	3,400	1,414,000	115,107	1,529,107	1.61	1.03	1.76	99.41	99.39	99.97
十二月	1,600	1,800	3,400	1,415,600	115,107	1,530,707	1.62	1.03	1.77	99.42	99.40	99.98
十一月	1,600	1,800	3,400	1,417,200	115,107	1,532,307	1.63	1.03	1.78	99.43	99.41	99.99
十月	1,600	1,800	3,400	1,418,800	115,107	1,533,907	1.64	1.03	1.79	99.44	99.42	100.00
九月	1,600	1,800	3,400	1,420,400	115,107	1,535,507	1.65	1.03	1.80	99.45	99.43	100.00
八月	1,600	1,800	3,400	1,422,000	115,107	1,537,107	1.66	1.03	1.81	99.46	99.44	100.00
七月	1,600	1,800	3,400	1,423,600	115,107	1,538,707	1.67	1.03	1.82	99.47	99.45	100.00
六月	1,600	1,800	3,400	1,425,200	115,107	1,540,307	1.68	1.03	1.83	99.48	99.46	100.00
五月	1,600	1,800	3,400	1,426,800	115,107	1,541,907	1.69	1.03	1.84	99.49	99.47	100.00
四月	1,600	1,800	3,400	1,428,400	115,107	1,543,507	1.70	1.03	1.85	99.50	99.48	100.00
三月	1,600	1,800	3,400	1,430,000	115,107	1,545,107	1.71	1.03	1.86	99.51	99.49	100.00
二月	1,600	1,800	3,400	1,431,600	115,107	1,546,707	1.72	1.03	1.87	99.52	99.50	100.00
大正七年	1,600	1,800	3,400	1,433,200	115,107	1,548,307	1.73	1.03	1.88	99.53	99.51	100.00
一月	1,600	1,800	3,400	1,434,800	115,107	1,549,907	1.74	1.03	1.89	99.54	99.52	100.00
十二月	1,600	1,800	3,400	1,436,400	115,107	1,551,507	1.75	1.03	1.90	99.55	99.53	100.00
十一月	1,600	1,800	3,400	1,438,000	115,107	1,553,107	1.76	1.03	1.91	99.56	99.54	100.00
十月	1,600	1,800	3,400	1,439,600	115,107	1,554,707	1.77	1.03	1.92	99.57	99.55	100.00
九月	1,600	1,800	3,400	1,441,200	115,107	1,556,307	1.78	1.03	1.93	99.58	99.56	100.00
八月	1,600	1,800	3,400	1,442,800	115,107	1,557,907	1.79	1.03	1.94	99.59	99.57	100.00
七月	1,600	1,800	3,400	1,444,400	115,107	1,559,507	1.80	1.03	1.95	99.60	99.58	100.00
六月	1,600	1,800	3,400	1,446,000	115,107	1,561,107	1.81	1.03	1.96	99.61	99.59	100.00
五月	1,600	1,800	3,400	1,447,600	115,107	1,562,707	1.82	1.03	1.97	99.62	99.60	100.00
四月	1,600	1,800	3,400	1,449,200	115,107	1,564,307	1.83	1.03	1.98	99.63	99.61	100.00
三月	1,600	1,800	3,400	1,450,800	115,107	1,565,907	1.84	1.03	1.99	99.64	99.62	100.00
二月	1,600	1,800	3,400	1,452,400	115,107	1,567,507	1.85	1.03	2.00	99.65	99.63	100.00
大正八年	1,600	1,800	3,400	1,454,000	115,107	1,569,107	1.86	1.03	2.01	99.66	99.64	100.00
一月	1,600	1,800	3,400	1,455,600	115,107	1,570,707	1.87	1.03	2.02	99.67	99.65	100.00
十二月	1,600	1,800	3,400	1,457,200	115,107	1,572,307	1.88	1.03	2.03	99.68	99.66	100.00
十一月	1,600	1,800	3,400	1,458,800	115,107	1,573,907	1.89	1.03	2.04	99.69	99.67	100.00
十月	1,600	1,800	3,400	1,460,400	115,107	1,575,507	1.90	1.03	2.05	99.70	99.68	100.00
九月	1,600	1,800	3,400	1,462,000	115,107	1,577,107	1.91	1.03	2.06	99.71	99.69	100.00
八月	1,600	1,800	3,400	1,463,600	115,107	1,578,707	1.92	1.03	2.07	99.72	99.70	100.00
七月	1,600	1,800	3,400	1,465,200	115,107	1,580,307	1.93	1.03	2.08	99.73	99.71	100.00
六月	1,600	1,800	3,400	1,466,800	115,107	1,581,907	1.94	1.03	2.09	99.74	99.72	100.00
五月	1,600	1,800	3,400	1,468,400	115,107	1,583,507	1.95	1.03	2.10	99.75	99.73	100.00
四月	1,600	1,800	3,400	1,470,000	115,107	1,585,107	1.96	1.03	2.11	99.76	99.74	100.00
三月	1,600	1,800	3,400	1,471,600	115,107	1,586,707	1.97	1.03	2.12	99.77	99.75	100.00
二月	1,600	1,800	3,400	1,473,200	115,107	1,588,307	1.98	1.03	2.13	99.78	99.76	100.00
大正七年	1,600	1,800	3,400	1,474,800	115,107	1,589,907	1.99	1.03	2.14	99.79	99.77	100.00
一月	1,600	1,800	3,400	1,476,400	115,107	1,591,507	2.00	1.03	2.15	99.80	99.78	100.00
十二月	1,600	1,800	3,400	1,478,000	115,107	1,593,107	2.01	1.03	2.16	99.81	99.79	100.00
十一月	1,600	1,800	3,400	1,479,600	115,107	1,594,707	2.02	1.03	2.17	99.82	99.80	100.00
十月	1,600	1,800	3,400	1,481,200	115,107	1,596,307	2.03	1.03	2.18	99.83	99.81	100.00
九月	1,600	1,800	3,400	1,482,800	115,107	1,597,907	2.04	1.03	2.19	99.84	99.82	100.00
八月	1,600	1,800	3,400	1,484,400	115,107	1,599,507	2.05	1.03	2.20	99.85	99.83	100.00
七月	1,600	1,800	3,400	1,486,000	115,107	1,601,107	2.06	1.03	2.21	99.86	99.84	100.00
六月	1,600	1,800	3,400	1,487,600	115,107	1,602,707	2.07	1.03	2.22	99.87	99.85	100.00
五月	1,600	1,800	3,400	1,489,200	115,107	1,604,307	2.08	1.03	2.23	99.88	99.86	100.00
四月	1,600	1,800	3,400	1,490,800	115,107	1,605,907	2.09	1.03	2.24	99.89	99.87	100.00
三月	1,600	1,800	3,400	1,492,400	115,107	1,607,507	2.10	1.03	2.25	99.90	99.88	100.00
二月	1,600	1,800	3,400	1,494,000	115,107	1,609,107	2.11	1.03	2.26	99.91	99.89	100.00
大正八年	1,600	1,800	3,400	1,495,600	115,107	1,610,707	2.12	1.03	2.27	99.92	99.90	100.00
一月	1,600	1,800	3,400	1,497,200	115,107	1,612,307	2.13	1.03	2.28	99.93	99.91	100.00
十二月	1,600	1,800	3,400	1,498,800	115,107	1,613,907	2.14	1.03	2.29	99.94	99.92	100.00
十一月	1,600	1,800	3,400	1,500,400	115,107	1,615,507	2.15	1.03	2.30	99.95	99.93	100.00
十月	1,600	1,800	3,400	1,502,000	115,107	1,617,107	2.16	1.03	2.31	99.96	99.94	100.00
九月	1,600	1,800	3,400	1,503,600	115,107	1,618,707	2.17	1.03	2.32	99.97	99.95	100.00
八月	1,600	1,800	3,400	1,505,200	115,107	1,620,307	2.18	1.03	2.33	99.98	99.96	100.00
七月	1,600	1,800	3,400	1,506,800	115,107	1,621,907	2.19	1.03	2.34	99.99	99.97	100.00
六月	1,600	1,800	3,400	1,508,400	115,107	1,623,507	2.20	1.03	2.35	100.00	99.98	100.00
五月	1,600	1,800	3,400	1,510,000	115,107	1,625,107	2.21	1.03	2.36	100.00	99.99	100.00
四月	1,600	1,800	3,400	1,511,600	115,107	1,626,707	2.22	1.03	2.37	100.00	100.00	100.00
三月	1,600	1,800	3,400	1,513,200	115,107	1,628,307	2.23	1.03	2.38	100.00	100.00	100.00
二月	1,600	1,800	3,400	1,514,800	115,107	1,629,907	2.24	1.03	2.39	100.00	100.00	100.00
大正七年	1,600	1,800	3,400	1,516,400	115,107	1,631,507	2.25	1.03	2.40	100.00	100.00	100.00
一月	1,600	1,800	3,400	1,518,000	115,107	1,633,107	2.26	1.03	2.41	100.00	100.00	100.00
十二月	1,600	1,800	3,400	1,519,600	115,107	1,634,707	2.27	1.03	2.42	100.00	100.00	100.00
十一月	1,600	1,800	3,400	1,521,200	115,107	1,636,307	2.28	1.03	2.43	100.00	100.00	100.00
十月	1,600	1,800	3,400	1,522,800	115,107	1,637,907	2.29	1.03	2.44	100.00	100.00	100.00
九月	1,600	1,800	3,400	1,524,400	115,107	1,639,507	2.30	1.03	2.45	100.00	100.00	100.00
八月	1,600	1,800	3,400	1,526,000	115,107	1,641,107	2.31	1.03	2.46	100.00	100.00	100.00
七月	1,600	1,800	3,400	1,527,600	115,107	1,642,707	2.32	1.03	2.47	100.00	100.00	100.00
六月	1,600	1,800	3,400	1,529,200	115,107	1,644,307	2.33	1.03	2.48	100.00	100.00	100.00
五月	1,600	1,800	3,400	1,530,800	115,107	1,645,907	2.34	1.03	2.49	100.00	100.00	100.00
四月	1,600	1,800	3,400	1,532,400	115,107	1,647,507	2.35	1.03	2.50	100.00	100.00	100.00
三月	1,600	1,800	3,400	1,534,000	115,107	1,649,107	2.36	1.03	2.51	100.00	100.00	100.00
二月	1,600	1,800	3,400	1,535,600	115,107	1,650,707	2.37	1.03	2.52	100.00	100.00	100.00
大正八年	1,600	1,800	3,400	1,537,200	115,107	1,652,307	2.38	1.03	2.53	100.00	100.00	100.00
一月	1,600	1,800	3,400	1,538,800	115,107	1,653,907	2.39	1.03	2.54	100.00	100.00	100.00
十二月	1,600	1,800	3,400	1,540,400	115,107	1,655,507	2.40	1.03	2.55	100.00	100.00	100.00
十一月	1,600	1,800	3,400	1,542,000	115,107	1,657,107	2.41	1.03	2.56	100.00	100.00	100.00
十月	1,600	1,800	3,400	1,543,600	115,107	1,658,707	2.42	1.03	2.57	100.00	100.00	100.00
九月	1,600	1,800	3,400	1,545,200	115,107	1,660,307	2.43	1.03	2.58	100.00	100.00	10

第三圖表 清酒庫出高地方別比較表



酒税の轉嫁を論ず

二一六

臺のそれが對稱的(九・五二%と八・〇三%)なるは、注目すべき事實である。庫出の時期を分ちて、大體三期とする事が出来る。第一期は大正六年十月より大正七年八月に至る期間である。第二期は大正七年九月より大正八年二月迄、第三期は其後の期間である。第三期の數字は極めて僅少であつて大勢には影響しない。先づ第一期の十一箇月間を見る。仙臺の庫出割合は、例外なく、全國のそれを凌ぎ、逆に大阪の庫出割合は、大正七年四月を除き、常に全國の割合の下にある。従つて、第一期に於て仙臺の庫出割合が大阪の庫出割合を凌駕してゐる事は、勿論である。次に第二期の六箇月間に於ては、大阪の庫出割合は常に全國の數字より大にして、反對に仙臺の數字は全國の庫出割合よりも小である。第二期に於て、大阪の庫出割合が仙臺のそれよりも大なる事は、明かである。要するに、仙臺の庫出高は第一期に集中し、大阪の庫出割合は第二期に集中してゐるのである。

庫出累計割合を見るも、毎月庫出割合と同様の事實がある。大阪にては、大正七年六月に最初の四分の一を庫出し、同年十月に四分の二、同年十一月に四

分の三を庫出したのである。仙臺は、之に反し、大正七年二月に最初の四分の一を出し、五月に四分の二を、九月に四分の三を庫出したのである。大阪が未だ四分の一を庫出せざる間に已に仙臺は四分の二を庫出し、大阪が四分の二を庫出しする迄に仙臺は已に四分の三を庫出してゐるのである。かくて、仙臺の庫出累計割合が常に大阪の數字よりも先走つてゐる。かくて、大阪は全造石高の半分を十月を中心として六月乃至十一月の五箇月間に庫出し、仙臺は五月を中心として二月乃至九月の七箇月に同じ割合を庫出したのである。全國は、兩者の中央に位し、八月を中心として四月乃至十一月の七箇月間に全造石高の半分を庫出したのである。

仙臺と大阪と全國との數字を比較する事により、庫出割合が地方により遅速の度を有する事を明かにした。而して庫出期の早き仙臺が税金を利用する事多く、庫出期の遅き大阪は利する所が少いのである。同様の現象が、各年度の間にも之を見る事が出来る。従つて、税金立替の問題に就いても、酒造業者は、地方により年度により其利害を異にしてゐるのである。

第五款 庫出税と税金立替の問題

以上、庫出と同時に課税する庫出税と現行造石税とが、税金の立替又は利用の點に於て、如何なる關係に立てりやを、地方別及年度別に研究したのである。然し、問題となつてゐる庫出税は庫出後一定の期間を経て納税する事になつてゐるから、具體問題としては之を顧慮せねばならぬ。更に、税金の立替又は利用の問題には現金取引が行はるか又は掛賣制度が行はるかが重要問題であるから、庫出時期を標準として代金回収遅延日數を調べる必要がある。清酒代金回収遅延日數は年により不同であるが、大體三箇月以上一年以下である⁵⁹⁾。今假に全國一樣に庫出後三箇月して清酒代金が回収出来るものとせば、第二十六表を次の如くに訂正して、税金の立替又は利用の期間を示さねばならぬ。

第二十八表 現行税法の下に於ける清酒税立替

(△) 又は利用 (+) 期間比較累年表

各年度	各酒造年	
	度	年
大正二年	△	△
大正三年	△	△
大正四年	△	△
大正五年	△	△
大正六年	△	△
大正七年	△	△
大正八年	△	△
大正九年	△	△
大正十年	△	△
大正十一年	△	△
大正十二年	△	△
大正十三年	△	△
大正十四年	△	△
大正十五年	△	△
大正十六年	△	△
大正十七年	△	△
大正十八年	△	△
大正十九年	△	△
大正二十年	△	△
大正二十一年	△	△
大正二十二年	△	△
大正二十三年	△	△
大正二十四年	△	△
大正二十五年	△	△
大正二十六年	△	△
大正二十七年	△	△
大正二十八年	△	△
大正二十九年	△	△
大正三十年	△	△
大正三十一年	△	△
大正三十二年	△	△
大正三十三年	△	△
大正三十四年	△	△
大正三十五年	△	△
大正三十六年	△	△
大正三十七年	△	△
大正三十八年	△	△
大正三十九年	△	△
大正四十年	△	△
大正四十一年	△	△
大正四十二年	△	△
大正四十三年	△	△
大正四十四年	△	△
大正四十五年	△	△
大正四十六年	△	△
大正四十七年	△	△
大正四十八年	△	△
大正四十九年	△	△
大正五十年	△	△
大正五十一年	△	△
大正五十二年	△	△
大正五十三年	△	△
大正五十四年	△	△
大正五十五年	△	△
大正五十六年	△	△
大正五十七年	△	△
大正五十八年	△	△
大正五十九年	△	△
大正六十年	△	△
大正六十一年	△	△
大正六十二年	△	△
大正六十三年	△	△
大正六十四年	△	△
大正六十五年	△	△
大正六十六年	△	△
大正六十七年	△	△
大正六十八年	△	△
大正六十九年	△	△
大正七十年	△	△
大正七十一年	△	△
大正七十二年	△	△
大正七十三年	△	△
大正七十四年	△	△
大正七十五年	△	△
大正七十六年	△	△
大正七十七年	△	△
大正七十八年	△	△
大正七十九年	△	△
大正八十年	△	△
大正八十一年	△	△
大正八十二年	△	△
大正八十三年	△	△
大正八十四年	△	△
大正八十五年	△	△
大正八十六年	△	△
大正八十七年	△	△
大正八十八年	△	△
大正八十九年	△	△
大正九十年	△	△
大正九十一年	△	△
大正九十二年	△	△
大正九十三年	△	△
大正九十四年	△	△
大正九十五年	△	△
大正九十六年	△	△
大正九十七年	△	△
大正九十八年	△	△
大正九十九年	△	△
大正一百年	△	△

第二十八表を見ると、大正二年大正八年大正十一年大正十二年の大阪を除きて、大體に於て酒造業者が税金の立替をなさざるのみか却つて税金を利用してゐるのを知るのである。最近十一箇年の平均をとれば、仙臺は約二箇月十日、全國は約二十五日、大阪は約六日税金を利用してゐる事となる。所謂庫出税として主張せられてゐるのは、明治三十五年の大藏省草案にては庫出後五箇月、大正十年の財政經濟調査會整理案にては三箇月、灘五郷大醸造家の決議によれば四箇月であるから、大體庫出後四箇月を経て納税するものと考へて差支なからう。従つて庫出後三箇月にして代金が回収せられる

59) 本書267—271頁

と云ふ上記の假定を採用すると、所謂庫出税の下に於ては酒造業者は結局四箇月と三箇月との差一箇月分だけ租税を利用し得る譯である。従つて四箇月の猶豫期間を置く庫出税法と現行法との何れが酒造業者に利益なりやの問題は、酒造業者が現今租税を利用し得る期間が一箇月以上なりや以下なりやにより決するのである。一箇月を限界として、それ以上の期間を利用せる酒造業者は現行法を擇ぶべく、それ以下の場合には庫出税をとるべきである。現行法を改めて四箇月猶豫の庫出税にする事により、酒造業者は幾何の利益又は損失を期間の上に受くべきやを明かにする爲めに、第二十八表を改めて第二十九表を得たのである。

第二十九表

庫出税に改むる事により酒造業者の受くる損
(△)得(+)の期間表

大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	秤量平均
全國 + 0.76	+ 0.46	+ 0.32	+ 0.47	+ 0.39	+ 0.67	+ 0.63	+ 0.38	+ 0.29	+ 0.47	+ 0.73	+ 0.45	
大阪 + 1.45	+ 0.87	+ 0.34	+ 0.38	+ 0.69	+ 0.65	+ 1.35	+ 0.66	+ 0.54	+ 1.05	+ 1.09	+ 0.83	
仙臺 △ 0.63	△ 1.33	△ 1.93	△ 2.44	△ 2.36	△ 1.93	△ 0.95	△ 1.14	△ 1.65	△ 0.85	△ 0.56	△ 1.37	

第二十九表により、庫出税と造石税との齎す利害關係を明瞭にする事が出来る。代金を庫出後三箇月に回収すると云ふ事を假定し、現行の造石税を四箇月の猶豫期間を伴ふ庫出税に改める事により各酒造業者は幾何の利害を受くるであらうか。極端なる場合をあぐれば、大正二年に於て大阪が一四五九箇月分を利し、大正五年に於て仙臺が二四七四箇月分を失ふが如き例もある。最近十一年間を平均して云へば、これにより仙臺は一箇月十日の利子を失ひ、大阪は約二十五日間の税金を利し、全國としては五日間を利するのみにて大差なしと云ふ結果を得るのである。

第六款 結論

思ふに清酒庫出税運動なるものは、その目的とする所が、擔税者たる消費者に接近して課する事により課税の公平をはかると云ふ點に存せず、寧ろ租税の立替の方面に於て從來の造石税よりもヨリ善き状態を齎さんとするにあ

るのである。現に大藏省の草案を見るに、

第十七條 酒類検査石數に對し庫出石數の缺減清酒に在りては檢定石數の百分の八以上其他の酒類に在りては檢定石數の百分の二以上は庫出したるものとし、最終庫出酒類の消費税と共に之を徴收す

第十八條 酒類の造石數は製成のとき之を檢定す但し檢定は容器の容量に依る

の文句がある。擔税者に接近して課するとせば數量の同一性と云ふ事即ち缺減を顧慮する事が重大なるに拘らず、一律の缺減率百分の八を假定するが如き——課税技術上の難易は別として——此草案の重心が那邊に存してゐるかを示してゐるのである。所謂清酒庫出税論なるものは、現今唱へられて居る限りに於ては、生産課税方法を棄て、販賣課税方法に入らんとする課税上の主義の問題でなくして、寧ろ造石税の納期の標準を造石期に求むべきや又は庫出期に求むべきやの納期の問題に存してゐる。而して此點に於ては仙臺地方と大阪及び灘地方との利益は一致しないのである。

一言斷つて置きたいのは私の研究に二三の假定の存する事である。

- 一 何れの場合にも酒造業者は納税額の一〇〇%を轉嫁し、轉嫁額がそれ以上又はそれ以下にあらざる事
- 二 當該酒造年度酒の數量は、當該酒造年度に於ける庫出新酒の數量と翌酒造年度に於ける庫出古酒の數量との合計と一致し、缺減、割水、二年を超ゆる持越のなき事
- 三 庫出は月の半ばに行はれ、納税期は七月末、十月末、二月末、三月末なる事
- 四 各納期には當該酒造年度造石高の四分の一に係る租税が納付せらるゝ事
- 五 金利は單利にして金融の繁閑を問はず常に同一なる事

以上の諸事實を假定したる議論であるから、その假定を裏切る事實の存する限りに於ては、それぞれ修正せらるべきである。更に注意すべきは、造石税を庫出税に改むる事によつて庫出割合に何等の變化をも及ぼさざる事を前

提としたのである。この前提の成立する範圍内に於て、私の議論は正しいのである。もし庫出税の實施に伴ひ酒造業者が庫出割合に手加減を加へる様な事があれば、前掲の過去の數字は之を將來に適用するを得ず、従つて又議論を新たにせねばならぬ。

庫出税の問題は課税技術の主義上の問題でなくして寧ろ納期の問題である事は、以上述べたる所である。然しながら、納期の問題であると云ふ事は決して此問題が重要でない事を意味するのではない。一石四拾圓の現行酒造税は、酒價に對し少なからざる部分を占め従て酒造税の立替は酒造業者にとつて大なる負擔である。納期の如何が酒造業者の巨額の税金立替に重大影響を與ふるとせば、納期の問題は一變して酒造業者の金融上の大問題となるのである。考へ方によれば一種の逋税闘争なりとも名付ける事が出来る。更に我國財政上より見るも、租税の第一位を占め年收貳億圓を突破してゐる酒造税の納期の如何は重要な結果を諸方面に齎すのである。かの大藏省證券の發行の如きも、一は現行酒造税法の納期の遅れてゐるのに基くと稱せ

(10) 此點に關しては工藤博士；消費税の課税方法を論ず（最新財政之研究）に譲る。

られてゐる。國家の立場よりするも、酒造業者の立場よりするも、清酒庫出税と租税の立替の問題は慎重に考慮せねばならぬ。

第三章 酒税轉嫁の諸過程

第一節 酒税の進轉

清酒造石税は、その納税者(Steuerzähler)が清酒醸造業者であつて、その擔税指定者(Steuerdestinatar)が清酒の消費者である。従つて、清酒造石税は清酒醸造業者より清酒の消費者に進轉(Fortwälzung)するものなりと豫期せられてゐる。

清酒造石税の進轉は、清酒と云ふ商品の流通によつて行はれるのである。然るに清酒は生産地と消費地とを異にする商品なるが故に、清酒造石税の進轉なるものは、原則として、納税地たる生産地より擔税地たる消費地へ向つて行はれるのである。

酒税轉嫁の諸過程を論ずるに當り、先づ「酒税轉嫁の地方別研究」として清酒造石税の納税地と擔税地との區別を明かにし、次に清酒造石税が清酒醸造業者より清酒消費者に進轉する關係を「酒税轉嫁の當事者」として説きたいので

ある。

第一款 酒税轉嫁の地方別研究

清酒造石税の轉嫁の諸過程を研究するに際し、清酒の生産量及び消費量が地方により如何に異つてゐるかを明かにせねばならぬ。蓋し或地方に於て清酒の生産量と消費量との異なる所には、一應の推定として、清酒が生産地より消費地へ流通せし事を想像し得べく、更にその清酒の流通に伴ひ清酒造石税が生産地より消費地へ轉嫁せし事を考へ得るからである。

清酒の生産高の地方別研究は、容易に之を行ふ事が出来る。蓋し我國の酒税は造石税であるから、課税の必要上税務署は常に清酒の生産高を調査するが故である。然るに清酒消費高の統計に至つては、各地方共に其材料を缺いてゐるのである。たまたま大阪税務監督局から、大正二年以來毎年の管内酒類消費高表を寄せられた。此數字こそ、清酒造石税の轉嫁を研究する上に於

て、非常に貴重なる材料なりと云はねばならぬ。

大阪税務監督局の酒類消費高表の實際數字を扱ふに際し、その作製方法を説明する。

本表は、大阪税務監督局管内(大正二年六月十三日勅令第百五十九號)に於ける清酒、濁酒、白酒、味淋、焼酎、麥酒、葡萄酒、酒精、其他の毎年度消費高を府縣別且つ大阪、京都、神戸の三都市別に分類したものである。研究の目的上茲には各種の酒類の中で清酒のみを取扱ふ事とする。

年度は酒造年度であるから、曆年とは可なりの隔りのあるのを免れない。例へば、大正十五酒造年度を曆年に直すと、大正十五年十月より大正十六年九月に至る期間となるのである。

最も多く問題となるのは、本表に所謂消費高の算定方法である。先づブラスの分として、前年度よりの持越高、他地方よりの移入高、輸入高をも含む、當該地方に於ける製造高を合計する。次にマイナスの部として、他地方への移出高(輸出高を含む)、清酒造石税査定後に工業用其他の方面へ轉用し其結果免税

せられた石數貯藏缺減運搬缺減(六・五%)と見込む)及び年度末現在高を數へる。このプラスの分から、このマイナスの分を差引いた殘餘を、當該酒造年度に於ける消費高と推定したのである。表示すれば

當該地方の一年度消費高=(前年度よりの持越高+他地方よりの移入高+當該地方にての製造高)-(他地方への移出高+原料用其他免稅高+貯藏運搬缺減高+年度末現在高)

の方式となる。此等の數字は凡て、各稅務署が管内の製造業者及び販賣業者(小賣業者のみは見込による)に就き調査したものであつて、重複脱漏の分は稅務署相互の協力で訂正せられてゐる。

全管内に於ける清酒消費高を大正二酒造年度より大正十四酒造年度に至る迄算定し、此と庫出高及び前年度生産高とを對照すると、第三十表を得る事が出来る。⁶¹⁾

第三十表 大阪稅務監督局管内に於ける清酒の生産量、庫出量及消費量對照表

年度	消費高	前年度生産高	庫出高
大正二酒造年度	七〇〇,三三一	一,二六七,八二一	一,一三三,一三三
大正三酒造年度	七〇三,七二二	一,二六六,一六三	一,一三七,五七三
大正四酒造年度	七三九,八七一	一,〇五五,九五四	一,〇六六,三六九
大正五酒造年度	七四四,九三三	一,三〇三,九八五	一,三〇八,九二二
大正六酒造年度	八〇一,五七五	一,三五六,八七一	一,二四四,四九九
大正七酒造年度	八四七,三三七	一,四六三,五〇三	一,三七三,四八八
大正八酒造年度	八四七,六一一	一,四四三,四四五	一,三四一,五五三
大正九酒造年度	八九一,二六七	一,七六六,一九四	一,五三三,六八四
大正十酒造年度	八六四,七九三	一,七七八,三〇〇	一,三三七,三三三
大正十一酒造年度	九四四,四二四	一,九三〇,一七四	一,六二二,二九
大正十二酒造年度	九三三,九九〇	一,八八一,六四七	一,七〇〇,四〇三
大正十三酒造年度	一,一三三,〇〇三	一,八六六,八五六	一,六四四,九二九
大正十四酒造年度	一,一三三,四三六	一,八三三,一三三	一,〇五七,二〇七
大正十五酒造年度	一,一三三,四三六	一,八二〇,四九九	一,〇五七,二〇七

◎ 從來の二府七縣の他に香川、徳島、高知の三縣を加ふ

第三十表を見ると、大體に於て前年度生産高が首位を占め、庫出高が此に次ぎ、消費高が最小の數字を示してゐる。これ、大阪稅務監督局管内が全體として寧ろ清酒の生産地に屬し、その生産高の一部は管内で消化し切れず管外に

61) 主稅局第四十回—第五十二回統計年報書

移出せられる譯である。

大阪稅務監督局管内に於ける此事實は、之を全國の各府縣市町村にあてはめる事が出来る。或地方の清酒の生産高と消費高とが必ずしも一致しない結果として、一地方の酒造業者が納付する清酒造石税額と、其地方の清酒消費者が事實上負擔する清酒造石税額とも、必ずしも一致しない事となる。換言せば或地方の生産者が納税したる税額の一部は、清酒と共に轉帳して他の地方に移り、終局に於て他の地方の消費者により負擔せられる結果となるのである。

一地方の納税者より他地方の擔税者へ清酒造石税が轉嫁する關係を明かならしむる爲めに、第三十一表を作製したのである。大正二、七、十一、十二、十三の五酒造年度に於て、大阪稅務監督局の全管内、各府縣及び三大都市が、清酒の生産地として幾何の税額を納付し、又清酒の消費地として幾何の税額を負擔してゐるか、これ第三十一表の示す所である。

第三十一表 清酒造石税に於ける納税額と

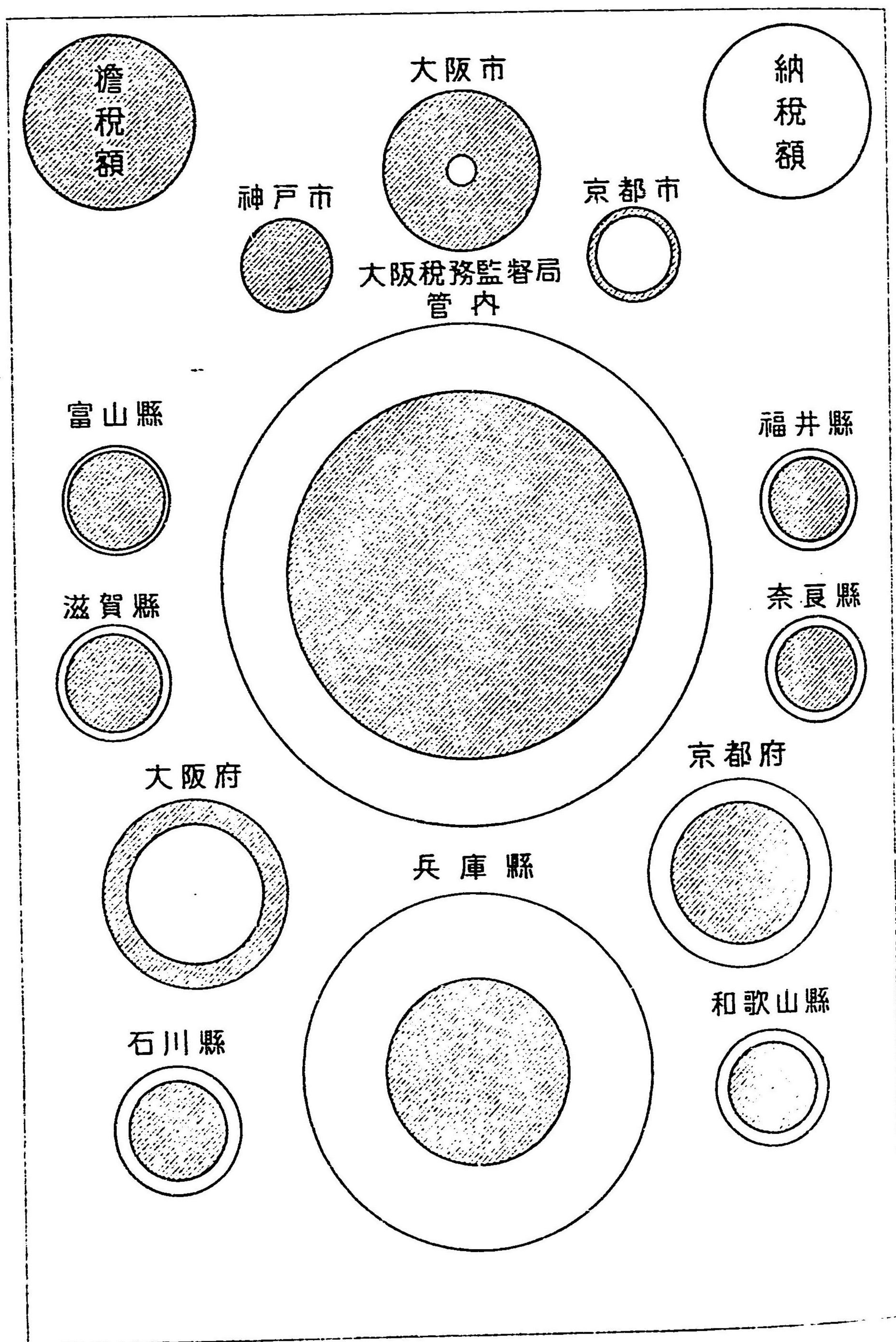
推定擔税額との地方別比較表

府縣	大正二酒造年度		大正七酒造年度		大正十一酒造年度		大正十二酒造年度		大正十三酒造年度	
	前年度納税額	擔税額	前年度納税額	擔税額	前年度納税額	擔税額	前年度納税額	擔税額	前年度納税額	擔税額
大阪府	二、〇六三	三、四四四	二、一九九	四、三六六	三、四八九	七、〇三六	三、五三三	六、九二六	三、四八三	七、三九七
京都府	二、九九九	一、九五七	三、七九四	二、二八五	七、二四三	三、九六九	三、九〇〇	七、四八六	三、九二二	三、九二二
兵庫県	二、一八七	三、二八九	一四、五七五	四、六五五	二五、三三三	七、三三六	二五、四〇〇	七、二二四	二五、四九八	七、〇六三
奈良縣	九二四	六六八	一、二七六	七九一	二、二八七	一、三八四	二、四〇四	一、三六三	二、二七二	一、四三三
和歌山縣	一、四一九	八五九	一、六三三	一、〇三三	二、八九六	一、八七三	二、〇六七	一、八五五	二、八三七	一、八二八
滋賀縣	一、三五五	九三二	一、五三三	九四四	二、六七三	一、六六四	二、六八五	一、七二六	二、五九六	一、六八九
福井縣	九三七	八二六	一、〇八九	八三三	一、九三三	一、五五九	二、〇三三	一、五五九	一、九四四	一、四九九
石川縣	一、二七四	一、〇三九	一、〇八九	一、一七九	三、一三三	二、二一四	三、二六三	二、〇〇〇	三、三三八	一、九七二
富山縣	一、〇四九	九三八	一、一五〇	一、〇三六	二、一〇三	一、八三九	二、二一九	一、八七二	二、一三五	一、八六四
全管	二四、八四九	一三、九三三	二八、六三三	一六、〇六五	五、一〇五	二六、六六六	五、五五五	二八、五五六	五、九三三	二八、六〇〇
大坂市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京都市	八四	二、二二五	一、〇四一	二、五五四	七〇〇	一、九三六	一、六五五	一、八四一	一、五九三	一、八七四
神戸市	—	八四七	—	九六九	—	一、七七七	—	一、八七七	—	一、八四三
不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第三十一表を見ると、清酒造石税の擔税額が納税額を超えてゐるのは僅かに大阪府あるのみで、他の各府縣では何れも納税額が擔税額以上に上つてゐ

62. 主稅局第四十回第四十五回第四十九回第五十回第五十一回統計年報書
大阪稅務監督局統計書大正二年度大正七年度大正十一年度大正十二年度
大正十三年度

第四圖表 清酒税に於ける納税額と推定擔税額との地方別比較表 (大正十三酒造年度)



る。殊に兵庫縣及び京都府の納税額がその擔税額の一倍半乃至四倍に上つてゐるのは、その管内に我國の二大酒造地たる灘五郷及び伏見が含まれてゐるからである。大阪稅務監督局管内全體としても、納税額は擔税額の二倍弱となつてゐる。大阪、京都、神戸の三大都市の納税額が微々たるに反し擔税額が巨額に達してゐるのも、注目すべき現象である。最近に於ける三大都市の清酒に對する納税額が合計二百萬圓弱なるに對し、其擔税額が約九百萬圓に上れるが如き、極端なる一例である。要するに、都會は常に酒税の擔税地であるが、必ずしも酒税の納税地で無いのである。従つて或都市に酒税の納付なきを以て、直に其都市に酒税の負擔なしとは斷言するを得ないのである。

一言斷つて置きたいのは、第三十一表が重大なる二つの假定を前提としてゐる事である。清酒釀造家が納税したる金額が、同一額に於て、現實に清酒消費者に轉嫁してゐる事が、第一の假定である。第二に、大正一、六、十、十一、十二酒造年度の納税額(清酒一石につき十九圓六十錢、十九圓六十錢、三十一圓三十五錢、三十圓六十九錢、三十圓六十九錢の從量税が、それぞれ大正二、七、十一、十二、十

三酒造年度に於て消費者に轉嫁せられてゐる事を假定せねばならぬ。故に、第三十一表に所謂「前年度納税額」は租税統計に示された現實の數字であるが、「擔税額」は何れも推定の金額たるを免れ得ない。數字の使用目的如何によりては此種の假定を絶対に避けねばならぬが、本研究の場合に於ては敢て差支ないのである。

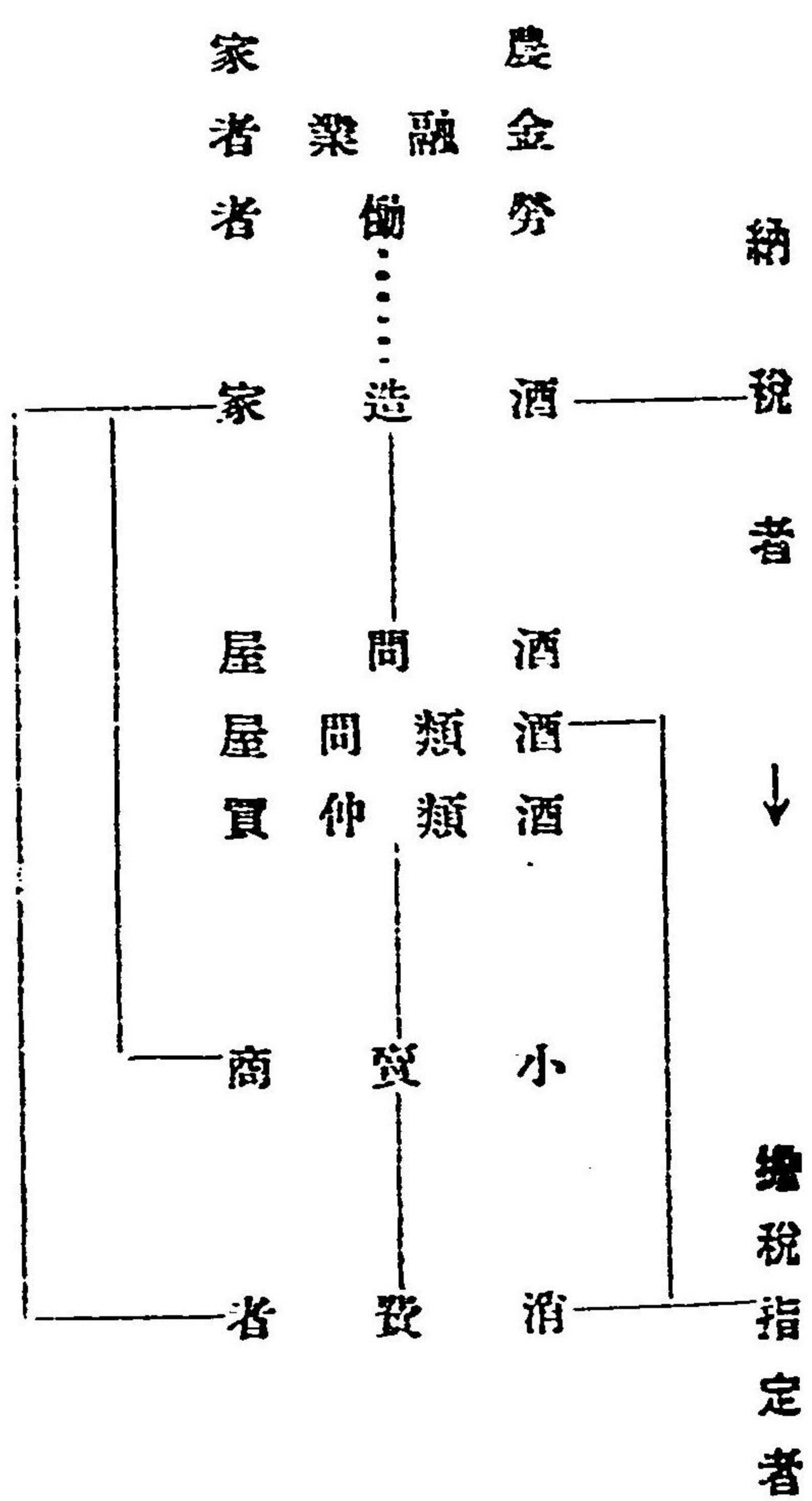
以上論じたる所により清酒の生産地と消費地との異なる事及び清酒造石税の擔税地と納税地との同一ならざる事を明かにしたのである。この最後の事實、即ち擔税地と納税地とが異り、其結果として一地方の擔税額と納税額とが差異を生ずると云ふ事は、清酒造石税の轉嫁の過程を研究するに際し有力なる材料を提供するものである。

第二款 酒税轉嫁の當事者

酒税轉嫁の地方別研究の結果として、清酒は生産地より消費地へ流通し、從

つて清酒造石税の轉嫁も納税地たる生産地より擔税地たる消費地に向つて行はれる事を明かにしたのである。然るに納税地たる生産地に於て清酒造石税を納めるものは酒造業者であり、擔税地たる消費地に於て清酒造を負擔すべく豫期せられてゐるのは清酒の消費者である。故に酒税轉嫁の諸過程を明かにする爲めには、更に問題を進めて、納税者たる酒造業者と擔税指定者たる消費者とを中心として酒税轉嫁の當事者を研究せねばならぬ。而して此問題こそ「酒税轉嫁の諸過程」の中心をなすものである。

清酒造石税の納税者たる酒造家を中心として酒税轉嫁の當事者を配列すると、前人(Vorname)として考ふべきは農家であつて、後人(Nachname)としては問屋、仲買商、小賣商、消費者を數へる事が出来る。納税者たる酒造家及び擔税指定者たる消費者のみを中心とし、酒税轉嫁の當事者の關係の一を圖示せば次の如くである。



右圖の示すが如く、納税者たる酒造家と擔税指定者たる消費者とが直接に隣り合つてゐる場合が、最も簡單なる實例である。之に反し、此兩當事者の間に、酒問屋、又は酒類問屋、又は酒類仲買問屋、小賣商の一人又はそれ以上のものの全部が介入するのが、最も複雑なる場合である。

酒造家が農家から米を買入れ、此を主要原料として清酒を造るのは、云はば生産過程に屬するのである。此場合、醸造資本を供給する金融業者及び醸造に参加する労働者をも併せ考へる事が出来る。之に對し、清酒が酒造家を離

れて、直接に消費者の手に、又は他の酒造家、問屋、東京にては酒問屋及び酒類問屋、仲買、小賣商の一人又は多數を通じて間接に消費者の手に入る關係をも考へ得るのである。流通過程が此である。この生産、流通の兩過程に關聯して轉嫁を論ずる事が出来る。

清酒造石税が、その納税者にして且つ前人たる酒造家より前方に轉輾し、遂に後人にして擔税指定者たる清酒消費者の負擔に歸着するのが、立法者の豫期せし轉嫁である。云はゞ清酒造石税の轉嫁の理想型がこれである。然れども轉嫁の此理想型なるものは、現實には決して其儘に行はれるものではなく、種々の條件に支配せられ且つ攪亂せられるのである。特に清酒造石税の場合に於て理想型に多くの條件を附せねばならぬのは、その轉嫁が單純なる轉嫁にあらずして、更轉なるが故である。前掲の圖表の示す如く、納税者たる酒造家と擔税指定者たる消費者との間に於て、酒問屋、酒類問屋、酒類仲買問屋、小賣商等の第三者が租税徴收の仲介者 (Vermittler der Steuerinzugs) として加入し、更に納税者たる酒造家の前に農家、金融業者、労働者が列び存し、各人の關係が

或は生産過程に於て又はは流通過程に於て大いに交錯してゐるのである。かくて立法者の豫期せし清酒造石税轉嫁の理想型たるものは、既に所々に破られ幾多の條件を附せられざるを得なくなるのである。

租税轉嫁の理想型たるものが果して如何にして破られるかを調べる爲めには、我國に於ては清酒造石税の場合が最も適當なる例を示してゐるのである。以下節を新たにし清酒の流通過程と生産過程との二つの場合を分ち、清酒造石税の轉嫁の態様を明かにしたいのである。

第二節 酒税の轉嫁と生産過程

酒造家は農家より米を買入れ、此を主要原料として清酒を醸造し、同時に酒税を負担し、更にこの清酒に適當なる包装を施して市場に賣り出すのである。而して此際酒造業者は多くの資本を必要とし、多くの労働者を使役するのである。故に酒造税の轉嫁が生産過程に於て行はれ得る爲めには、少くとも原料、賃銀、金利等の原價に正常利益を加へ、それに酒造税を算入したものが、酒造家の賣り出す清酒の價格でなければならぬ。然るに、この正常の轉嫁なるものは往々にして紊されるのである。轉嫁と生産過程として論ずる所は恰も此経路である。

第一款 清酒の原價計算

生産過程に於ける轉嫁の障害を知るが爲めには、先づ清酒の原價計算を行

ふ必要がある。蓋し特定の場合に轉嫁が充分行はれざりしか、又は轉嫁以上に尙利益を収めたりしかの問題は凡て原價を標準として決定せられるからである。清酒の原價を計算するに際し、先づ清酒そのもの、元附を調べ、次に包装費其他の附帶費をも考慮に入れる事とする。

一 元附の問題

試みに、清酒の生産費を伏見及び灘に就いて調べると、第三十二表を得る事が出来る。伏見の方は、酒造家が税務署に提出した計算である。灘の分は、一は税務署が徵税の参考に供した材料であつて、二は酒造家が、營業の目的上自ら調査したる結果である。調査用式及び調査目的はそれぞれ異つてゐるが、概念だけを得る爲めには充分であらう。

第三十二表 清酒一石當り原價計算表

(イ)伏見(酒造家の調査)(大正十三酒造年度)		(ロ)灘(税務署の調査)(大正十三酒造年度)	
支出の部	原料	支出の部	原料
	三・六 ^円		三・八 ^円
			(白米一石當り五三・五〇)

造石税	三・六	諸公課	三・六 (酒造税、所得税、營業税及附加税等)
燃料費	一・三	燃料費	七・四 (種麴、澱代、サルチル散、酒精、水代、樽代等)
電力費	〇・三	動力費	一・三 (石炭及薪炭代等)
精米給料	〇・五	工費	〇・三 (精米動力及電燈料等)
蔵給料及給與	三・四	修繕費	三・六 (蔵人給料、食料費及手當)
助費	〇・六	通信運搬費	〇・八 (建物、器具修繕費)
家屋修繕費	一・三	荷造費	〇・三
器具修繕費	一・六	諸給與費	〇・三
營業費	二・六	販賣費	〇・〇 (店員給料其他雜給)
雜費	〇・四	資金利息	〇・六 (旅費、廣告費、交際費等)
火災保險料	〇・元	計	〇・差 (工場其他固定資本利子)
計	七五・六	計	二・九
收入の部	一・九八	收入の部	一・八八
酒精代	〇・三五	小代	〇・四七
小米代	〇・二二	俵代	〇・〇六
空俵及繩代	〇・〇〇	計	〇・四四
計	三・一五	計	二・八五
差引清酒一石原價	七三・八一	差引清酒一石原價	八〇・〇五

(ハ) 灘 (酒造家の参考資料)

大正二酒造年度	110.00	三約三〇〇	四	〇・三五	〇・〇三	〇・〇一五	〇・〇三七	八・四	五・六四
大正三酒造年度	110.00	三約一六〇〇	〇・三五	〇・〇三	〇・〇一五	〇・〇三七	八・四	五・六四	
大正四酒造年度	110.00	二約一六〇〇	〇・三五	〇・〇三	〇・〇一五	〇・〇三七	八・四	五・六四	
大正五酒造年度	110.00	一八・一七	〇・三九	〇・〇七	〇・〇一五	〇・〇三七	九・二八	六・一〇	
大正六酒造年度	110.00	二六・一六	〇・四七	〇・〇九	〇・〇一五	〇・〇三七	一一・一四	八・九九	
大正七酒造年度	110.00	四四・二九	〇・六〇	〇・一四	〇・〇一五	〇・〇三七	一五・九二	一四・三八	
大正八酒造年度	110.00	五五・三三	〇・四	夜具〇・〇六	〇・〇一五	〇・〇三七	三二・五九	二五・二八	
大正九酒造年度	110.00	三三・四七	〇・一三	菜代〇・〇六	〇・〇一五	〇・〇三七	三三・九八	二五・〇一	
大正十酒造年度	110.00	五〇・四二	〇・一五	同	〇・〇一五	〇・〇三七	三六・四九	三〇・〇一	
大正十一酒造年度	110.00	三三・四四	〇・一四	同	〇・〇一五	〇・〇三七	三三・五九	二五・五二	
大正十二酒造年度	110.00	四一・四四	〇・一四	同	〇・〇一五	〇・〇三七	三三・五九	二五・五二	
大正十三酒造年度	110.00	四一・四四	〇・一四	同	〇・〇一五	〇・〇三七	三三・五九	二五・五二	
大正十四酒造年度	110.00	四六・三二	〇・一四	同	〇・〇一五	〇・〇三七	三三・五九	二五・五二	

第三十二表の示すが如く、清酒の原價の最も重要なる部分を占むるものは、原料米と清酒造石税との二つであつて、他は微々たるものである。特に世界大戦前迄は、酒糟、俵抜き繩、小米、糠等の所謂「落ち物」の収入が相當にあり、これらに於て勞賃其他の諸経費を支辨するに充分であつた。世界大戦以後は、第三十三表に示すが如く、勞賃が非常に騰貴せしに、「落ち物」の方は其割に値上がりせざりし結果として、その事情は可なり變動したのである。尙酒糟は八貫糶と稱し、原料米一石に對し八九貫を生じ、清酒一石に就いては五六貫の割合である。

第三十三表 濃五郷酒造雇人一日賃金表 (附酒糟値段) (西宮稅務署調査)

年度	頭衛門	祝廻	道具廻	上人	中人	下人	飯焚	平均	酒焚	桶洗	清酒糶 十貫當
明治三十六年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	二九
明治三十七年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	二九
明治三十八年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	二九
明治三十九年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	二九
明治四十年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	二九

年度	頭衛門	祝廻	道具廻	上人	中人	下人	飯焚	平均	酒焚	桶洗	清酒糶 十貫當
明治四十一年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	二九
明治四十二年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	二九
明治四十三年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	二九
明治四十四年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	二九
大正元年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	二九
大正二年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	二九
大正三年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	二九
大正四年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	二九
大正五年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	二九
大正六年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	二九
大正七年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	二九
大正八年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	二九
大正九年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	二九
大正十年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	二九
大正十一年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	二九
大正十二年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	二九
大正十三年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	二九
大正十四年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	二九
大正十五年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	二九

第三十三表にては、支出の部の勞賃と収入の部の糶代とを比較したのである。

るが、雜費が追々嵩んで行く事は一般の趨勢と云ふ事が出来る。其結果、從來は清酒一石の原價を計算するに際し、

$$\text{樽價一石の原價} = \text{玄米一石の原價} \times 80\% + \text{酒造税一石當り}$$

なる玄米八掛の式を採用してゐたのに、近頃では次の

$$\text{樽價一石の原價} = \text{玄米一石の原價} \times 100\% \text{酒造税一石當り}$$

玄米十掛の式に改める様になつたのである。灘の或大酒造家及び伏見税務署管内の二つの例によると、第三十四表を得る事が出来る。

第三十四表 桶元原價及び玄米價格表（附酒造税との關係）（西宮、伏見兩税務署調査）

年次	酒造税 一石當	（イ）灘		（ロ）伏見	
		桶元原價 一石平均値	玄米上中下 一石平均値	桶元原價 一石平均値	玄米 一石平均値
明治三十八年度	一六・六	三・一〇	一三・九	一〇・九	二・二
明治三十九年度	一六・六	三・一〇	一三・九	一〇・九	二・二
明治四十年	一六・六	三・一〇	一三・九	一〇・九	二・二
明治四十一年度	一六・六	三・一〇	一三・九	一〇・九	二・二
明治四十二年	一六・六	三・一〇	一三・九	一〇・九	二・二
明治四十三年	一六・六	三・一〇	一三・九	一〇・九	二・二

年次	酒造税 一石當	桶元原價 一石平均値	玄米上中下 一石平均値	桶元原價 一石平均値	玄米 一石平均値
明治四十四年度	一六・六	三・一〇	一三・九	一〇・九	二・二
大正元年度	一六・六	三・一〇	一三・九	一〇・九	二・二
大正二年度	一六・六	三・一〇	一三・九	一〇・九	二・二
大正三年度	一六・六	三・一〇	一三・九	一〇・九	二・二
大正四年度	一六・六	三・一〇	一三・九	一〇・九	二・二
大正五年度	一六・六	三・一〇	一三・九	一〇・九	二・二
大正六年度	一六・六	三・一〇	一三・九	一〇・九	二・二
大正七年度	一六・六	三・一〇	一三・九	一〇・九	二・二
大正八年度	一六・六	三・一〇	一三・九	一〇・九	二・二
大正九年度	一六・六	三・一〇	一三・九	一〇・九	二・二
大正十年度	一六・六	三・一〇	一三・九	一〇・九	二・二
大正十一年度	一六・六	三・一〇	一三・九	一〇・九	二・二
大正十二年度	一六・六	三・一〇	一三・九	一〇・九	二・二
大正十三年度	一六・六	三・一〇	一三・九	一〇・九	二・二
大正十四年度	一六・六	三・一〇	一三・九	一〇・九	二・二
大正十五年度	一六・六	三・一〇	一三・九	一〇・九	二・二

第三十四表の數字は前掲の公式を證明するに充分なる數字材料を與へてゐないが、少くとも原料米以外の生産費が相對的に増加した事は意見の一致する所である。原價計算が時代と共に變つて來た事は、酒造税轉嫁の上に或

種の影響を與ふるものである。

二 附帯費の計上

以上は清酒そのもの、生産費即ち桶元の原價について觀察を進め、米價と酒税とが重要な地歩を占めてゐる事及び原價計算の變遷を明かにしたものである。然し清酒なるものは液體であるから、商品としての清酒の原價を考へる爲めには、これが包装費其他の附帯費を計算する必要がある。附帯費なるものが桶元原價と如何なる割合にありやを、十駄に就いて調べて第三十五表を得たのである。

第三十五表 東京積出清酒原價表

(イ) 桶元原價(十駄當り)(西宮酒造株式会社調査)

年	飛切	極上	上々	上	中	平均
明治三十五年	二六・三〇	一九七・七三	一八六・三〇	一八〇・八九	一七五・四八	一七三・四七
明治三十六年	三四・六七	二二四・三三	二〇一・二三	一九六・三六	一九〇・三八	一八七・九〇
明治三十七年	三三・三三	二〇八・六三	一九六・五九	一九〇・六七	一八五・一六	一八四・一三
明治三十八年	三八・九五	二六六・六六	二四一・六九	二二七・三三	二〇五・七一	二〇二・〇二

年	飛切	極上	上々	上	中	平均
明治三十九年	二五・八九	二四〇・四五	二一九・二二	二二二・六六	二〇五・四三	二〇三・九九
明治四十年	二六・九四	二四一・一八	二四一・九六	二二二・七七	二〇五・三三	二〇三・三九
明治四十一年	二四・三三	二二七・二五	二一九・五四	二二二・四八	二〇一・三三	二〇三・〇六
明治四十二年	二八・九五	二四三・九五	二四四・九一	二二二・六五	二〇三・一五	二〇〇・一八
明治四十三年	二七・〇八	二二二・七七	二四二・三三	二〇三・八一	一九五・九〇	一九八・〇四
明治四十四年	二七・三四	二四四・四一	二四四・六六	二二二・九六	一九九・三三	二〇四・九五
明治四十五年	二九・七五	二六一・〇〇	二四七・七三	二四〇・六〇	二二一・八九	二〇四・一一
明治四十六年	三〇・五五	二九二・二三	二八四・一三	二七八・四八	二六八・三三	二〇一・〇六
明治四十七年	三〇・一〇	三一一・三三	二八五・八七	二九一・一八	二九〇・〇一	二八八・一八
明治四十八年	二七・三四	二四四・三三	二四一・三三	二二五・〇一	二〇四・四〇	二〇四・三三
明治四十九年	三〇・三三	二二六・二七	二四一・二六	二二五・七三	二一八・六二	二〇五・三九
明治五十年	二九・〇七	二二五・五〇	二四八・〇三	二四一・〇四	二一七・五〇	二〇六・〇三
明治五十一年	二六・一九	三三三・九三	二六六・九三	二六九・三三	二二九・三〇	二〇三・〇一
明治五十二年	四九・四四	三二一・二四	三六七・六八	三三二・六六	三〇四・五〇	二〇三・〇一
明治五十三年	四九・八四	四三九・九二	三六二・一八	三三二・六六	三〇四・五〇	二〇三・〇一
明治五十四年	五五・〇七	四三九・九二	三九三・二二	三八七・四八	三〇四・五〇	二〇三・〇一
明治五十五年	七四・八四	四三九・九二	四九二・四四	四八八・四八	四四七・四〇	二〇三・〇一
明治五十六年	六〇・五七	四九七・七六	四九二・六〇	四〇八・三三	三六七・三九	二〇三・〇一
明治五十七年	六七・七一	四三九・九二	四三九・九二	四三九・九二	四〇三・二三	二〇三・〇一
明治五十八年	七五・八二	四八六・二七	四〇〇・九七	四六八・二四	四二七・八九	二〇三・〇一

年	飛切	極上	上々	上	中	次
明治三十八年	八八・〇	七三・四〇	六六・四五	六二・〇五	五八・六〇	五〇・三〇
明治三十九年	九〇・一五	七六・六五	六九・七五	六五・九〇	六二・二五	四七・六五
明治四十年	九三・三五	七六・二五	六九・四〇	六四・〇〇	五七・七五	五〇・一〇
明治四十一年	一〇三・二〇	八五・八五	七八・〇〇	七二・五〇	六六・三五	五五・三五
明治四十二年	九七・九〇	八二・八五	七四・〇五	六九・一五	六二・三五	五三・三〇
明治四十三年	九八・六五	八二・六〇	七四・八〇	六八・三〇	六二・一五	五二・六五
明治四十四年	一〇四・八五	八六・一五	七六・九〇	六八・一〇	六二・〇〇	五四・八五
大正元年	一一五・六五	九四・三五	八二・四五	七六・〇〇	六八・八五	五四・二〇
大正二年	一一八・三五	九三・一五	八四・一五	七六・四五	六九・四五	五九・四五
大正三年	一二四・七〇	九〇・一〇	八〇・一〇	七三・九五	六七・五〇	五八・三〇
大正四年	一一〇・六五	八六・五〇	七七・三〇	七二・五五	六四・八五	五五・二〇
大正五年	一一三・八〇	九三・三五	八三・三五	七七・三〇	七〇・五五	六三・〇五
大正六年	一〇五・五〇	一一・八〇	一〇六・〇〇	一〇〇・〇〇	九三・〇五	七九・五五
大正七年	一九〇・四五	一七・九〇	一四四・八五	一四〇・三〇	一三六・八〇	一一八・三〇
大正八年	二七一・三五	二四・三五	一九四・六〇	一八六・六〇	一七三・三〇	一六四・九五
大正九年	四九・三五	三四・一〇	三五・三〇	三〇・九五	二九・六五	二二・四〇
大正十年	四七四・三四	三三三・〇〇	三四四・五五	三三三・五五	二六四・一五	二二一・四〇
大正十一年	四七四・九五	三六八・八〇	三八・九〇	三〇三・四〇	二六六・四〇	一八六・五〇

大正十二年	四八〇・〇〇	三六二・二〇		三九・三〇	三六・六〇	一九九・六〇
大正十三年	四八五・五五	三七八・五五		三三・〇八	三〇・〇五	二四〇・五
大正十四年	四二一・三〇	三四三・三〇		二八七・八〇	二六三・六〇	二〇三・三〇

第三十五表の桶元原價と云ふのは、生産費、酒税の兩者を包含し、倉庫借料、酒税以外の税金、營業費及び貯藏減量は除外したのである。附帶費と云ふは、樽代、荷造費、運賃、倉敷、東京の酒問屋に支拂ふ口錢をさすのである。世界戦争當時の如き、樽代が非常に昂騰し、酒造家は酒税よりも寧ろ樽代を顧慮せねばならなかつた例もある。故に附帶費の問題は原價計算に於ては、可なり重要な地位を占めてゐる。第三十五表の桶元原價及び附帶費を第三十六表の東京積出清酒賣捌値段と對照すると、酒造家の純益を計算する事が出来るのである。

第三十六表 東京積出清酒賣捌標準値段表

(十駄當り)(西宮稅務署調査)

年	飛切	極上	上々	上	中	次
明治三十五年	三六五・三三	二七五・四	二七五・四	二七五・〇〇	一八一・三三	一四〇・三三
明治三十六年	三六〇・〇〇	二七〇・〇〇	二七〇・〇〇	二七〇・〇〇	一八一・〇〇	一四〇・〇〇
明治三十七年	三二〇・〇〇	二三三・〇〇	二六五・〇〇	二七〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一四〇・〇〇
明治三十八年	四四三・七	三七一・〇七	三〇五・七	二七五・一四	三三九・〇三	二〇〇・二二
明治三十九年	四四三・七	三六〇・一一	三〇三・一〇	二七五・一〇	三三九・六	一七二・一〇
明治四十一年	四七三・〇	三九一・六	三二四・三	二八二・六	三三三・三	一七二・九
明治四十二年	五二二・〇	三六二・〇〇	三三三・九	二九五・六	三三三・三	一七〇・三
明治四十三年	五四四・六	四六・四六	三〇〇・〇〇	二九四・七	三二六・一〇	一七〇・一七
明治四十四年	五七〇・〇	四四五・〇〇	三二二・五	二九四・七	三二六・一〇	一七〇・一〇
大正元年	五五五・〇〇	四四五・〇〇	三二二・五	二九四・七	三二六・一〇	一七〇・一〇
大正二年	五五六・七	四七一・〇	三二〇・四	二九〇・五	三二六・一〇	一七〇・一〇
大正三年	五五六・六	四四・六	三二〇・九	二九〇・五	三二六・一〇	一七〇・一〇
大正四年	五八二・〇	四四一・六〇	三二〇・七	二九〇・五	三二六・一〇	一七〇・一〇
大正五年	六〇三・三	四七五・〇〇	三二一・〇	二九四・一	三二七・〇	一七二・七
大正六年	六四四・六	五二二・三	三二二・六	二九七・七	三三〇・三	一七二・八
大正七年	七五七・〇	六二七・九	三二二・〇	三〇四・一	三三三・〇	一七二・六
大正八年	一、〇四八・〇	八四一・六	三六二・五	三四四・一	三七一・六	一七二・六
大正九年	一、二四七・三	一、〇〇一・七	四〇〇・〇〇	三四四・四	三七一・六	一七二・六

大正十年	一、三四九・五〇	一、〇五八・七〇	八八〇・八三	七四一・六	七六八・三	七四〇・二八
大正十一年	一、三六二・五〇	一、〇六一・三	八七五・〇	八一〇・五	七二〇・六	七三九・一四
大正十二年	一、三三〇・〇〇	一、〇一四・八	八一〇・〇〇	七二二・四	六二〇・七	五三三・〇〇
大正十三年	一、三〇七・一四	一、〇四三・六	七九二・五	七二五・〇〇	六九二・六	五三二・五〇
大正十四年	一、二一〇・〇〇	九七五・五	八〇七・五〇	六五七・五〇	五八五・〇〇	五〇〇・五〇

第三十五表と第三十六表とを比較対照し、東京積出清酒の純益を計算する事が出来る。飛切の場合に就いて説明する。

- 一、一方に於て、賣捌値段から附帯費を差し引きそれを十駄(八石二斗)で割ると一石當りの清酒賣捌値段を得るのである。
- 二、他方に於て、桶元原價を十駄(七石三斗)で割り、七%の貯藏減量を顧慮し、一石當り清酒の原價を見るのである。
- 三、この賣捌値段と原價とを比較して、酒造家の損益を計算する事が出来る。

其他の場合に於ては、賣捌値段の十駄の數字が異つてゐたり(極上にては八

石一斗上々上中にては八石割水を顧慮する必要があり(上は一割の割水、中は一割五分の割水)多少修正を加へたが、大體に於て飛切の場合の計算方法を其儘用ひる事が出来る。かくして第三十七表に東京積出清酒純益表を得たのである。

第三十七表 東京積出清酒純益表(一石當り)(△損失)

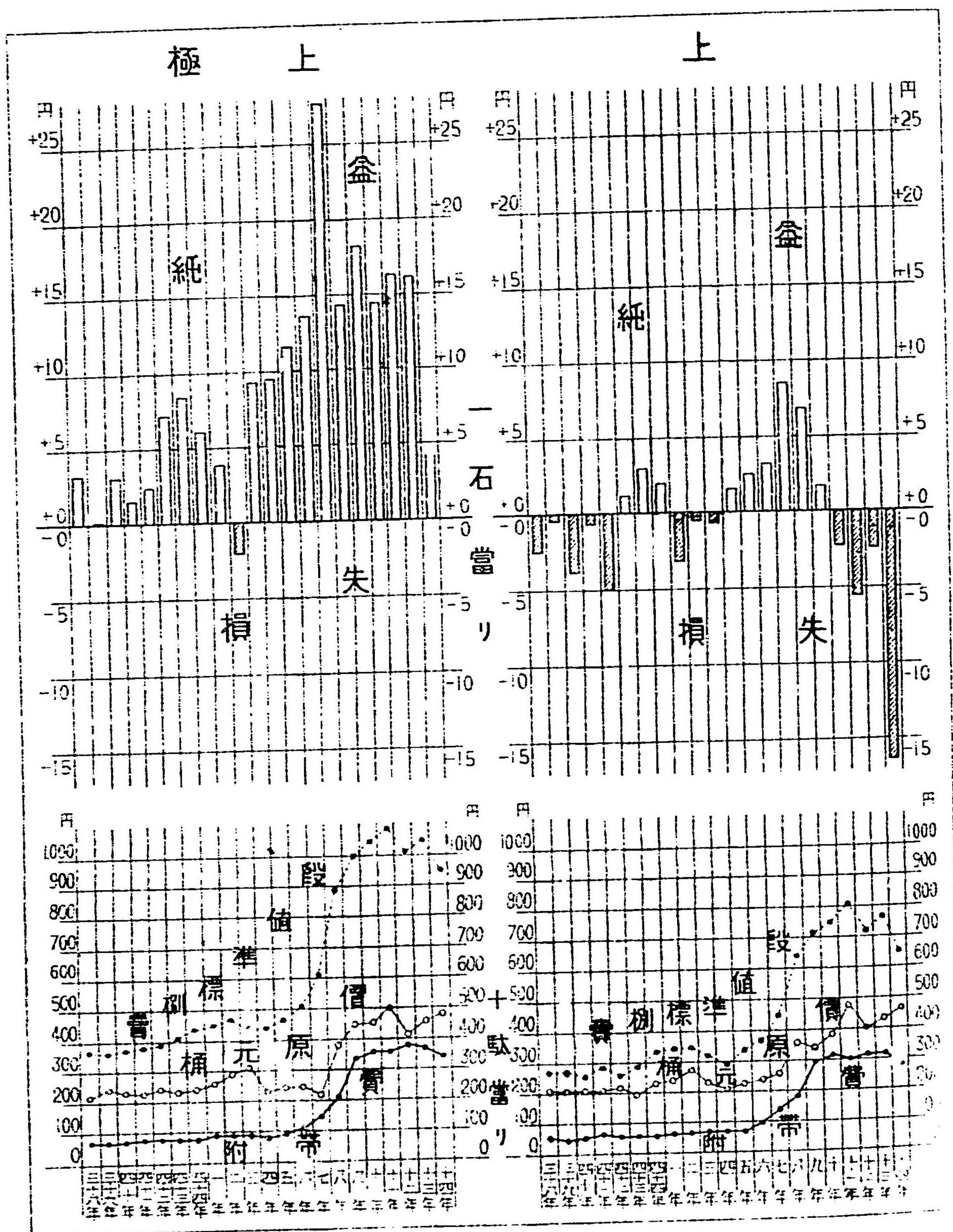
年	飛切	極上	上々	上	中
明治三十八年	九・五四	三・三五	三・〇三	二・四四	三・五四
明治三十九年	六・一四	〇・〇七	二・六二	〇・四五	四・三九
明治四十年	七・三七	三・一〇	二・五三	三・八〇	五・二四
明治四十一年	六・〇七	一・六三	一・八九	〇・七〇	六・二二
明治四十二年	一四・八三	二・三六	二・一〇	五・〇一	八・三六
明治四十三年	三・六〇	七・二四	一・五九	一・一五	〇・〇八
明治四十四年	三・四〇	八・三〇	三・四八	三・〇三	〇・五三
大正元年	一〇・一六	六・一七	一・四六	二・〇九	二・一九
大正二年	九・六四	三・八三	一・八七	三・〇五	五・八三
大正三年	二・八五	二・〇九	七・三六	〇・四九	三・三三
大正四年	一六・四〇	九・三三	三・一八	〇・五七	五・四〇

年	飛切	極上	上々	上	中
大正五年	一四・三三	九・四九	一・八三	一・六四	△ 三・二二
大正六年	一七・五七	二・七三	四・一七	二・五七	△ 〇・六六
大正七年	一五・九五	三・六四	四・七〇	三・三四	
大正八年	二・九二	二七・八〇	一七・三四	八・五七	
大正九年	八・七四	二四・二七	一五・五六	六・八四	△ 四・一四
大正十年	二四・三九	一八・一三	二・三九	一・六九	
大正十一年	〇・四三	一四・三三	二・三三	二・一五	△ 一・七八
大正十二年	一六・八七	一六・三三		五・六五	△ 〇・三六
大正十三年	四・六五	一六・三三		二・四三	△ 二・六六
大正十四年	八・〇三	四・三三		△ 一六・四七	△ 二・四〇

東京積出清酒の場合、清酒の生産過程に於ける原價計算を凡て網羅したものであるから、これを標準として生産過程の全體に通ずる結論を與へる事は決して不自然であるまい。第三十七表の東京積出清酒純益表の數字に基き、清酒造石税の轉嫁と生産過程との關係に就き、次の如き斷定を下す事が出来る。

一、純益の多少は年度により非常に異つてゐる。損失を蒙る年もあり巨

第五圖表 東京積出清酒の賣捌値段、原價及び純益比較表



利を博する事もあり、結局約十年すれば正常の利益を収める事が出来る
と云ふ意味からして、十年帳尻なる用語が商家の間に行はれてゐるが、酒
造業は恰も其適例である。

二、上等品になる程純益が多く、下等品に至りては純益少きのみか往々に
して損失さへも齎すのである。これ上等品と下等品とが、その賣捌値段
に於ては著しき差あるに拘らず、その生産費には大差が無いからである。
而してこれが原因としては、清酒造石税が上等品と下等品とを區別せず
して單純なる従量税を採用してゐる事をも數へねばならぬ。これ「元」を
一割張りこめば二割とれるの原則が行はれる所以である。

清酒の生産過程を見るに、酒造家は、年度の如何によりて或時は轉嫁以上の
利益を収め、或時は轉嫁すべき等の酒税の一部又は全部を自ら負擔さへもし
てゐる、同時に上等品にて巨利を占め、下等品にては轉嫁を斷念するのみか常
に損失迄も負擔してゐるのである。或大酒造家の營業報告に現はれたる此
現象は、程度の差こそあれ、我國全體の酒造業の生産過程に適用せられてゐる

のである。要するに、酒税轉嫁の第一歩たる生産過程に於て已に、轉嫁なるものが決して機械的のものにあらず複雑極りなき他の要素に支配せられ影響せられてゐる事を示してゐる。

第二款 清酒釀造業集中の趨勢

清酒造石税の轉嫁と生産過程との關係を論ずるに當り、無視する事の出来ないのは、清酒釀造業集中の趨勢である。

一 企業集中の數字

主税局統計年報書の數字を基礎として、我國に於ける査定石數、免許人員及び免許人員一人當り査定高を算定すると、次の結果を得る事が出来る。

第三十八表 全國に於ける免許人員一人

當り清酒査定高表

酒造年度	査定高 ⁽⁶³⁾	免許人員 ⁽⁶³⁾	一人當り 査定高	酒造年度	査定高 ⁽⁶³⁾	免許人員 ⁽⁶³⁾	一人當り 査定高
明治三十五年	三,三〇,〇七石	三,〇八人	二七石	大正三年	三,六八,〇九石	一〇,三六八人	三五石
明治三十六年	三,六三,〇九石	二,七三六	三〇七	大正四年	三,八八,〇三石	九,八七九	三九石
明治三十七年	三,一三,一五三	二,一七四	二二二	大正五年	四,〇七,〇五石	九,八三三	四一石
明治三十八年	三,七三,〇七九	二,一〇四	三三三	大正六年	五,〇八,〇六七	九,八三三	五二石
明治三十九年	四,六七,七三二	二,二二二	二一〇	大正七年	四,三三,〇六一	九,八三三	四四石
明治四十年	四,六八,九七七	二,二七三	二〇六	大正八年	五,八七,一六三	九,七九五	六〇石
明治四十一年	四,三三,〇六八	二,一四六	二〇二	大正九年	四,三三,〇三三	九,七九五	四四石
明治四十二年	三,三三,〇三三	一〇,九六六	三〇三	大正十年	五,五〇,〇三三	九,四六一	五八石
明治四十三年	三,八六,二四四	一一,〇四四	三四三	大正十一年	五,五四,〇五七	九,四六一	五九石
明治四十四年	四,九八,四九九	一一,三〇六	三七四	大正十二年	五,四九,〇八〇	九,四八七	五七石
大正一年	四,三九,〇〇九	一〇,九〇三	三七六	大正十三年	五,一七,八六三	九,四〇三	五三石
大正二年	四,三六,八三三	一〇,三五六	四〇〇	大正十四年	五,一四,七五五	九,二九〇	五五石

過去二十二年の趨勢を見るに、一方全國清酒査定高が三百萬石より五百萬石迄約一倍半に増加してゐるに對し、他方免許人員は遂に一萬二千人臺より九千人臺に約二割五分減少してゐるのである。従つて醸造業者一人當りの石數が二倍以上に増してゐるのを見る事が出来る。我國酒造業が漸次大企

63) 主税局統計年報書；酒造税表

業に集中せられて行く事は、これが大體明かとなるのである。

然らば、我國酒造業が大企業に集中せられる原因は那邊に存してゐるのでらうか。Dierschke が獨逸に發見した如く、大企業に於ける生産費遞減に其原因を歸すべきか、又は其他の事情に基くのであらうか。材料の都合上地域を灘五郷に限り、研究を進めたのである。

灘五郷は、その清酒醸造高が全國の一割内外を占め凡ての點に於て全國清酒醸造の代表的のものであるから、これが標本調査は相當重要な結果を齎すのである。

第三十八表に現はれたる大企業集中の傾向は、灘五郷の酒造家の間にも之を見る事が出来る。第三十九表は其目的の爲めに作成せられたのである。

第三十九表 灘五郷に於ける免許人員一人當り清酒製成高表

酒造年度	製成高 ⁽⁶⁵⁾	免許人員 ⁽⁶⁵⁾	一人當り 製成高	酒造年度	製成高 ⁽⁶⁵⁾	免許人員 ⁽⁶⁵⁾	一人當り 製成高
明治三十五年	三六,二九石	一四一人	二,六五石	明治三十六年	三六,一七石	一四七人	二,四五石

64) Dierschke; Progressive Besteuerung des Grossbetriebs bei einigen Verbrauchssteuern
65) 攝津灘五郷清酒造石高調査表

年	酒造高	醸造高	製造高	平均
明治三十七年	三、七、四、五	二、六、七	四、一、六、〇	二、八
明治三十八年	四、三、四、〇	三、九、五	四、九、〇、三	二、八
明治三十九年	四、八、〇、一	三、〇、五	五、三、〇、六	二、八
明治四十年	四、七、四、七	三、二、九	五、〇、八、二	二、九
明治四十一年	四、〇、九、五	三、一、〇、〇	五、〇、〇、五	二、八
明治四十二年	四、三、七、〇	三、〇、六、九	四、六、八、七	二、九
明治四十三年	四、五、〇、三	三、五、五	四、九、三、〇	二、九
明治四十四年	四、一、五、七	三、七、九	四、六、八、七	二、九
大正一年	四、〇、三、七	三、六、七	四、七、二、四	二、九
大正二年	四、六、七、三	三、五、三	五、七、七、九	二、九
大正三年	三、〇、〇、一	三、三、三	五、三、六、五	二、三

二十四年の間に、灘五郷に於ける清酒の製成高が約五割増加してゐるのに、免許人員は約二割減少してゐるから、結局各酒造家の醸造高は平均約九割方を増加してゐる事となる。而して此趨勢は、明治三十七酒造年度、大正三酒造年度、大正十三酒造年度の清酒製成高の分布表を見る事により一層明瞭に知る事が出来る。第四十表がこれである。

第四十表 灘五郷に於ける清酒製成高別免許人員表

階級	明治卅七年度	大正三酒造年度	大正十三酒造年度	明治卅七年度	大正三酒造年度	大正十三酒造年度
五〇〇石以下	二	三	二	一	二	二
五〇〇—六〇〇	四	三	一	三	三	三
六〇〇—七〇〇	九	九	四	二	二	三
七〇〇—八〇〇	二〇	五	四	一	一	三
八〇〇—九〇〇	二八	八	三	一	二	三
九〇〇—一、〇〇〇	二	六	三	四	四	三
一、〇〇〇—二、〇〇〇	四	三	三	一	三	三
二、〇〇〇—三、〇〇〇	三	三	三	一	三	三
三、〇〇〇—四、〇〇〇	二	三	二	一	三	三
(最高)	四、〇〇〇—五、〇〇〇	四、〇〇〇—五、〇〇〇	四、〇〇〇—五、〇〇〇	三、〇〇〇—四、〇〇〇	三、〇〇〇—四、〇〇〇	三、〇〇〇—四、〇〇〇

要するに、清酒醸造に於ける企業集中の趨勢は、灘五郷及び日本全國の共通の現象なりと云はねばならぬ。然らば我國の酒造業には大企業經營を便宜とする特殊の事情が無ければならぬ。酒造業者の經濟活動は生産方面と販賣方面との二つに分れるから、以下その二方面について大企業を有利とする事情を調べたのである。

二 生産方面と販賣方面

生産事業は其種類に應じ、費用遞減收益遞増の法則に支配せられるものあり、費用遞増收益遞減の法則に従ふもの、更に費用恒常收益恒常のものもある。又或限度迄は收益遞増の法則を追ひ、その限度を超ゆると共に收益恒常又は收益遞減の實例を示す場合もある。清酒の醸造は果して何れに屬してゐるのであらうか。

凡そ清酒の醸造には生産單位として一藏が標準となつてゐる。一藏は杜氏を始めとして一定數の藏人より組織せられてゐるが、種々の事情よりして、其醸造高の限界が定つてゐるのである。試みに一藏當り清酒製成高表を作ると、第四十一表の如くてある。

第四十一表 灘五郷に於ける一藏當り清酒製成高表

酒造年度	製成高 ⁶⁶⁾	藏數 ⁶⁶⁾	一藏當り製成高	酒造年度	製成高 ⁶⁶⁾	藏數 ⁶⁶⁾	一藏當り製成高
明治三十五年	三八二、二九九石	三八	九八石	大正三年	三八〇、三二二石	三七四	一、〇二六石
明治三十六年	三六一、一七七	三七九	九五	大正四年	四五二、六七〇	四〇三	一、一三三
明治三十七年	三五七、四六六	三五六	九七	大正五年	四九五、〇六三	四三三	一、一四三

66) 攝津灘五郷清酒造石高調査表

明治三十八年	四三三、四〇〇	四〇三	一、〇五二	大正六年	五三三、六六六	四五三	一、一五七
明治三十九年	四六八、三〇一	四〇六	一、〇五四	大正七年	五二〇、八三四	四六六	一、一〇八
明治四十年	四四七、四七九	四〇四	一、〇七九	大正八年	五九〇、六三三	四六一	一、三六一
明治四十一年	四三〇、九四三	三九九	一、〇〇〇	大正九年	四二八、八七一	四〇一	一、〇六九
明治四十二年	四三三、七三〇	四〇三	一、〇六六	大正十年	四四七、三五〇	四一六	一、〇七〇
明治四十三年	四四一、四六一	四一五	一、〇六八	大正十一年	五五七、五五四	四七九	一、一六四
明治四十四年	四八一、五七七	四三七	一、二八	大正十二年	五七二、三四八	四六一	一、二九〇
大正一年	四三三、〇三七	四一六	一、〇三七	大正十三年	五六七、九四四	四七六	一、一八三
大正二年	四六七、三三九	四三三	一、〇六四	大正十四年	五三三、六九五	四七二	一、一三三

明治三十五酒造年度より大正十四酒造年度迄の時期に就いて見るに、一藏當り製成高は常に九百五十石と千二百八十石との間を往來し大なる變動を示してゐない。更に明治三十七年、大正三年及び大正十三年の三酒造年度を捉へ、各藏の醸造高の分布を調べて第四十二表を得たのである。

第四十二表 灘五郷に於ける清酒製成高別藏數表

(最低)	明治三十七年			大正三年			大正十三年		
	七年度	十年度	三年度	三年度	六年度	三年度	三年度	六年度	三年度
(一四二石)	七	十	三	三	六	三	三	六	三
(四二三石)	七	十	三	三	六	三	三	六	三
(三六二石)	七	十	三	三	六	三	三	六	三
500未満	七	十	三	三	六	三	三	六	三

然し此方面にも一定の限界を存し餘り多きを期待するを得ないのである。

一藏の生産高が一定し且つ多數の藏の連結が多くの利益を齎さないとせば、清酒醸造業の大規模經營の利益を生産方面に求むる事は之を斷念せねばならぬ。然らば販賣の方面はどうであらうか。清酒の消費者の大多數は、其消費する清酒其者よりも寧ろ清酒の商標に大なる信用を拂つてゐる。従つて大企業の長所は、生産の方面よりも寧ろ販賣の方面に現はれるのである。

大醸造家は原則として有名なる商標を有し、従つてその醸造にかゝる清酒は容易に且つ高價に販賣し得るのである。之に反し、小醸造家は、生産方面には大醸造家と對等の地位に立てるに拘らず、販賣方面に於ては、有名なる商標を有せざる結果として、常に不利なる立場に置かれてゐる。茲に於てか、買酒なる變態現象が発生するのである。即ち小醸造家は生産の技術的方面のみに没頭し、自分の製品を無印にて直に大醸造家に賣却する事によつて販賣の商業的方面を斷念するのである。大醸造家は、自家の製品に自家の商標を附して販賣するのみならず、適當なる品質の清酒あらば之を小醸造家より買

ひ上げ自家の商標を附して市場に提供するのである。この二つの立場よりして、小醸造家と大醸造家との間に買酒なる特別取引が成立し得るのである。買酒なる變態現象が大小醸造家の間に行はれる事は、販賣方面に於て如何に商標の力が偉大にして且つ如何に大企業組織が有利なるかを示してゐる。而も小醸造家が買酒の手段によつて自ら市場に出づる事を斷念する結果は、應て醸造それ自身をも斷念する事となるのである。清酒醸造に於て小企業が衰へ行くのは、一に販賣方面に其原因を求めねばならぬ。

酒税の轉嫁と生産過程の問題として特に注目すべきは、金融業者と酒造家との關係である。抑も酒造業は、原料、勞銀に加ふるに清酒造石税の納付を必要とし、可なり巨額の醸造資金を用ひるのである。かくて金融界の情況如何は直に金融業者と酒造家との關係の上に影響を及ぼす事となる。金融關係と酒税の轉嫁とは、此意味に於て、密接なる聯絡を有してゐるのである。

大正九年四月刊行の日本銀行調査局；酒造業に関する調査は此問題に關し有益なる參考材料を與へてゐる。

第三節 酒税の轉嫁と流通過程

酒造家の生産過程をへたる清酒は、各種の流通過程をへて消費者の手に移るのである。此等の經路の中、消費者と小賣商との關係は後に譲り、茲には其他の流通過程に於ける酒税轉嫁の態様を、酒造家—問屋—仲買—小賣商の順で論ずる。

第一款 酒造家より小賣商までの過程

一 酒造家

流通過程に於ける酒造家の地位は、生産過程に關連して説明したから、茲には代金回収に伴ふ金利の問題と買酒の制度とに問題を限局する。生産過程に於て説明せし如く、清酒は原料米と酒税と附帶費との爲めに可なりの原價を要するものである。従つて酒造家の金融關係は、轉嫁と流通過

	東京	阪神地方	朝鮮	輸出
二		七・一	七・四	四・五
三		一五・七	一五・五	一六・〇
四		二四・八	二五・五	二六・九
五	〇・五	二二・〇	二二・八	二四・八
六	六・二	一〇・六	八・七	一九・六
七	三〇・三	三・六	一三・四	七・〇
八	三六・七	三・六	一四・九	二四・三
九	六・八	三・一	一三・四	一七・三
一〇	六・八	一・六	八・四	八・三
一	六・〇	一・九	六・四	三九・七
二	二六・六	三・三	四・二	一九・三
三	八・〇	〇・九	四・五	八・二
四	三・四	〇・九	二・五	二・二
五	六・七	〇・九	二・六	二・四
六	三・二	一・六	三・三	〇・四
七	三・四	〇・一	四・七	〇・八
八	三〇・三	〇・一	六・三	四・一
九	一七・三		二・四	〇・八
一〇	三・三		二・四	一・三

平均回収日数	回収不能	二二〇日	五〇日	八六日	七七日
二	〇	二・七			
二	〇	二・〇			
二	〇	二・〇			
二	〇	二・〇			
二	〇	一・〇			
二	〇	六・八			
合	計	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇

備考 出荷後代金回収迄の日数を示す、十日未満の端数は切り捨つ

第四十三表によると代金の回収は三箇月以上一年以内に最も多く行はれる事となつてゐる。代金回収の遅延は租税の立替と相結んで、流通過程に於ける酒造家に金融上重大な影響を與へる。かくて回収遅延代金及び立替租税の金利は醸造家自らが負擔する事となり、従つて轉嫁關係にも變動を生ずるのである。尙約三分の回収不能のある事も注目すべき事實である。次は買酒の制度である。酒造家は自家醸造の清酒を問屋其他の流通過程

上の後人に賣却するのを原則としてゐる。然れども無印物を醸造する小酒造家は、不景氣にて金融の道がつかざる時、又は通常の景氣の際にても有名品を擁する大酒造家に賣却するを利益と考ふる時には、自家の清酒を他の大酒造家に桶賣するのである。此際、桶賣をする小酒造家と買酒をする大酒造家との間に立つのが仲繼であつて、仲繼の収入は公然の手数料灘にては買手が負擔し、伏見にては賣手が支拂ふ、最近にては十石につき五圓及び口錢よりなつてゐる。賣買價格は、元附米及び造石税が重要部分を占むに固定資本の原價銷却及び營業税所得税を加へたものであるが、往々元附そのものを下る事がある。

かくて買酒をなしたる大酒造家は、或は買酒を其儘に、又は其買酒を他の買酒又は自家醸造の清酒と混じて、自家の商標の下に市場に賣り出すのである。同一品質の清酒にても、有名品として市場に出る方が無印物として現はれるよりも高價に評價せられる事は勿論である。此の場合買酒をしたる大酒造家は、大に利し、桶賣を試みたる小酒造家は殆んど利益を收めざるのみか往々

損失に終る、而かも此現象が毎年繰り返されてゐるのを見受けるのである。然らば或種の小酒造家が何故かゝる不利を忍んで迄も酒造業を繼續するかの疑問が起り得るのであるが、これ經濟現象に非合理的分子の加はつてゐる一適例である。蓋し酒造家なるものは多くは地方の名望家なるが故に、營利を離れても父祖傳來の酒造業を固守すべく、従つて彼等は、金錢の損失を忍びても傳統的の誇りを維持せんとするからである。合理化したる現代經濟社會にかゝる非合理的の現象の存在してゐる事は、これ亦轉嫁關係を複雑にせしむる一原因である。

尙、桶賣専門の小酒造家が往々損失を忍んでも醸造を繼續する事に關し、其原因を寧ろ技術上及び經濟上の原因に求めんとする議論がある。傾聽すべき意見であるから、次に引用する。

一、一度醸造を中止する時は、傳統的に使用してゐた優良なる杜氏を失ふ結果を來たす。

二、酒藏を一箇年以上使用しない時には、大桶、三尺桶、甕、卸、餗、壓搾槽等の大容

器械の類が乾燥しハツシヤギ、大修繕を加へなければ再び使用する事が出来なくなる。造り桶及び夏圍桶も亦年々之に手入れをなさねば醇良なる酒を造るを得ない。

三、酒造業は大なる固定資本を要するが故に、資金の回轉が頗る緩慢である。休造する時は忽ち金融の道を失ふのである。

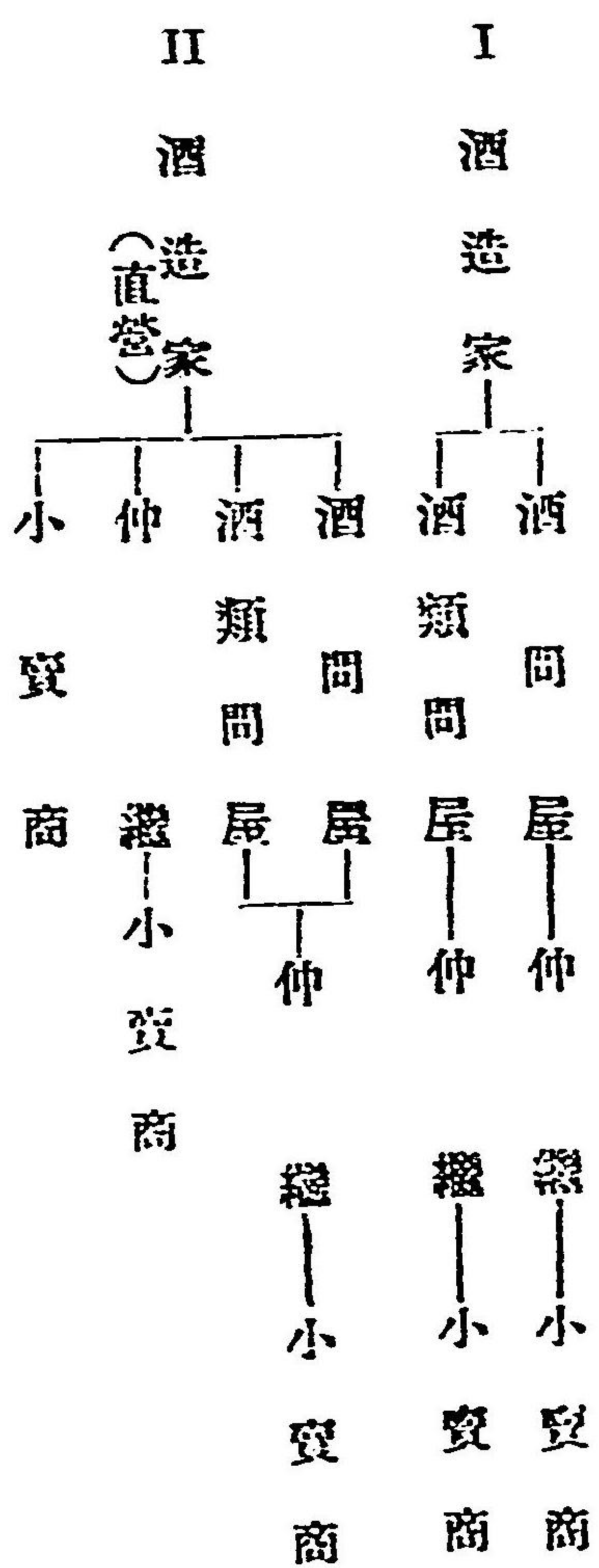
四、清酒の醸造期とその出廻期との間には相當の期間が存するのが常である。故に前年度の清酒が損失を齎す事ありとするも、今年度酒の出廻期には幾分か景氣回復し相當の利益を齎し得る見込がないでもないから、更に今年度酒の醸造にとりかゝるのである。又事實に就いて見るも、不況時の翌年には各酒造家が一般に造石高を減少するを以て、酒價が相當の價格を維持し、不況時の損失を連續して繰り返す事は少いのである。

二 問屋

酒造家を離れたる清酒は、通常の形式ならば、問屋の手に入り、更に轉じて仲買人を通じ小賣商の手に入るるのである。只此點は地方により商店により非

常に異り一様に律する事が出来ない、茲には、かの歴史的に有石なる灘酒造業者と東京の新川問屋との關係を叙ぶるに止めよう。

東京の新川には約十五軒の酒問屋と約十三軒の酒類問屋とがあつて、専ら此等の問屋が灘酒を取扱つてゐるのである。本來、灘酒は酒問屋のみが之を扱ひ、酒類問屋は地廻物を専門とし、各々分業を守つてゐたのであるが、現今には兩者の區別なく何れも灘酒を扱つてゐるのである。灘の酒造家の中でも特に魚崎、御影、西郷の酒造家は、兩問屋を通らざる直營の方法迄も採用してゐる。灘酒の東京に於ける流通過程は現今に於て次の二種に分れるのである。



かくの如く取引關係は恰も過渡期に屬せるが故に、之を正確に説明する事は非常に困難である。只代表的の意味に於て、新川問屋と灘酒造家との委託販賣の關係を述べて置かう。勿論大震災以後は、必ずしも次の習慣が嚴守せられてゐる譯ではない。

灘の酒造家が新川問屋に清酒を積出すと、問屋は東京驛より問屋迄の運賃を負擔して清酒を引取るのである。問屋は酒造家の指定價格の範圍内にて委託清酒を賣却し、其翌月頃に賣捌價格の七分金又は八分金を酒造家に送るのである。而して殘餘の二分金又は三分金は、それより問屋口錢(賣捌價格の七%倉敷料を差引き、年一回五月頃に計算するのである。かく云へば東京新川問屋は常に賣捌價格の七分口錢を受け、其収入が確定してゐる様であるが、必ずしもさうで無い。實は、取引當事者の強弱關係如何により問屋口錢は七分以上の事もあり又それ以下の事もある。問屋は、自己が弱者であれば、仕切値段を加減して不利を忍び、酒造家が弱者である時には、自己に有利なる仕切を定める事になつてゐる。租税の轉嫁關係は茲にても大いに紊されるので

ある。

かくて清酒は、酒造家より問屋仲買の手をへて小賣商に至る迄に、種々の複雑なる影響を受くるものである。小賣商と消費者との流通過程に就いては、款を新たにして述べよう。

第二款 小賣商より消費者までの過程

納税者たる酒造家の納めし酒税を擔税指定者たる消費者に轉嫁する最後の人は、小賣商たるを常とする。考へ方によれば、小賣商は流通過程に於ける酒税轉嫁に關し最も重要なる役目を演ずる譯である。生産過程と流通過程とを通じて轉嫁が都合よく行はれても、この最後の階段に於て失敗せば、凡てが無効に歸するからである。小賣商と消費者との關係は地方により大いに異つてゐるが、茲には清酒の大消費地たる東京、大阪、京都の三大都市を標準として研究を進める。

一 小賣商の數

第一に明かにすべきは小賣商の數、その一箇年に於ける清酒販賣石數及び販賣價額である。

國勢調査の職業の分類一三五には次の數字が掲げられてゐる。⁽⁸⁾

第四十四表 三大都市に於ける酒類業者表 (大正九年國勢調査報告による)

大阪市	京都市			總數	商業	物品販賣業	酒類、調味料、清涼飲料販賣			
	業者總數	本業主	總數				實際數	總數に對する割合	商業に對する割合	物品販賣業に對する割合
一、二五、九六三	一〇三、八〇〇	三三、七三三	二四、四〇〇	一、五二一	一・三五%	三・八三%	五・二六%			
五七、三六六	二七〇、八六五	六、八七七	五、七四二	二、五五四	〇・九四%	三・二二%	四・九〇%			
一七、三〇九	一八四、六九三	八、二四四	一三九、八七四	六、八三四	一・二六%	三・七〇%	五・二六%			
二市合計	一、八四、三〇六	三三、七三三	二四、四〇〇	一六、四四一	一・三三%	三・六六%	五・二二%			

(8) 國勢調査報告; 府縣の部第二卷及び第三卷

二市合計	東京市			總數	商業	物品販賣業	酒類、調味料、清涼飲料販賣			
	業者總數	本業主	總數				實際數	總數に對する割合	商業に對する割合	物品販賣業に對する割合
一、八四、三〇六	一〇三、八〇〇	三三、七三三	二四、四〇〇	一、五二一	一・三五%	三・八三%	五・二六%			
五七、三六六	二七〇、八六五	六、八七七	五、七四二	二、五五四	〇・九四%	三・二二%	四・九〇%			
一七、三〇九	一八四、六九三	八、二四四	一三九、八七四	六、八三四	一・二六%	三・七〇%	五・二六%			
二市合計	一、八四、三〇六	三三、七三三	二四、四〇〇	一六、四四一	一・三三%	三・六六%	五・二二%			

第四十四表に於ける大阪、東京、京都の三大都市の「酒類、調味料、清涼飲料販賣」を見る。業主に於て總數の一・二五—一・九四%平均一・六八%、商業の三・八三—四・二一%平均四・〇三%、物品販賣業の五・二八—五・四四%平均五・四〇%、を占め本業者總數に於て總數の〇・九四—一・一四%平均一・〇七%、商業の三・二一—三・三九%平均三・三四%、物品販賣業の四・九〇—四・九五%平均四・九三%であり、更に本業者以外の人をも加へると總數の一・二六—一・三一%平均一・二六%、商業の三・七〇—三・七六%平均三・七五%、物品販賣業の五・二二—五・二六%平均五・二二

東京府の報告は未だ發表せられざるを以て東京市の分は之を除き、京都市、大阪市の二大都市のみに就いて觀察する

三%)に當るのである。二都市全體の業主に就いて云へば、總數の一六八%、商業の四〇三%、物品販賣業の五四〇%が「酒類調味料、清涼飲料販賣」を營んでゐる結果となる、我が經濟組織を研究するに際し、大いに注目すべき現象である。但し職業小分類一三五、酒類、調味料、清涼飲料販賣は、酒類小賣商の外に味淋小賣商、醬油商、砂糖小賣商、味の素販賣、清涼飲料販賣の異分子をも包含してゐるから、嚴格なる意味の酒類小賣商の統計としては不完全たるを免れない。

國勢調査以外の官廳統計の中にも酒小賣商の數が掲載せられてゐるものもあるが、職業の分類法が私の目的に適しないから之に據らず、専ら同業組合の報告のみを用ひた。東京酒類仲買小賣商同業組合、大阪酒類商同業組合、京都酒類商同業組合より第四十五表の材料を提供せられたのであるが、残念な事には東京の數字が震災の結果凡ての點に就いて不充分になつてゐる。

第四十五表 三大都市酒類商組合に於ける販賣石數

販賣價額及組合員數累年比較表

(イ) 大阪酒類商同業組合 (明治三十九年一月十一日創設)

年度	販賣石數	販賣價額	組合員數	組合員一人當り石數	組合員一人當り價額	備考
明治三十九年度	四八、七五五	一、九二七	一、九三七	二五・三	一〇・四	創立當時とて新加入者多し、殆んど加入済
明治四十年度	五〇、七五〇	三、三三五	二、一五〇	二五・〇	一・五	
明治四十一年度	五五、〇〇〇	三、三〇〇	二、一〇〇	二五・〇	一・五	
明治四十二年度	一一、五〇〇	六、七五〇	二、二五〇	五〇・〇	三・〇	
明治四十三年度	一一、七八五	七、〇七一	二、三三七	五〇・〇	三・〇	
明治四十四年度	一四、五九〇	九、四八六	二、九一九	五〇・〇	三・三	
大正元年度	一七、六四〇	一一、二六六	二、八九四	六〇・〇	三・九	郡部接近町村編入
大正二年度	一六、八六〇	一〇、二二二	二、八三三	六〇・〇	三・七	財界不況にて廢業
大正三年度	一四、六〇〇	八、一八五	二、八七三	五〇・〇	二・八	同
大正四年度	一四、〇〇〇	八、一七六	二、九三三	五〇・〇	二・八	財界好況
大正五年度	一五、〇〇〇	九、二二二	三、〇四一	五〇・〇	三・〇	同
大正六年度	一七、二五〇	一三、三三八	三、二二五	五二・四	四・三	同
大正七年度	一九、〇、三三	一八、九八三	三、三三六	五三・八	五・九	同
大正八年度	一九、〇、三三	一九、一八六	三、三三六	五三・八	五・九	同
大正九年度	二八、一八五	二六、三三八	三、六四五	五九・九	七・三	業界の好況
大正十年度	二八、一八五	二六、三三八	三、七〇〇	五九・九	六・四	自然増加
大正十一年度	二六、七五〇	二六、三三八	三、七〇〇	五三・六	五・八	同
大正十二年度	二六、七五〇	二六、三三八	三、六八一	五三・六	五・三	
大正十三年度	一八、一八五	一八、一八五	四、一三六	四三・〇	四・四	

(9) 東京市統計年表は日用品販賣店中に毎年六月末現在の酒小賣商の數を掲載してゐる、然し本表に所謂酒小賣商なるものは醬油小賣商をも包含してゐるから、嚴格なる意味の酒類小賣商の統計としては本表は不完全である。

大正十四年度	一八七、二六	一六、九三	四、三三	四〇・〇	三・九	地域擴張により増加
大正十五年度						

(ロ) 京都市酒類商同業組合 (明治四十一年創設)

年度	販賣石數	販賣價額	組合員數	組合員一人當り石數	組合員一人當り價額
明治四十一年度	五〇、六六石	一、九五六千円	五九人	八五・六石	三・三
明治四十二年度	五〇、二四	二、〇〇八	五三	八九・三	三・六
明治四十三年度	五、〇七	二、〇四三	六〇	八四・六	三・四
明治四十四年度	四八、八四	二、〇九八	六四	七五・七	三・三
大正元年度	四六、四四	二、三三〇	六九	七二・六	三・四
大正二年度	四八、三七	二、一七六	六三	七四・三	三・三
大正三年度	四九、三四	一、八三三	六三	七三・三	二・六
大正四年度	四九、三三	一、八九九	七三	六三・三	二・六
大正五年度	四三、四八	二、一〇〇	七九	五三・六	二・七
大正六年度	四三、一四	二、五八八	七八	五五・五	三・三
大正七年度	四五、二九	三、三九七	八四	五三・七	四・〇
大正八年度	四九、八〇	六、四七四	八七	五六・五	七・四
大正九年度	四三、六三	六、二七四	九七	六〇・三	六・九
大正十年度	四三、六五	五、六七四	九三	四六・八	六・二

年度	販賣石數	販賣價額	組合員數	組合員一人當り石數	組合員一人當り價額
大正十一年度	四三、五〇	五、三三〇	九五〇	四五・八	五・五
大正十二年度	四六、八〇	四、九二四	一、〇九九	四三・六	四・五
大正十三年度	四、四六〇	四、三三三	一、一〇三	四〇・三	三・八

(ハ) 東京酒類仲買小賣商同業組合 (大正六年十一月七日創設)

年度	販賣石數	販賣價額	組合員數	組合員一人當り石數	組合員一人當り價額
大正六年十一月七日		三、八〇〇人			五、八六五
大正七年秋		四、三〇〇			六、六四〇
大正十一年度		四、五九九			
大正十三年三月		五、六二五			
			大正十四年三月		
			大正十四年八月		

第四十五表は組合員の數字であるから、組合外の酒小賣商を包含せず、更にその地的範圍が必ずしも一致せず、従つて職業統計としては完全なものと云ひ難いが、これによつて大勢を明かにする事が出来るのである。第四十五表にある最近の數字によると、東京七千、大阪四千、京都千と、いづれも全市の戸數に比して可なり多數の組合員の數字を示してゐる。然るに其實上石數は一

人當り平均年四五十石、賣上價額四五千圓と云ふ小額である。勿論此等の平均數字が最小限を示したものである事は種々の事情から推察せられるから、無條件に之を採用する事を得ないが、兎に角小規模の小賣商が多數に存在してゐる事は第四十五表によつて想像するに難くない。而して此等の小規模の小賣商に限つて常に新陳代謝を繰り返してゐるのである。如何に清酒小賣商に浮動の分子が多きかは、第四十六表の示す所である。

第四十六表 三大都市に於ける清酒小賣商異動表

	(イ) 大阪酒類商同業組合		(ロ) 京都市酒類商同業組合	
	開業	廢業	開業	廢業
明治三十八年度	三三	—	—	—
明治三十九年度	八七	—	—	—
明治四十年度	四六	—	—	—
明治四十一年度	三六	—	—	—
明治四十二年度	三七	—	—	—
明治四十三年度	四七	—	—	—
明治四十四年度	九四	—	—	—
年度末員數	一、三三三	一、九二七	二、一五〇	二、一〇〇

大正元年度	(イ) 東京酒類仲買小賣商同業組合		(ロ) 京都市酒類商同業組合	
	開業	廢業	開業	廢業
大正二元年度	四七	—	—	—
大正三元年度	四〇	—	—	—
大正四年度	四八	—	—	—
大正五年度	四〇	—	—	—
大正六年度	四三	—	—	—
大正七年度	四三	—	—	—
大正八年度	四三	—	—	—
大正九年度	四三	—	—	—
大正十年度	四三	—	—	—
大正十一年度	四三	—	—	—
大正十二年度	四三	—	—	—
大正十三年度	四三	—	—	—
大正十四年度	四三	—	—	—
合計	一、一三三	七、一三三	一、一〇〇	一、一〇〇

開業	廢業	大正十一年度	大正十二年度	大正十三年度	大正十四年度
—	—	四七	三三	一〇〇	—
—	—	三六	五〇	三六	—

第四十六表を見る。京都の小賣商には變動が少いが、大阪東京は常に一割内外の開業數と殆んど同數の廢業數とを示してゐる。大阪に於ては、最近二十一年間に於ける開業數一萬餘、廢業數七千餘に上り、結局大正十四年度には四千三百五十二戸の組合員現在數が残つてゐる。變動が如何に激しきかは、此事實よりしても推察出来る。地方の青年が始めて大都會に出ると、從來の經歷上多少の肉體勞働は辭せないが資金及び商才の不用なるが如き職業を擇ぶのである。恰も清酒小賣商がこの要求に合し、年々歳々此等の人の開業數が増すのである。併し此職業は、競争者の多きと掛賣の取立が困難なる事よりして、收支の計算立ち難く、廢業數も可なりの數字に上る譯である。要するに、酒小賣商は、地方青年が大都會にて求むる職業の「瀬踏み」としての社會的意義を有してゐる。

二 小賣商の營業狀態

大阪酒類同業組合では、或る典型的の小賣商につき、その一箇月間の收支狀態を調べ次の如き報告を發表してゐる。⁷⁰⁾

第四十七表 大阪に於ける中位の販賣力を有する酒小賣商一箇月の收支見積表

基準	
家族、夫婦並に子供其他の係累三人計五人	
販賣石數、一箇年七十三石、一箇月六石、一日二斗	
從業者、主人と十六七歳の店員一人計二人	
位置、市内の中以下の場所にて通り筋にあらざる横町	
荷車無し、自轉車一臺を使用す	
収入	金百四拾四圓也
	金百貳拾圓
	金貳拾四圓
支出	金百四拾參圓四拾錢也
	金貳拾七圓五拾錢
	金五圓拾九錢
	金壹圓貳拾錢
	金參圓貳拾錢
	金四拾貳錢
	金貳拾八圓八拾錢
一箇月販賣高清酒六石に對する一升貳拾錢の割の利益	
ビール、サイダー、葡萄酒其他の雜益	
家賃	
營業稅(貳圓七拾四錢、一箇年販賣高壹萬九百五拾圓に對する萬分の三十の月割、貳圓拾貳錢、貸賃價格一箇年參百六拾參圓に對する千分の七十の月割、參拾參錢、從業者二人)	
所得稅(販賣高に對する一割五分の所得一、六四二・五圓の内、三人分控除三〇圓、差引一、四三二・五圓に對する百分の一の月割)	
附加稅を國稅の五割と假定す	
水道料三箇月分一・二六圓の三分の一	
米代(六人、一日一人平均四合)(一升四拾錢の割合)	

70) 大阪酒類商同業組合; 記要

金參拾圓	副食物(醬油、酢等調味料を含む)(一日壹圓)(一人拾六錢七厘)
金貳圓	教育費(小學校二人分)
金壹圓九錢	交際費
金八圓	組合經費四拾四錢、地方會費五拾錢、衛生組合拾五錢
金壹圓	被服費
金拾圓	新聞代
金參圓	小遣雜費
金六圓	點燈費(電燈三箇)
金四圓	薪炭費
金拾圓	自轉車一臺(税金、修繕費及減損費一箇年四拾八圓)
金六拾錢	店員給料
	一箇月の純益(但し臨時費を計上せず)

備考

一、家族を五人としたるは大正九年十月一日國勢調査の全國平均一世帯人員五人大阪市の一世帯平均四人五分強なるによる。

二、本組合員一箇年平均販賣高は四十六石七斗なるが、本調査は七十二石として計上したるを以て、組合員の平均額より約五割六分販賣力多きものを基準としたるものなり、是蓋し組合員中兼業者あると從來營業者の常識より判断して一日二斗の販賣力ある小賣商を以て一人前の小賣商として専業に獨立の會計を立て得るものと看做され居るに依る。

この報告は清酒小賣商の地位を如實に示してゐる。小賣商は問屋又は仲買より清酒を購入し、品質を鹽梅して小樽に詰めかへ、消費者の注文に應じて自轉車にて配達する、その代金は一二箇月後に回収するのである。従つて清酒小賣商は、或意味に於て、酒造家であり、運送業者であり、更に金融業者である。この複雑なる資格を備へた酒小賣商こそ、我國最大の租税たる酒税の轉嫁の最後の局に當る人である。以下、小賣商が如何に清酒を仕入れ如何に販賣するかを説明する。

小賣商はその始めに於ては問屋との取引を現金で支拂はねばならぬが、五六回現金取引を續けると、今度は四斗樽二丁位の限度で掛賣の恩典に浴する譯である。多くの小酒屋にては、掛賣取引の二丁の酒樽を除き凡て空樽が並べられ、それに味淋、焼酎、ビール、サイダーを加へて體裁を整へてゐる程度である。これ多くの資本を要せずして酒屋を開業し得る所以である。

小賣取引にて往々、ダース換へ(一ダースの買値を十箇の賣値として賣却す……二割の利益)ダース一割(一ダース十二圓で買ふた品物を十箇十三圓即ち

一割増の價格で賣る……結局三割の利益(折れる折れて倍になる……十割の利益)折れて曲る(折れて倍になり尙其上に曲る……十割以上の利益の言葉が用ひられてゐるが、酒小賣商は決して凡ての商品につき、かゝる巨利を博してゐるのではない。勿論、無印ムシ印の融通物を問屋又は釀造元より懇願して小賣商に持ち込んだ際には、その小賣商は容易に三割以上の利益を收め得るかも知れない。然し他方商標の通つた有名品になると、顧客が其定價を知つてゐる上に更に廣告材料として好適のものなるが故に、小賣商は其販賣に際し、薄利を忍び、時には損失をも辭せないのである。銘酒一升瓶詰につき小賣商の得たる利益を計算すると、次の如くである。

第四十八表 銘酒の小賣口錢表 (大正十四年に京都にて調査す)

銘酒一升瓶詰	小賣商の賣値	小賣商の買値	差引利益	利益割合
第一	一・七〇 <small>四</small>	一・六七 <small>四</small>	〇・〇三 <small>四</small>	一・八%
第二	三・〇〇	二・九五	〇・〇五	一・五%
第三	五・〇〇	四・八〇	〇・二〇	四・三%

最も都合の好い場合をとつても八分の利益であるから、餘は推して知るべきである。而して薄利の實例は麥酒に於て之を最もよく見得られるのである。第四十九表は、京都の酒類販賣業者齋藤氏の材料と東京酒類仲買小賣商同業組合の計算との二つを收めたものである。

第四十九表 麥酒の小賣口錢表

(イ) 京都に於ける調査

買入値段	賣上値段	利益(四打につき)	買値に對する利益の割合
四打八十七圓七十錢也 買値十八圓五十錢より	(一)四打賣……………十八圓	(一)四打賣……………三十錢	(一)四打賣……………一・六%
(一)特別景品 五十錢	(二)打賣……………四圓五十錢	(二)打賣……………六十錢 (箱代三十錢が加はる)	(二)打賣……………三・四%
(二)寶捌高獎勵金 二十錢	(三)瓶賣……………四十錢	(三)瓶賣……………一圓八十錢 (箱代三十錢が加はる)	(三)瓶賣……………九・七%
(三)年末特別慰勞金 十錢 を差し引き計算す			

(ロ) 東京に於けるエビス、キリン印利益採算

(△は損失)

71) 「公設市場販賣品中より酒精含有飲料撤廢に關する請願事山」の參考表

原 價	小 賣 價 格	利 益 (四打につき)	仕入價格に對する利益の割合
四打入 二十圓二十四錢七厘也 仕入價格十八圓より空箱賣却代金三十錢を控除し、更に (一)公課金十四錢七厘……營業稅所得稅附加稅 (二)營業經費二圓四十錢……雇傭人手當食費其他一切雜費等一人一箇月平均六十圓とし、一人一箇月賣上高金四百五十圓とす を加算す	一本四十二錢 (四打二十圓十六錢)	△八錢七厘	△〇・四八%

麥酒の薄利なる事は、その定價が一般に知れ渡つてゐる事以外に、需要が夏期に限定せられてゐると云ふ特殊の事情が影響してゐるのである。清酒の方は、麥酒と逆に、その賣行が冬期に最も盛にして夏期には微々として振はざるを原則としてゐる。従つて、清酒小賣業者は來るべき清酒販賣の最盛期に備へる爲めに、閑散期たる夏期に豫め得意先を爭奪し又は少くとも維持して置かねばならぬ。第四十九表の示す如く、清酒小賣業者が薄利を忍びても又は損失を敢てしても麥酒販賣を兼營する所以は、冬期に清酒を賣捌かんとす

る策戦に出でゐる。

要するに、小賣商より消費者に至る流通過程に就いては、大體次の如き轉嫁の特徴を擧げる事が出来る。

一、酒屋と呉服屋との支拂は急がなくても宜いと云ふ言葉の示す如く、此過程にては支拂の延滞又は掛倒れが比較的多いのである。近頃は毎月二十五日に帳簿を締切り三十日に集金する事と定まり一應は小賣取引が餘程改善せられてゐる譯であるが、小賣商の多くは依然此點で金融上の苦しみを受けてゐる。

二、多數の競争者が併立するとせば、酒小賣商は、あらゆる機會を捕へて自家を宣傳せねばならぬ。即ち銘酒、麥酒、清涼飲料水の如き、商標の通つた定價品を薄利又は損失を忍びても賣却し、以て顧客の心をつなぐ手段に供する譯である。これが補充としては、融通品を安く叩き買ひ之を高價に販賣して巨利を收めるのである。かくて箇々の商品については、或は五割の利益のもの五分の利益のもの又は五分の損失のものがあつたが、全體

として相當の利益を收めんとする營業方針が採用せられてゐる。

三、税法の改正、金融關係、需給關係等の事情に基き清酒の卸賣値段は絶えず變動してゐるが、小賣値段の方は割合に固定してゐる。これ小賣そのもの、性質より來る當然の結論である。然らば卸賣値段が高くなつたに拘らず小賣値段が動かない時には如何にして切抜けるかと云ふと、品質及び楨目を悪くする事によつて實質上の値上げを行ふのである。

この三つの特徴は轉嫁を一層複雑にするものである。「客寄せ品を買つた人、月末に正直に支拂ふ人、卸賣値段が下つてゐるのに小賣値段が動かない時に酒類を消費した人は、常に轉嫁以上の負擔を受け、然らざる人は酒税の負擔の一部又は全部を免れるのである。

近頃公設市場の出現が酒小賣商の一部に脅威を與へてゐるが、未だ其程度は微弱である。寧ろ、容器の改良が行はれ、凡ての清酒の分量、品質及び價格が確定せられ標準化せられて來ると、小賣取引も改善せられ、酒税轉嫁も圓滑に進められる事になるのである。第五十表によると

第五十表 灘五郷清酒樽詰瓶詰販賣高表

(イ) 灘五郷全體にわたる調査 (西宮稅務署調査)

大正七年度	大正八年度	大正九年度	大正十年度	大正十一年度	大正十二年度	大正十三年度	大正十四年度	大正十五年度
七五、八七	八〇、五三	八四、五八	一〇三、九七	一三三、八一	一四七、六七	一三〇、九六	一〇七、六六	一〇三、九六
七五	八〇	八四	一〇三	一三三	一四七	一三〇	一〇七	一〇三
七五、八七	八〇、五三	八四、五八	一〇三、九七	一三三、八一	一四七、六七	一三〇、九六	一〇七、六六	一〇三、九六
七五、八七	八〇、五三	八四、五八	一〇三、九七	一三三、八一	一四七、六七	一三〇、九六	一〇七、六六	一〇三、九六

(ロ) 若林合名會社調査

大正六年度	東京(極上以上)		阪神(極上以上)		總計	
	樽	合計	樽	合計	樽	合計
九八・五	〇・三%	一〇〇・〇	七〇・一	一〇・〇%	八八・五	一〇・〇%
九八・五	一・五	一〇〇・〇	六・三	一〇三・〇	八六・〇	一四・〇
九八・五	〇・三%	一〇〇・〇	七〇・一	一〇・〇%	八八・五	一〇・〇%
九八・五	一・五	一〇〇・〇	六・三	一〇三・〇	八六・〇	一四・〇

大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年
九・一	九・五	九・八	八・三	八・〇	七・八	六・九	六・八
一・九	四・五	四・二	二・七	一・〇	三・三	一・二	一・三
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
六・七	六・八	五・四	五・二	四・二	三・二	三・六	三・六
三・三	三・三	四・六	四・九	四・九	四・九	四・三	六・四
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
八・五	八・六	八・七	七・八	七・九	六・二	六・六	七・〇
一・五	一・四	一・三	一・三	一・二	三・一	三・九	二・〇
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

の數字を得る事が出来る。樽詰石數に比し瓶詰石數の割合が年々増して來る事は清酒を商品化せしむる意味に於て多くの方面に影響を及ぼすが、流通過程の最後の階段たる小賣商對消費者の關係に於て、轉嫁を合理化せしむるに特に有力である。

酒税の轉嫁は可なり複雑なる経路をとるものであるが、轉嫁の最後の階段に於て益々足並が亂れてゐるのは注目すべき現象である。

第四節 酒價より見たる酒税の轉嫁

從來試みられし間接消費税轉嫁論なるものは、殆んど凡て價格を中心として議論せられてゐる、従つて酒税の轉嫁を論ずるに當つても酒價の變動は無視すべからざる要素である。然れども、我國の清酒造石税の如く、納税者たる酒造家より擔税指定者たる消費者に至るまでの間に多數の轉嫁仲介者の存する更轉の場合に於ては、價格變動の因果關係が可なり複雑となる。故に酒價の卸賣及び小賣の單純なる比較のみを以てしては、問題の解決に充分なる效果を上げる事が出來ないのである。これ私が酒價以外の方面より酒税の轉嫁を研究したる所以である。然し酒價の研究そのものが轉嫁關係を明かにする必要なる材料たる事に就いては疑を容るゝ餘地がないのであるから、茲には酒税の轉嫁を専ら酒價の方面より研究するのである。

第一款 酒價の種類

清酒造石税が清酒の價格に如何に反影するかを研究するに當り、我國には如何なる種類の清酒の價格が存してゐるかを明かにせねばならぬ。

清酒の價格は種々の見地より之を區別する事が出来るが、場所を標準とすると生産地價格と消費地價格とを擧げる事が出来る。更に後者は卸賣と小賣との二つに分れるから、結局、生産地價格、卸賣價格、小賣價格の三種を得るのである。

一 生産地價格

生産地價格の調査は種々多様であるが、全國的に及べるものとしては、大藏省主税局の調査を擧げる事が出来る。試みに大正十三年の數字に據れば

第五十一表 地廻清酒一石當り價格全國比較表

(大正十三年)⁷²⁾

税務監督局名	標準地名	上	中	下	平均
東京	東京市	101.75	95.00	82.00	92.55
横濱	横濱市	111.13	104.03	89.37	101.84
川越	川越市	92.17	83.00	81.33	84.50
千葉縣佐原町	佐原町	102.30	91.00	70.25	87.85
甲府	甲府市	88.75	82.00	75.00	81.92
宇都宮	宇都宮市	92.75	80.00	75.00	82.60
水戸	水戸市	95.00	85.00	75.00	85.00
前橋	前橋市	110.00	95.00	85.00	96.67
大阪	大阪市	90.00	82.00	75.00	82.33
京都	京都市	82.00	78.00	68.00	75.33
神戸	神戸市	82.00	78.00	68.00	75.33
奈良	奈良市	90.00	82.00	75.00	82.33
和歌山	和歌山市	81.05	77.03	71.26	79.44
大阪府津市	津市	77.10	73.33	62.00	74.48
大阪府津市	津市	77.10	73.33	62.00	74.48
福井	福井市	76.00	72.00	62.00	72.67
金澤	金澤市	77.25	73.00	62.00	74.42
富山	富山市	84.23	76.33	62.00	77.19
高松	高松市	93.75	83.00	72.00	82.92
徳島	徳島市	85.00	76.00	65.00	75.33
平均					79.56

72) 主税局第五十一回統計年報書；物價表 696

明治四十四年	四・九四	三九・三三	三五・六七	三八・九五
明治四十五年	四・五三	四二・九	三九・〇二	四二・九四
大正二年	四・九一	四三・五五	四〇・五	四四・五〇
大正三年	四・九〇	四三・三	四〇・三	四四・四八
大正四年	四・九五	三七・八六	三三・八三	三七・八八
大正五年	四・三四	四〇・八四	三七・九〇	四三・三
大正六年	五・七	四七・〇五	四二・三	四六・八
大正七年	六・八〇	六一・五九	五二・三	六二・四
大正八年	九四・九九	八五・九三	六六・三	八五・八五
大正九年	九〇・五〇	八九・五	六八・七	八九・三六
大正十年	九〇・〇〇	八八・六八	六六・六	八八・〇〇
大正十一年	九五・八〇	八六・九八	六四・七	八五・八三
大正十二年	九〇・〇二	八〇・三	七〇・七	八〇・七
大正十三年	九三・三	八三・六	六九・五	八〇・五
大正十四年	九六・六	八四・〇二	七三・五	八四・〇二

此調査は全國に及べる點に於て且つ上中下三種の價格を明かにしたる點に於て長所を有してゐるが、年平均數字のみが算出せられて月別數字が示されざる事と標準銘柄に統一が取れてゐない點に重大なる缺點を含んでゐる

のである。灘

清酒の價格は、其生産地の如何によりて種々の名稱が附せられてゐる。五郷にて醸造する清酒と區別して、それ以外の清酒を地方酒と呼ぶのである。地方酒の中で、伊丹、伏見、京都、西條の醸造酒は地方酒第一標準に屬し、それ以外の地方の醸造酒は地方酒第二標準にして一名場違バチガヒ又は田舎酒イナカザメと稱せられてゐる。

清酒の生産地價格として灘地場桶賣酒價高低累年表及び清酒賣値段調査表を第五十三表に示し、地方酒第二標準としては清酒産地相場異動表を第五十四表に収める事とする。

第五十三表 灘酒生産地價格表

(イ) 灘地場桶賣酒價高低累年表 (十款)

曆年	新酒上物		一ツ火上物		瓶香及二ツ火		一ツ火上物、中值		同上		一ツ火上物指數	
	高値	低値	高値	低値	高値	低値	高値	低値	高値	低値	高値	低値
明治四十年	三六・四	三五・四	三〇・四	二九・四	二五・四	二四・四	三〇・四	二九・四	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

年次	本火値段	冷卸値段	十二月値段	年次	本火値段	冷卸値段	十二月値段
明治四十一年	二六〇	二四〇	二二五	明治三十七年	三三〇	三〇〇	二八〇
明治四十二年	二七〇	二五〇	二三〇	明治三十八年	三三〇	三〇〇	二八〇
明治四十三年	二七〇	二五〇	二三〇	明治三十九年	三三〇	三〇〇	二八〇
明治四十四年	二七〇	二五〇	二三〇	明治四十年	三三〇	三〇〇	二八〇
明治四十五年	二七〇	二五〇	二三〇	明治四十一年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正二年	二七〇	二五〇	二三〇	明治四十二年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正三年	二七〇	二五〇	二三〇	明治四十三年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正四年	二七〇	二五〇	二三〇	明治四十四年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正五年	二七〇	二五〇	二三〇	明治四十五年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正六年	二七〇	二五〇	二三〇	大正元年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正七年	二七〇	二五〇	二三〇	大正二年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正八年	二七〇	二五〇	二三〇	大正三年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正九年	二七〇	二五〇	二三〇	大正四年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正十年	二七〇	二五〇	二三〇	大正五年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正十一年	二七〇	二五〇	二三〇	大正六年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正十二年	二七〇	二五〇	二三〇	大正七年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正十三年	二七〇	二五〇	二三〇	大正八年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正十四年	二七〇	二五〇	二三〇	大正九年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正十五年	二七〇	二五〇	二三〇	大正十年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正十六年	二七〇	二五〇	二三〇	大正十一年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正十七年	二七〇	二五〇	二三〇	大正十二年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正十八年	二七〇	二五〇	二三〇	大正十三年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正十九年	二七〇	二五〇	二三〇	大正十四年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正二十年	二七〇	二五〇	二三〇	大正十五年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正二十一年	二七〇	二五〇	二三〇	大正十六年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正二十二年	二七〇	二五〇	二三〇	大正十七年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正二十三年	二七〇	二五〇	二三〇	大正十八年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正二十四年	二七〇	二五〇	二三〇	大正十九年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正二十五年	二七〇	二五〇	二三〇	大正二十年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正二十六年	二七〇	二五〇	二三〇	大正二十一年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正二十七年	二七〇	二五〇	二三〇	大正二十二年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正二十八年	二七〇	二五〇	二三〇	大正二十三年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正二十九年	二七〇	二五〇	二三〇	大正二十四年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正三十年	二七〇	二五〇	二三〇	大正二十五年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正三十二年	二七〇	二五〇	二三〇	大正二十六年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正三十四年	二七〇	二五〇	二三〇	大正二十七年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正三十五年	二七〇	二五〇	二三〇	大正二十八年	三三〇	三〇〇	二八〇
大正三十六年	二七〇	二五〇	二三〇	大正二十九年	三三〇	三〇〇	二八〇

(口) 清酒賣値段段調査表 (十款七石三斗)

年次	本火値段	冷卸値段	十二月値段	年次	本火値段	冷卸値段	十二月値段
明治十八年	八五	八五	八五	明治三十七年	三三〇	三〇〇	二八〇
明治十九年	八八	八八	八八	明治三十八年	三三〇	三〇〇	二八〇
明治二十年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	明治三十九年	三三〇	三〇〇	二八〇
明治二十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	明治四十年	三三〇	三〇〇	二八〇
明治二十二年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	明治四十一年	三三〇	三〇〇	二八〇
明治二十三年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	明治四十二年	三三〇	三〇〇	二八〇
明治二十四年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	明治四十三年	三三〇	三〇〇	二八〇
明治二十五年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	明治四十四年	三三〇	三〇〇	二八〇
明治二十六年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	明治四十五年	三三〇	三〇〇	二八〇
明治二十七年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	大正元年	三三〇	三〇〇	二八〇
明治二十八年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	大正二年	三三〇	三〇〇	二八〇
明治二十九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	大正三年	三三〇	三〇〇	二八〇
明治三十年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	大正四年	三三〇	三〇〇	二八〇
明治三十二年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	大正五年	三三〇	三〇〇	二八〇
明治三十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	大正六年	三三〇	三〇〇	二八〇
明治三十二年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	大正七年	三三〇	三〇〇	二八〇
明治三十三年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	大正八年	三三〇	三〇〇	二八〇
明治三十四年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	大正九年	三三〇	三〇〇	二八〇
明治三十五年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	大正十年	三三〇	三〇〇	二八〇
明治三十六年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	大正十一年	三三〇	三〇〇	二八〇

清酒の種々の價格の中で卸賣價格は其調査材料が最も豊富である。卸賣價格の中には、指數で示されてゐるものと實數のものがある。指數のみで示されてゐる代表的のものとしては、日本銀行卸賣物價指數の中の酒價指數を擧げる事が出来る。第五十五表がこれである。この指數は標準清酒六種の卸賣價格を各々十駄につき算定し作製せられたものである。尙標準清酒六種の中、主として飛切、最上、極上の價格を利用し、上々、上、並は寧ろこれが參考材料として用ひられてゐるに過ぎない。

第五十五表 日本銀行の東京物價調に於ける酒價指數表

明治三十三年	一月	九七
明治三十四年	二月	九七
明治三十五年	三月	九七
明治三十六年	四月	九七
明治三十七年	五月	九七
明治三十八年	六月	九七
明治三十九年	七月	九七
	八月	九七
	九月	九七
	十月	九七
	十一月	九七
	十二月	九七

明治四十一年	二七
明治四十二年	二七
明治四十三年	二七
明治四十四年	二七
明治四十五年	二七
大正二年	二七
大正三年	二七
大正四年	二七
大正五年	二七
大正六年	二七
大正七年	二七
大正八年	二七
大正九年	二七
大正十年	二七
大正十一年	二七
大正十二年	二七
大正十三年	二七
大正十四年	二七
大正十五年	二七

大阪商業會議所調査の分は白鶴燗詰一升を標準とし、大阪市役所の調査の標準は灘中等十駄四斗詰二十樽である。

次に京都に於ける酒價を第五十七表に掲げる。

第五十七表 京都に於ける清酒卸賣價格表⁷⁶⁾

大正	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
大正十三年	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四
大正十四年	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五
大正十五年	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六
大正十一年	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五
大正十二年	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六
大正十三年	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五
大正十四年	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六
大正十五年	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五

第五十七表は京都商業會議所の調査にかゝり銘柄は京都古桶物一石である。京都市も清酒卸賣價格表を明治四十三年の頃より發表してゐるが⁷⁷⁾統計

76) 京都商業會議所；京都の實業
77) 京都市統計書

數字に統一が充分とれず且つ銘柄を京都中等清酒、京都三年桶圍上等、京都上等と再三變更してゐるから、遺憾ながら採録する事が出来なかつた。東京に於ても、大體大阪及び京都に該當する酒價の調査を見る事が出来る。第五十八表は其結果である。

第五十八表 東京に於ける清酒卸賣價格表

(イ) 商業會議所調査⁷⁸⁾

大正	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
大正九年	六三	七六	八〇	九〇	九〇	九〇	九六	八七	九三	九三	八四	六六
大正十年	六三	七六	八〇	九〇	九〇	九〇	九六	八七	九三	九三	八四	六六
大正十一年	六三	七六	八〇	九〇	九〇	九〇	九六	八七	九三	九三	八四	六六
大正十二年	六三	七六	八〇	九〇	九〇	九〇	九六	八七	九三	九三	八四	六六
大正十三年	六三	七六	八〇	九〇	九〇	九〇	九六	八七	九三	九三	八四	六六
大正十四年	六三	七六	八〇	九〇	九〇	九〇	九六	八七	九三	九三	八四	六六

(ロ) 東京市役所調査⁷⁹⁾

78) 東京商業會議所報
79) 東京市統計年表

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
明治三十三年	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四
明治三十四年	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四
明治三十五年	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四
明治三十六年	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四
明治三十七年	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四
明治三十八年	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四
明治三十九年	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四
明治四十年	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四
明治四十一年	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四
明治四十二年	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四
明治四十三年	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四
明治四十四年	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四
明治四十五年	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四
大正二年	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四
大正三年	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四
大正四年	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四
大正五年	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四
大正六年	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四
大正七年	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四

大正八年	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五
大正九年	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五
大正十年	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五
大正十一年	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五
大正十二年	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五
大正十三年	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五

東京商業會議所の分は清酒中十駄を標準とし、東京市の銘柄は清酒下り酒十駄である。

以上、東京、大阪、京都の三都市に於ける清酒の卸賣價格を掲げたのである。此等の酒價は、實數以外に指數で示されてゐる事もあるが、從量税率たる清酒造石税の轉嫁を研究するのであるから、指數は之を省略したのである。此等の清酒卸賣價格は、いづれも或種の清酒のみに限られ、加ふるに市又は商業會議所なる、清酒に對しては全く第三者の立場にある公的團體の仕事であるから、或意味に於て長所を有すると共に又他の意味に於て短所をも備へてゐるのである。従つて此等の價格に對する補充として、灘の丙辰會の調査

の結果になる東京積出清酒賣捌標準値段を掲げて置く。
 元來、丙辰會なるものは灘の大酒造家の團體なるが故に、その決定せし價格は寧ろ生産地價格に屬せしむべき筈なるも、その内容より見れば消費地に於ける卸賣價格である。蓋し丙辰會の此調査は東京積出清酒の賣捌値段の標準を示したものであつて單に清酒そのもの、價格のみならず、附帶費(樽代、荷造費、運賃、倉敷、東京の酒問屋に支拂ふ口錢)をも包含してゐるからである。嚮に第三十六表に掲げたのは此表の一部分であるが、第五十九表には其月別表を示したのである。

第五十九表 東京積出清酒賣捌標準値段の月別表(單位圓)*

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
明治三十五年					三三二・五	三六〇・〇	三〇七・五	三九〇・〇	四〇五・〇	三六五・〇	三六五・〇	三三二・五	三六五・九
明治三十六年						三六〇・〇	三〇七・五	三九〇・〇	四〇五・〇	三六五・〇	三六五・〇	三三二・五	三六五・九
明治三十七年						三六〇・〇	三〇七・五	三九〇・〇	四〇五・〇	三六五・〇	三六五・〇	三三二・五	三六五・九
明治三十八年						四〇〇・〇	四一〇・〇	四一〇・〇	四二〇・〇	四二〇・〇	四二〇・〇	四二〇・〇	四二〇・〇

*本表には往々誤が存してゐるが、大勢には影響がないから、其儘採用して置く

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
明治三十九年	四二二・五	四二〇・〇	四二七・五	四三二・五	四三〇・〇	四三〇・〇	四三〇・〇	四三〇・〇	四三〇・〇	四三〇・〇	四三〇・〇	四三〇・〇	四三〇・〇
明治四十年	四六五・〇	四六五・〇	四六五・〇	四六五・〇	四六五・〇	四六五・〇	四六五・〇	四六五・〇	四六五・〇	四六五・〇	四六五・〇	四六五・〇	四六五・〇
明治四十一年	四八〇・〇	四八〇・〇	四八〇・〇	四八〇・〇	四八〇・〇	四八〇・〇	四八〇・〇	四八〇・〇	四八〇・〇	四八〇・〇	四八〇・〇	四八〇・〇	四八〇・〇
明治四十二年	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五
明治四十三年	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五
明治四十四年	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五
大正元	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五
大正二	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五
大正三	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五
大正四	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五
大正五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五
大正六	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五
大正七	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五
大正八	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五
大正九	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五
大正十	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五
大正十一	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五
大正十二	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五
大正十三	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五
大正十四	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五
大正十五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五	四七五・五

年	月	飛切極上上上中下次					
		円	円	円	円	円	
大正三年	七月薄火	505	445	410	320	310	500
	九月冷卸	485	435	390	310	310	500
大正四年	十一月冷卸	465	415	370	310	310	500
	五月檢圖	475	425	380	310	310	500
大正五年	八月冷卸	500	450	410	320	310	500
	十一月	500	450	410	320	310	500
大正六年	四月檢圖	430	380	340	260	250	400
	七月薄火	500	450	410	320	310	500
大正七年	四月檢圖	600	550	510	420	410	600
	七月薄火	600	550	510	420	410	600
大正八年	八月冷卸	850	800	760	670	660	850
	十一月	870	820	780	690	680	870
大正九年	八月冷卸	900	850	810	720	710	900
	十一月	900	850	810	720	710	900
大正十年	七月冷卸	1,175	1,125	1,085	995	985	1,175
	四月檢圖	1,150	1,100	1,060	970	960	1,150

年	月	飛切極上上上中下次					
		円	円	円	円	円	
大正三年	七月薄火	830	770	730	640	630	830
	九月冷卸	850	790	750	660	650	850
大正四年	十一月	870	810	770	680	670	870
	四月檢圖	900	840	800	710	700	900
大正五年	八月冷卸	1,100	1,050	1,010	920	910	1,100
	十一月	1,100	1,050	1,010	920	910	1,100
大正六年	四月檢圖	1,100	1,050	1,010	920	910	1,100
	七月薄火	1,100	1,050	1,010	920	910	1,100
大正七年	四月檢圖	1,300	1,250	1,210	1,120	1,110	1,300
	七月薄火	1,300	1,250	1,210	1,120	1,110	1,300
大正八年	八月冷卸	1,300	1,250	1,210	1,120	1,110	1,300
	十一月	1,300	1,250	1,210	1,120	1,110	1,300
大正九年	八月冷卸	1,300	1,250	1,210	1,120	1,110	1,300
	十一月	1,300	1,250	1,210	1,120	1,110	1,300
大正十年	七月冷卸	1,575	1,525	1,485	1,395	1,385	1,575
	四月檢圖	1,550	1,500	1,460	1,370	1,360	1,550

第三章 酒税轉嫁の諸過程

第四節 酒價より見たる酒税の轉嫁

大正十年十月	大正十一年一月	大正十二年三月	大正十三年四月	大正十四年一月
飛切 一、七五〇	飛切 一、六二五	飛切 一、五〇〇	飛切 一、四七五	飛切 一、五〇〇
極上 一、五二五	極上 一、三五〇	極上 一、三二五	極上 一、三〇〇	極上 一、四〇〇
上上 一、三〇〇	上上 一、一七五	上上 一、〇五〇	上上 一、〇二五	上上 一、一〇〇
上 一、一〇〇	上 九七五	上 八五〇	上 八二五	上 九〇〇
中 一、〇二〇	中 八七五	中 七五〇	中 七二五	中 八〇〇
下 一、〇二〇	下 七七五	下 六五〇	下 六二五	下 七〇〇
次 一、〇〇〇	次 七二五	次 六〇〇	次 五七五	次 六五〇

大正十五年	大正十五年
四月樽園 一、四〇〇	四月樽園 一、三〇〇
七月冷卸 一、三二五	七月冷卸 一、二二五
十一月 一、二五〇	十一月 一、一〇〇
八月 一、三二五	八月 一、二二五
十月 一、四〇〇	十月 一、三〇〇

備考 一、空白の所は變動なき場合及び變動ありても積出の記録なき場合である。
 二、四五月頃は新酒を本火樽園にて賣り出し、六七月頃は上上若くは上物以下の薄火を賣り出し、極上物以上は七八月より冷卸を賣り出し、上上物以下は十月より冷卸を賣り出す。

東京積酒價變動統計表は飛切、極上、上上、上、中、下、次の七種を網羅し且つ明治四十三年より今日に及んでゐる。阪神市場に於ける酒價變動統計表は極上物の價格のみを示してゐるに過ぎないが、その期間は明治三十五年から始まつてゐるのであるから、これ亦貴重なる資料たるを失はない。

第六十一表 阪神市場に於ける酒價變動統計表（極上物十駄に付）

明治三十五年八月冷卸	酒價	四〇〇	明治四十一年一月	酒價	四〇〇	六月薄火	酒價	四〇〇	九月	酒價	一、〇〇〇
十二月	三三〇	明治四十一年一月	四月冷卸	三三〇	九月冷卸	四〇〇	八月冷卸	三三〇	十一月	一、〇〇〇	
明治三十六年	三三〇	明治四十一年一月	七月冷卸	三三〇	大正二年五月樽園	四〇〇	十月	三三〇	大正十年四月樽園	一、〇〇〇	
明治三十七年	三三〇	明治四十一年一月	九月	四〇〇	七月薄火	四〇〇	十二月	三三〇	六月薄火	一、〇〇〇	
明治三十八年一月	三三〇	明治四十一年一月	十一月	四〇〇	八月冷卸	四〇〇	大正七年三月	三三〇	八月冷卸	一、〇〇〇	
二月	三三〇	明治四十一年一月	明治四十三年四月樽園	三三〇	大正三年五月樽園	四〇〇	五月樽園	三三〇	十月	一、〇〇〇	
五月樽園	三三〇	明治四十一年一月	七月冷卸	三三〇	六月樽園	四〇〇	八月冷卸	三三〇	十二月	一、〇〇〇	
八月冷卸	三三〇	明治四十一年一月	九月	四〇〇	十月冷卸	四〇〇	大正八年二月	三三〇	大正十二年四月樽園	一、〇〇〇	
十一月	三三〇	明治四十一年一月	明治四十三年一月	四〇〇	大正四年二月	四〇〇	四月樽園	三三〇	六月薄火	一、〇〇〇	
十二月	三三〇	明治四十一年一月	五月樽園	三三〇	四月樽園	四〇〇	八月冷卸	三三〇	七月冷卸	一、〇〇〇	
明治三十九年一月	四〇〇	明治四十一年一月	七月冷卸	三三〇	六月薄火	四〇〇	九月	三三〇	十一月	一、〇〇〇	
五月樽園	三三〇	明治四十一年一月	十月	四〇〇	八月冷卸	四〇〇	九月下旬	三三〇	大正十三年四月樽園	一、〇〇〇	
七月冷卸	三三〇	明治四十一年一月	明治四十四年一月	四〇〇	大正五年四月樽園	四〇〇	十一月	三三〇	七月冷卸	一、〇〇〇	
十一月	三三〇	明治四十一年一月	二月	四〇〇	五月	四〇〇	十一月下旬	三三〇	大正十四年中	一、〇〇〇	
明治四十年二月	三三〇	明治四十一年一月	四月樽園	三三〇	七月薄火	四〇〇	大正九年四月	三三〇	大正十五年一月	一、〇〇〇	
四月樽園	三三〇	明治四十一年一月	八月冷卸	三三〇	八月冷卸	四〇〇	四月樽園	三三〇	四月	一、〇〇〇	
六月薄火	三三〇	明治四十一年一月	九月	四〇〇	十月	四〇〇	六月薄火	三三〇	五月	一、〇〇〇	
冷卸	三三〇	明治四十一年一月	明治四十五年一月	四〇〇	十一月	四〇〇	七月冷卸	三三〇	十月	一、〇〇〇	
十二月	三三〇	明治四十一年一月	五月樽園	四〇〇	大正六年四月樽園	四〇〇	七月冷卸	三三〇		一、〇〇〇	

三 小賣價格

消費地に於ける清酒の小賣價格は、上記の生産地價格及び消費地卸賣價格に比較して調査が頗る困難である。蓋し清酒の小賣取引なるものは、多數の小賣業者の手により、不特定の多數の消費者に對して小額に且つ多様に行はれ、その價格に就き統一的調査を試むるを得ないからである。

卸賣價格の例にならひ、指數のみによつて示されたるものと然らざるものとに分ち、説明を加へる。

指數のみにて示されてゐるものに、日本銀行調査の小賣物價指數が擧げられてゐる。本調査は、日本銀行内部にては卸賣指數と共に已に明治三十三年十月以來算出せられてゐたが、公表せられたのは大正十一年一月が最初である。大正十一年一月以前の材料は震災の爲めに其原簿が焼失したから、此所には公表後の材料のみを掲ぐ。原則として、銘柄は二等品の榊賣、單位は一升と定めてゐるが、往々瓶詰の銘酒を調査の参考に供する事もある。

第六十二表 日本銀行の東京小賣相場調に於ける酒價指數表

大正十三年	一・七三
大正十四年	一・八八
大正十五年	一・八五
大正十三年	一・七七
大正十四年	一・九〇
大正十五年	一・八五
大正十三年	一・七六
大正十四年	一・九〇
大正十五年	一・八五
大正十三年	一・八〇
大正十四年	一・九〇
大正十五年	一・八〇
大正十三年	一・七五
大正十四年	一・九〇
大正十五年	一・七五
大正十三年	一・七八
大正十四年	一・八五
大正十五年	一・七五
大正十三年	一・七八
大正十四年	一・八五
大正十五年	一・七五
大正十三年	一・七八
大正十四年	一・八五
大正十五年	一・七五
大正十三年	一・七八
大正十四年	一・八五
大正十五年	一・七五

二市設市場小賣價格

大正十三年	一月	一・七三
大正十四年	二月	一・七三
大正十五年	三月	一・七〇
大正十三年	四月	一・七三
大正十四年	五月	一・七三
大正十五年	六月	一・七〇
大正十三年	七月	一・七五
大正十四年	八月	一・七〇
大正十五年	九月	一・七〇
大正十三年	十月	一・七〇
大正十四年	十一月	一・七〇
大正十五年	十二月	一・七〇

材料の精確を期する上から云へば第六十三表の商業會議所の報告は不充分の譏あるを免れない。故に、その外に當業者又は同業組合の調査をも併せ利用する必要がある。第六十四表及び第六十五表はその要求から生れて出たものである。第六十四表は當業者泉谷氏が白鶴に就きて調査したる小賣價格である。

第六十四表 大阪に於ける銘酒小賣建値異動表

(イ) 白鶴大樽一丁

大正三年	三月末	三・〇〇
大正四年	四月末	三・〇〇
大正五年	五月末	三・〇〇
大正六年	六月末	三・〇〇
大正七年	七月末	三・〇〇
大正八年	八月末	三・〇〇
大正九年	九月末	三・〇〇
大正十年	十月末	三・〇〇
大正十一年	十一月末	三・〇〇
大正十二年	十二月末	三・〇〇
大正十三年	一月末	三・〇〇
大正十四年	二月末	三・〇〇
大正十五年	三月末	三・〇〇
大正三年	三月末	三・〇〇
大正四年	四月末	三・〇〇
大正五年	五月末	三・〇〇
大正六年	六月末	三・〇〇
大正七年	七月末	三・〇〇
大正八年	八月末	三・〇〇
大正九年	九月末	三・〇〇
大正十年	十月末	三・〇〇
大正十一年	十一月末	三・〇〇
大正十二年	十二月末	三・〇〇
大正十三年	一月末	三・〇〇
大正十四年	二月末	三・〇〇
大正十五年	三月末	三・〇〇

(ロ) 白鶴一升樽詰一本

大正三年度酒	大正四年度酒	大正五年度酒	大正六年度酒	大正七年度酒	大正八年度酒	大正九年度酒	大正十年度酒	大正十一年度酒	大正十二年度酒	大正十三年度酒	大正十四年度酒	大正十五年度酒
三月末	四月末	五月末	六月末	七月末	八月末	九月末	十月末	十一月末	十二月末	翌年一月末	二月末	三月末
0.90円	0.90円	0.90円	0.90円	0.90円	0.90円	0.90円	0.90円	0.90円	0.90円	0.90円	0.90円	0.90円
1.00円	1.00円	1.00円	1.00円	1.00円	1.00円	1.00円	1.00円	1.00円	1.00円	1.00円	1.00円	1.00円
1.10円	1.10円	1.10円	1.10円	1.10円	1.10円	1.10円	1.10円	1.10円	1.10円	1.10円	1.10円	1.10円
1.20円	1.20円	1.20円	1.20円	1.20円	1.20円	1.20円	1.20円	1.20円	1.20円	1.20円	1.20円	1.20円
1.30円	1.30円	1.30円	1.30円	1.30円	1.30円	1.30円	1.30円	1.30円	1.30円	1.30円	1.30円	1.30円
1.40円	1.40円	1.40円	1.40円	1.40円	1.40円	1.40円	1.40円	1.40円	1.40円	1.40円	1.40円	1.40円
1.50円	1.50円	1.50円	1.50円	1.50円	1.50円	1.50円	1.50円	1.50円	1.50円	1.50円	1.50円	1.50円
1.60円	1.60円	1.60円	1.60円	1.60円	1.60円	1.60円	1.60円	1.60円	1.60円	1.60円	1.60円	1.60円
1.70円	1.70円	1.70円	1.70円	1.70円	1.70円	1.70円	1.70円	1.70円	1.70円	1.70円	1.70円	1.70円
1.80円	1.80円	1.80円	1.80円	1.80円	1.80円	1.80円	1.80円	1.80円	1.80円	1.80円	1.80円	1.80円
1.90円	1.90円	1.90円	1.90円	1.90円	1.90円	1.90円	1.90円	1.90円	1.90円	1.90円	1.90円	1.90円
2.00円	2.00円	2.00円	2.00円	2.00円	2.00円	2.00円	2.00円	2.00円	2.00円	2.00円	2.00円	2.00円

第六十二表は樽代又は壺代を加へた価格であるが更に此等の包装費を除

外したる樽賣の價格を調査する必要がある。第六十三表には京都大阪の各同業組合の發表せる價格改定表を掲げる。

第六十五表 清酒樽賣價格改定表

(イ) 大阪酒類商同業組合⁸³⁾

制定の年月日	特等	一等	二等	三等	四等	五等	外
大正三年六月廿二日	0.75円	0.70円	0.65円	0.60円	0.55円	0.50円	0.45円
大正四年一月廿一日	0.75円	0.70円	0.65円	0.60円	0.55円	0.50円	0.45円
大正四年三月廿七日	0.80円	0.75円	0.70円	0.65円	0.60円	0.55円	0.50円
大正四年十月四日	0.85円	0.80円	0.75円	0.70円	0.65円	0.60円	0.55円
大正五年二月十二日	0.90円	0.85円	0.80円	0.75円	0.70円	0.65円	0.60円
大正五年九月二十日	0.95円	0.90円	0.85円	0.80円	0.75円	0.70円	0.65円
大正六年八月十六日	1.00円	0.95円	0.90円	0.85円	0.80円	0.75円	0.70円
大正六年七月四日	1.05円	1.00円	0.95円	0.90円	0.85円	0.80円	0.75円
大正六年十一月十二日	1.10円	1.05円	1.00円	0.95円	0.90円	0.85円	0.80円
大正七年一月十六日	1.15円	1.10円	1.05円	1.00円	0.95円	0.90円	0.85円
大正七年三月十六日	1.20円	1.15円	1.10円	1.05円	1.00円	0.95円	0.90円
大正七年六月廿五日	1.25円	1.20円	1.15円	1.10円	1.05円	1.00円	0.95円
大正七年九月二十日	1.30円	1.25円	1.20円	1.15円	1.10円	1.05円	1.00円

83) 大阪酒類商同業組合；記要

制定の年月日	特等	一等	二等	三等	四等	五等	等外
大正八年一月廿二日							0.75
大正八年四月八日							0.85
大正八年七月四日							0.90
大正八年八月廿九日						1.00	
大正八年九月二十日						1.00	
大正八年十月廿九日						1.00	
大正八年十一月廿五日						1.00	
大正九年三月廿三日						1.00	
大正九年四月廿六日						1.00	
大正九年六月七日	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	1.00
大正九年六月廿一日	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	1.00
大正九年九月十四日							1.00
大正九年十二月六日							0.80
大正十年二月二十日							0.60
大正十年五月二十日							同上
大正十年七月廿二日							同上
大正十一年一月四日							同上
大正十一年五月三日							同上
大正十一年十一月十八日							限外

(同盟會)

制定の年月日	特等	一等	二等	三等	四等	五等	等外
大正十二年三月廿三日							
大正十三年一月廿五日							
大正十三年十一月二十日							
大正十四年五月二十日							
大正十五年十月二十日							

(口)京都市酒類商同業組合

制定の年月日	優等酒	一等	二等	三等	四等	五等	等外
大正七年五月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正七年十二月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正八年二月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50	1.00	
大正八年九月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50	1.00	
大正八年十月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正八年十一月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正八年十二月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正九年二月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正九年三月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正九年四月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正九年五月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正九年六月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正九年七月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正九年八月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正九年九月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正九年十月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正九年十一月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正九年十二月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正十年一月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正十年二月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正十年三月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正十年四月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正十年五月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正十年六月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正十年七月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正十年八月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正十年九月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正十年十月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正十年十一月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正十年十二月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正十一年一月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正十一年二月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正十一年三月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正十一年四月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正十一年五月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正十一年六月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正十一年七月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正十一年八月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正十一年九月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正十一年十月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正十一年十一月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		
大正十一年十二月	1.30	1.00	0.70	0.60	0.50		

第三章 酒税轉嫁の諸過程

第四節

酒價より見たる酒税の轉嫁

大正十三年四月	二・〇〇	一・八〇	一・五〇	一・三〇	一・一〇
大正十三年七月	二・〇〇	一・八〇	一・五〇	一・三〇	一・一〇
大正十四年五月	一・七〇	一・七〇	一・五〇	一・三〇	一・一〇
外に等外酒として五等以下					

以上の統計を材料として、酒税の轉嫁と酒價との關係を調べたのである。

第二款 酒税の轉嫁と酒價

一 研究方法

間接消費税の轉嫁と課税物件の價格との關係に就いては種々なる研究が試みられてゐる。國民經濟的原則に基く、かの Courad 以下の研究は恰もその典型的のものである。

Courad, Schanz, Laspeyres 等の研究は、要するに、時、所、物を標準として價格を遊離的に比較したものである。課税地に於ける課税物件の課税時の價格を、或

は課税地以外の所の價格、課税物件以外の物の價格、課税時以外の時の價格と對照し、以て轉嫁關係を明かにせんとするのである。然し此種の研究方法には常に重大なる假定の存する事を忘れてはならない。課税地の物價と他の地方の物價とが、税金以外の事情に於て、其動き方を一にせる事が第一に必要である。更に課税物件の價格と課税物件以外の物の價格とが、税法以外の事情に於て、同様に變動する事が必要である。第三に、課税時と非課税時とは、一般物價の動き方が、税法以外の事情に於て變化なき事が要件となつてゐる。清酒の價格の研究に於て、かゝる遊離的研究方法を施し清酒造石税の轉嫁を調査する事は果して可能であらうか。私は以下種々の點に於て疑無きを得ないのである。

第一に我國の清酒造石税は國税であつて地方税で無いから、課税地と非課税地との比較は、少くとも我が本國內に於ては不可能である。然らば本國以外と比較すれば如何と云ふ意見が出るが、かくては種々の disturbing factors の介入するを免れ難く従つて税法以外の事情同一なりとの假定が支持し難く

なるのである。

第二に我國の清酒なるものが、他の商品とは本質的に異なる需給關係に立ち、その價格の決定は獨特の法則により支配せられてゐるのである。故に、何所迄が租税轉嫁の影響なりやを、他の商品の價格と比較して決する事が困難である。

第三に最近我が國民經濟の變動が著しく、従つて課税時の影響を、課税に基くものと然らざるものとに區別する事が不可能である。

第四は、所、物、時の凡てに通じたる事情であつて、清酒造石税が無等級の従量税率を採用せる事即ちこれである。清酒造石税が無等級の従量税なる結果として、酒價の變動に伴ひ清酒造石税の實質的税率は刻々變化してゐる譯である。従つて形式的税率を引上げたる場合に於ても、引上げ以上に酒價が騰貴せば事實上税率引下げの結果となり、税率引下げの際にても、酒價がそれ以上に低落せば結局税率引上げの結果を齎すのである。従つて課税時、課税場所、課税物と、時、所、物の三者につき税率の變動を研究せんとするも、所謂税率の

變動なるものが果して實質的の變動を意味するや又は形式的變動なるべきやの疑問を解決せねばならぬ。

嚮に私は *Conrad* 以下の遊離的研究方法を紹介したのであるが、自己の研究には其儘の姿では之を採用する事が出来ない。従つて茲には清酒の生産地價格、卸賣價格、小賣價格を比較して、間接に清酒造石税の轉嫁の影響を察せんと努めたのである。

二 各種の清酒價格の特質

各種の酒價の中、納税者たる酒造家に最も近きは生産地價格にして、擔税指定者たる消費者に隣接してゐるのは小賣價格である。卸賣價格は兩者の中間に位してゐる。以下第一項に掲げたる材料の中、同質性のもののみを用ひて生産地價格、卸賣價格及び小賣價格の各々の特質を比較する。

先づ生産地價格として第五十一表を見る。大正十三年に於ける全國四十六都市の地廻清酒一石當り價格の最高、最低及び平均は次の數字を示してゐる。

第六十六表 四十六都市に於ける地廻清酒一石當り價格表

最高價格	平均價格	最低價格	上酒	中酒	下酒
三三・〇〇 (札幌市)	三三・三三	三〇・〇〇 (奈良市)	二七・〇〇 (鹿児島市)	二六・六六 (奈良市)	二六・〇〇 (神戸市)
			二七・〇〇 (鹿児島市)	二六・六六 (奈良市)	二六・〇〇 (神戸市)
					二六・〇〇 (神戸市)

最低價格を一〇〇とすれば、最高價格は下酒に於て一四九、中酒に於て一七五、上酒に於て一七九となるのである。酒價の最初の出發點たる生産地價格に於て、已にかく大なる地方的差別が存するのであるから、凡ての酒價は可なり異質性に富んでゐるのである。

更に第五十四表地方酒第二標準産地相場異動表を見る。各酒造年度に就き、三月末より翌年四月末迄の變化の回數及び最高價格、最低價格、最低價格最高價格の幅を計算すれば、次の如くである。

第六十七表 地方酒第二標準産地相場異動累年比較表

大正二年度	大正三年度	大正四年度	大正五年度	大正六年度	大正七年度	大正八年度	大正九年度	大正十年度	大正十一年度	大正十二年度	大正十三年度	大正十四年度
四	七	八	八	五	三	二	九	七	〇	四	六	四
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
八	四	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六

第六十七表によれば、生産地價格は隔月に一回變化し、而して最高最低兩價格の幅は最低價格の一割五分乃至十一割を示してゐるのである。次に卸賣價格と小賣價格との比較を種々の方面に於て試みる事が出来る。

第六十八表 清酒の卸賣價格及小賣價格の變動比較表

第三章 酒税轉嫁の諸過程 第四節 酒價より見たる酒税の轉嫁 三四七

日本銀行調査物價指數 (大正十一年一月乃至 大正十五年十二月)	卸賣價格の變動	四十回(年平均八回)	五回(年平均一回)
大阪商業會議所調査 (大正十一年一月乃至 大正十五年十二月)	卸賣價格の變動	十五回(年平均二・三回)	四十四回(年平均七回)
東京商業會議所調査 (大正十四年三月乃至 大正十五年六月乃至 大正十五年十二月)	卸賣價格の變動	三十五回(年平均七回)	八回(年平均二回)
京都商業會議所調査 (大正十一年一月乃至 大正十五年十二月)	卸賣價格の變動	五十一回(年平均八・九回)	十七回(年平均三回)

第六十八表を見るに、變化の回数に於て卸賣價格は小賣價格よりも大體に於て多いのである。只大阪商業會議所は反對の數字を示してゐるが、これは統計のとり方より生じたる結果である。又京都商業會議所の分は小賣と卸賣との銘柄を異にしてゐるから、正確なる比較とは云ひ得ない。小賣價格と卸賣價格との變化を更に詳細に比較する爲めに、次に標本調査を試みる。

卸賣價格の代表として「第五十九表東京積出清酒賣捌標準値段の月別表(ロ)極上」、「第六十表東京積酒價變動統計表の極上」、「第六十一表阪神市場に於け

る酒價變動統計表」の三種を探る。大正四年四月以後大正十五年十月に至る百三十九箇月間の相場は次の如き變化の回数を示してゐる。

第五十九表	第六十表	第六十一表
保合の回数 五一回 變化の回数 六九回 騰貴の場合 四〇回 下落の場合 二九回 不明 一八回 (亂調子、商況不振見送、 品不揃研究見合、相場不定)	保合の回数 八九回 變化の回数 四九回 騰貴の場合 三〇回 下落の場合 一九回	保合の回数 九五回 變化の回数 四三回 騰貴の場合 二九回 下落の場合 一四回

小賣價格としては第六十五表(イ)即ち大阪酒類商同業組合の清酒掛賣價格改定表の一等酒の價格を調査し、卸賣價格と同様に百三十九箇月間の價格の變化を算定する。次の如くである。

保合の回数	一〇九回
變化の回数	二九回
騰貴の場合	二一回

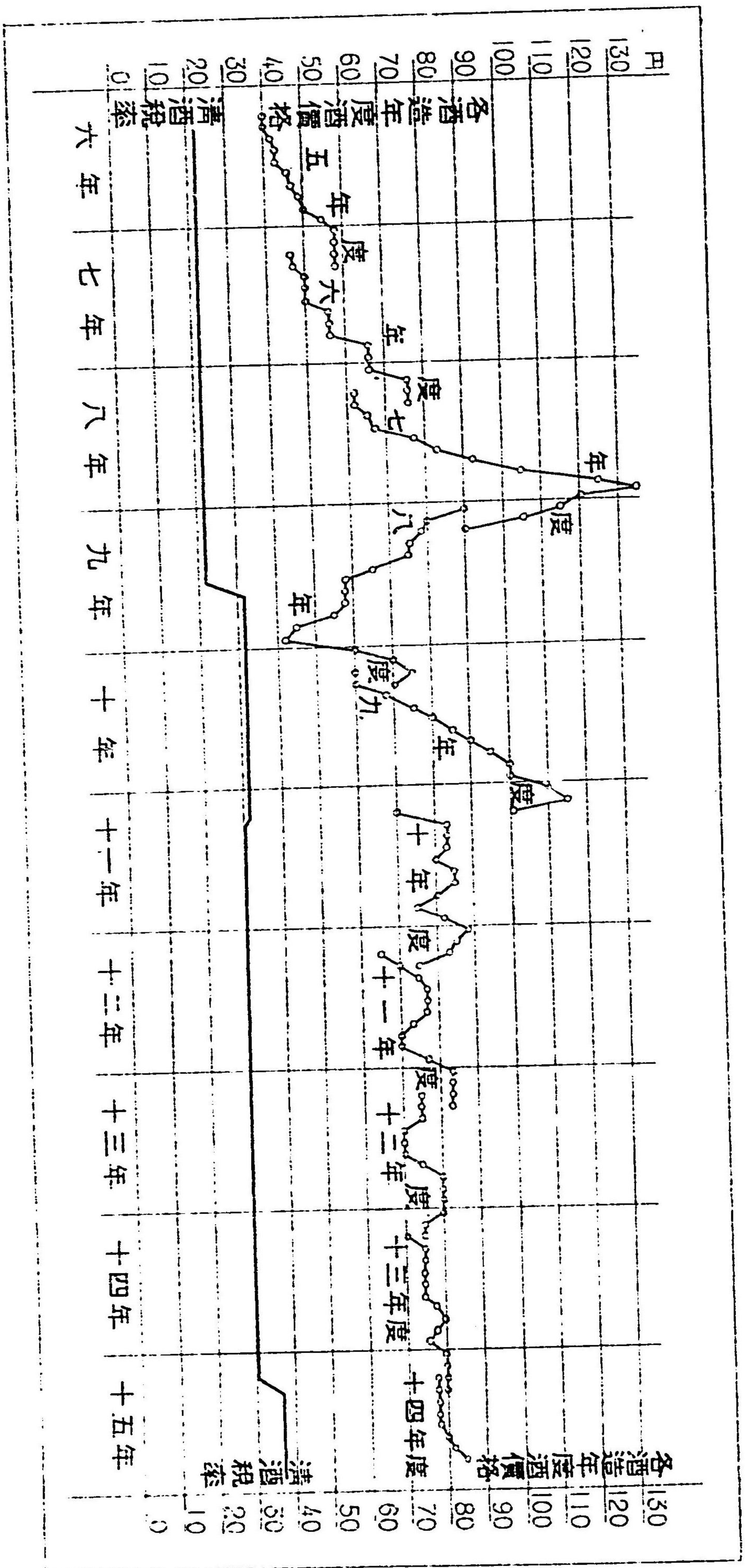
以上の卸賣價格及び小賣價格の標本調査を比較すると、興味ある事實を發見するのである。變化の回數は、小賣の方が卸賣の場合より遙かに少いのである。而して卸賣の方にて騰貴下落が交錯して生ずるに對し、小賣にては騰貴ならば常に騰貴、下落ならば常に下落と、寧ろ傾向的の步調を辿るのである。更に卸賣にては不明の場合が少くないが、小賣の場合にては、其本質上の理由よりして、かかる事が有り得ないのである。

要するに、生産地價格及び卸賣價格は敏性にして絶えず變動するに對し、小賣價格は鈍性にしてその變化の回數が少いのである。酒税の轉嫁が酒價に及ぼす影響を論ずるに當つても、各種の清酒價格の特質を考慮せねばならぬ。

三 酒税の轉嫁

已に述べたるが如く、清酒一石の原價計算は玄米一石の値段の八掛又は十掛に一石當り酒税を加へて、之を算定する事が出来る。更に清酒の生産地價格は、清酒の原價に固定資本の原價銷却及び營業稅所得稅を加へたるものと

84) 本書246—248頁



第七圖表 地方酒第二標準産地相場と清酒税との關係比較表

せられてゐる。従つて納税者たる酒造家に最も接近せる生産地價格に於て酒税の幅が可なり重要な部分を占めてゐる事は否定すべからざる事實である。第七圖表は、この生産地價格と酒税との關係を示したものである。

然れども消費地に於ける卸賣價格、特に擔税指定者たる消費者に最も接近せる小賣價格にありては、生産地價格と趣を異にし、市場の需給關係、消費者の購買力の如何により左右せらるゝ所が大である。而して、この卸賣價格及び小賣價格なるものが、逆に生産地價格の方面にも影響を及ぼし之が變動を或程度迄支配する事となる。

試みに、日本銀行の調査にかゝる東京の酒價指數を卸賣(明治三十三年十月を一〇〇とす)と小賣(大正三年七月を一〇〇とす)につき調査し、それが米價指數に占むる割合及び指數總平均に占むる割合を算定し、此等の數字を清酒造石税の稅率と比較する事によつて第六十九表を得る事が出来る。

第六十九表 酒價指數と酒税との關係比較表

